

八大生活習慣病を保障!! 健康にこだわる医療保険!!

家計にやさしい 終身医療

無配当終身医療保険(無解約払戻金・Ⅲ型)



ご契約のしおり・約款

もくじ

ご契約のしおり

目的別もくじ	しおり 1
--------	-------

主な保険用語のご説明	しおり 3
------------	-------

1. お知らせとお願い	しおり 6
-------------	-------

① 当社の組織形態について	しおり 7
② 保険契約締結の「媒介」と「代理」について	しおり 7
③ 生命保険募集人について	しおり 7
④ クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について	しおり 8
⑤ 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額等が削減される場合について	しおり 9
⑥ 「生命保険契約者保護機構」について	しおり 9
⑦ 個人情報のお取扱いについて	しおり 11
⑧ 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」について	しおり 12
⑨ 被保険者によるご契約者への解約の請求について	しおり 14
⑩ 債権者等による解約について	しおり 14

2. この保険の特徴と仕組み	しおり 16
----------------	--------

① 概要	しおり 17
② 災害・疾病入院給付金について	しおり 18
③ 手術給付金について	しおり 21
④ 骨髄ドナー給付金について	しおり 23
⑤ 保険料の払込免除について	しおり 23
⑥ 入院初期一時給付特則について	しおり 24
⑦ 八大生活習慣病入院無制限給付特則について	しおり 26
⑧ 健康給付特則について	しおり 28
⑨ 入院一時給付特約(2020)について	しおり 29
⑩ 先進医療給付特約について	しおり 31
⑪ 女性疾病給付特約(2019)について	しおり 33
⑫ 通院給付特約(2019)について	しおり 36
⑬ がん一時給付特約(2020)について	しおり 38
⑭ 三大疾病一時給付特約(2020)について	しおり 40
⑮ 三大疾病保険料払込免除特約(2020)について	しおり 42
⑯ 三大疾病保険料払込免除ワイド特約(2020)について	しおり 43
⑰ 健康体割引特約(2019)について	しおり 44
⑱ ヘルスケア特約(2019)について	しおり 45
⑲ 死亡・解約のお取扱いについて	しおり 45
⑳ 法令等の改正に伴う給付金のお支払事由などの変更について	しおり 45
㉑ 責任開始期に関する特約について	しおり 46
㉒ 指定代理請求特約について	しおり 47

3. ご契約にあたって	しおり 50
-------------	--------

① 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合について	しおり 51
② ご契約の申込書の記入について	しおり 51

③ 告知義務について	しおり 51
④ 責任開始期と契約日について	しおり 53
⑤ 保険証券のご確認について	しおり 53

4. 保険料について しおり 54

① 保険料のお払込について	しおり 55
② 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	しおり 56
③ ご契約の復活について	しおり 57
④ 保険料のお払込が困難なときの継続方法について	しおり 57
⑤ 給付金等のお支払の際の保険料精算について	しおり 58

5. ご契約後のお取扱について しおり 60

① ご契約後のお手続きにあたって	しおり 61
② 保障内容の見直しについて	しおり 61
③ 死亡時払戻金受取人の変更について	しおり 62
④ 死亡時払戻金受取人がお亡くなりになられた場合について	しおり 62
⑤ 給付金等のご請求について	しおり 63
⑥ 解約について	しおり 64
⑦ 給付金等の請求権の時効について	しおり 64
⑧ ご請求書類一覧	しおり 65

6. 給付金等をお支払いできない場合 しおり 70

7. その他情報 しおり 76

① 税金について	しおり 77
② ご契約者への情報提供とサービスについて	しおり 79
③ 管轄裁判所について	しおり 83

約款

無配当終身医療保険(無解約払戻金・Ⅲ型)	約款 1
入院一時給付特約(2020)	約款 28
先進医療給付特約	約款 37
女性疾病給付特約(2019)	約款 44
通院給付特約(2019)	約款 56
がん一時給付特約(2020)	約款 65
三大疾病一時給付特約(2020)	約款 74
三大疾病保険料払込免除特約(2020)	約款 83
三大疾病保険料払込免除ワイド特約(2020)	約款 90
健康体割引特約(2019)	約款 97
ヘルスケア特約(2019)	約款 99
責任開始期に関する特約	約款 101
指定代理請求特約	約款 103
疾病入院・手術に関する特別条件特約	約款 109
保険料口座振替特約(定額保険用)	約款 112
保険料クレジットカード払特約	約款 116

目的別もくじ

こんなときは…



この保険の特徴と仕組みを知りたい



給付金等の請求について知りたい



給付金等が支払われない場合について知りたい



保障がいつから開始されるか知りたい



申込の撤回等をしたい



契約を解約したい



税金について知りたい



保険の用語について知りたい

▶	しおり 16	この保険の特徴と仕組み
▶	しおり 63	給付金等のご請求について
▶	しおり 70	給付金等をお支払いできない場合
▶	しおり 53	責任開始期と契約日について
▶	しおり 8	クーリング・オフ制度 (お申込の撤回・ご契約の解除)について
▶	しおり 64	解約について
▶	しおり 77	税金について
▶	しおり 3	主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

この冊子を読むにあたって、ご参照ください。

あ か さ 行	医科診療報酬点数表	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表をいい、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められているものをいいます。
	解約払戻金	ご契約が解約・減額された場合等にご契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
	給付責任開始日	女性疾病給付特約(2019)、がん一時給付特約(2020)、三大疾病一時給付特約(2020)、三大疾病保険料払込免除特約(2020)または三大疾病保険料払込免除ワイド特約(2020)を付加した場合で、所定のがんに関する保障が開始される日のことをいいます。給付責任開始日は責任開始の日からその日を含めて91日目(91日目以降に復活をされた場合は復活日)となります。
	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。月単位または年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、1年ごとの契約日に対応する日をさします(対応する契約応当日がない月は、その月の末日を契約応当日とします)。
	契約者	当社とご契約を締結し、ご契約上の権利(たとえばご契約内容の変更等の請求権)と義務(たとえば保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
	契約年齢	ご契約日における被保険者の年齢のことをいい、満年齢で計算します。(例)ご契約日に50歳7か月の被保険者の契約年齢は50歳となります。
	契約日	契約年齢や保険期間等の基準となる日をいいます。
	告知義務と告知義務違反	ご契約者や被保険者は、ご契約のお申込に際して、被保険者に関して当社がおたずねする重要なことについて、ありのままを報告していただく義務があります。このことを「告知義務」といいます。当社がおたずねした重要なことについて、ご報告がなかったり、ご報告いただいた内容が事実と異なっていた場合、告知義務に違反したことになり、当社はご契約の効力を消滅させること(解除)ができます。
さ 行	歯科診療報酬点数表	公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表をいい、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められているものをいいます。
	失効	保険料の払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
	支払事由	給付金等をお支払いする場合をいいます。
	死亡時払戻金	保険料払込期間満了後、かつ保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれているとき、被保険者が死亡した場合にお支払いすべき払戻金をいいます。
	死亡時払戻金受取人	死亡時払戻金等を受け取る人として、ご契約の締結の際、ご契約者が被保険者の同意を得て指定した人をいいます。
	主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
	責任開始期	お申込みいただいたご契約の所定のがん(女性疾病給付特約(2019)、がん一時給付特約(2020)、三大疾病一時給付特約(2020)、三大疾病保険料払込免除特約(2020)または三大疾病保険料払込免除ワイド特約(2020)付加時)以外に関する保障が開始される時期のことをいいます。また、復活が行なわれた場合のご契約の所定のがん以外に関する保障については、最後の復活によって保障が開始される時期のことをいいます。

た行	第1回保険料相当額	ご契約の締結の際に、ご契約者からお申込みいただく金額のことをいいます。ご契約が成立した場合、第1回保険料相当額は第1回保険料に充当します。
	特則・特約	主契約の保障内容をさらに充実させる等の目的で主契約に適用・付加するものをいいます。
な行	2回目以降の保険料の払込期月	2回目以降の保険料をお申込みいただく月のことをいいます。月払契約の場合は月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで、年払契約の場合は年単位の契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
	2回目以降の保険料の払込猶予期間	2回目以降の保険料のお払込を猶予する期間のことをいいます。月払契約の場合は保険料の払込期月の翌月初日から末日まで、年払契約の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までをいいます。
は行	入院給付金日額	主契約の給付金、死亡時払戻金および解約払戻金をお支払いする際に基準となる金額として、保険契約締結の際、ご契約者の申出により、当社の定める取扱の範囲内で定めた金額をいいます。ただし、ご契約の締結後にその金額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。
	被保険者	保険の対象とされる人のことをいいます。
	復活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態等によっては復活できないこともあります。
	保険期間	当社が保障を行なう期間のことをいいます。
	保険証券	ご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	保険料	ご契約者から当社にお申込みいただくお金のことをいいます。
	保険料払込期間	保険料をお申込みいただく期間のことをいいます。
ま行	本社	約款上は「本店」と記載しますが、通常の呼称は「本社」とします。
	免責事由	お支払事由に該当しても給付金をお支払いしない場合をいいます。
や行	約款	ご契約から保険契約消滅までのご契約内容を記載したもので、主契約については「普通保険約款」(主約款)といい、特約については「特約条項」といいます。

しおり

主な保険用語の
ご説明お知らせと
お願いこの保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後の
お取扱について給付金等を
お支払いできない場合

その他情報

1

お知らせとお願い

- 1 当社の組織形態について
- 2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
- 3 生命保険募集人について
- 4 クーリング・オフ制度（お申込の撤回・ご契約の解除）について
- 5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額等が削減される場合について
- 6 「生命保険契約者保護機構」について
- 7 個人情報のお取扱いについて
- 8 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」について
- 9 被保険者によるご契約者への解約の請求について
- 10 債権者等による解約について

1.お知らせとお願い

1 当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

2 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合、保険契約のお申込に対して生命保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合、保険契約のお申込に対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

3 生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人は、お客様と当社との保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客様からの保険契約のお申込に対して当社が承諾した場合に保険契約は有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約者の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。
- この保険は、生命保険の販売資格を有する者が販売します。
- お客様の担当者である生命保険募集人の権限等に関して、確認を希望される場合は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

4 クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)について

- お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて8日以内であれば、当社への書面での郵送によるお申出によりご契約のお申込の撤回またはご契約の解除(以下、「お申込の撤回等」といいます)をすることができます(募集代理店では受付できません)。この場合には、お払込みいただいた金額を全額お返しします。
- 当社は、お申込の撤回等に関して、損害賠償または違約金その他の金銭のお支払の請求はしません。
- お申込の撤回等の書面の発信時に給付金等のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回等の効力は生じません。ただし、お申込の撤回等の書面の発信時に、お申込者またはご契約者が給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- お申込の撤回等は、書面により前記の期間内(8日以内の消印有効)に、当社へお申出ください。電話や口頭でのお申出はできません。
- つぎの場合には、お申込の撤回等を行うことはできません。
 - 当社が指定した医師による診査が終了している場合
 - 法人や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合
 - 既契約の更新または内容変更(保険金額の増額等)にかかるものである場合

クーリング・オフ可能								クーリング・オフできません
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	

▲
お申込日

クーリング・オフ制度(お申込の撤回・ご契約の解除)のお申出の方法について

- お申込の撤回等をされる場合、つぎの事項を必ずお申込者(ご契約者)ご本人がご記入のうえ、書面(封書^{*1})にて、当社へお申出ください。

- ①お申込の撤回等をする旨の文言
- ②お申込者(ご契約者)の氏名(自署)・住所
- ③申込書番号(申込書控の右上または右下に記載されています)
- ④返金先口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)^{*2}
- ⑤お申込の撤回等の申出日

*1 お客様の個人情報保護のために封書にてお送りください。

*2 保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。なお、返金先口座はお申込者(ご契約者)の本人口座に限りです。

〈お申出のご記入例〉

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 御中
 私は契約の申込の撤回を行います。
 申込者(契約者)名 ○○○○
 住所 ○○○県○○市○○○-○○○
 申込書番号 *****
 返金先口座 ××銀行××支店
 普通 *****
 口座名義人 ○○○○
 ○年○月○日

〈書面(封書)の送付先〉
 〒105-0023
 東京都港区芝浦1-1-1
 T&Dフィナンシャル生命 契約課 行

1.お知らせとお願い

お問合せ窓口

お申込の撤回等に関するご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

☎ 0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

5 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額等が削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても給付金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構にお問合せください。

6 「生命保険契約者保護機構」について

- 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%-(過去5年間の各年の予定利率-基準利率)の総和÷2

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページでご確認できます。

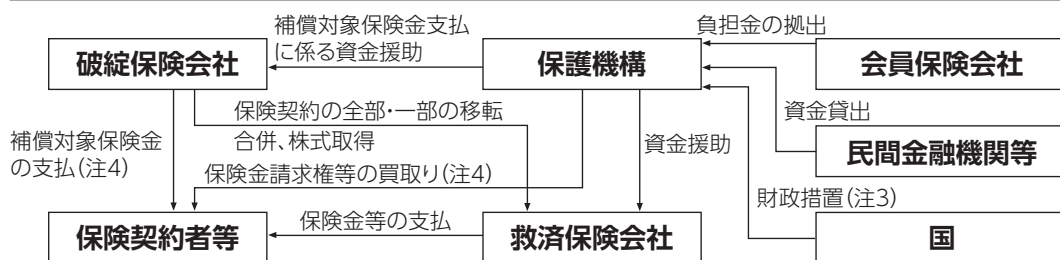
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益等を財源として積立てている準備金等をいいます。

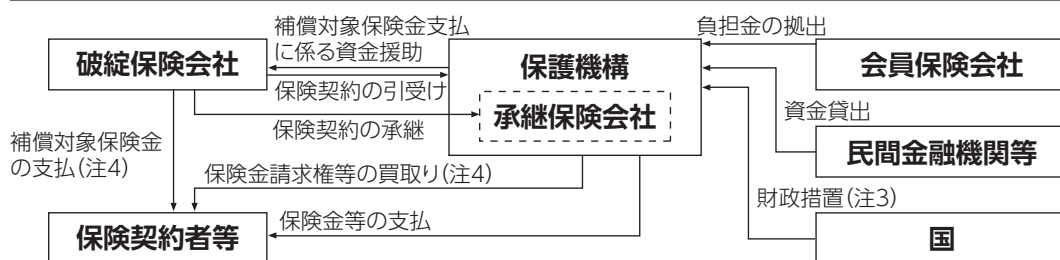
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組の概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注3) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注4) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取り取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- ・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

1.お知らせとお願い

7 個人情報のお取扱いについて

1 当社がお客さまから取得する個人情報の利用目的

- 当社は、お客さまから取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②当社からの関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

※ただし、個人番号および特定個人情報については、保険取引に関する支払調書等作成事務に必要な範囲でのみ利用いたします。

※当社は、お客さまから取得した個人情報を、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込関係書類等についての返却はいたしません。

2 医療・健康等の機微(センシティブ)情報の利用目的

- 当社は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公正性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務上必要な範囲内において、お客さまの同意をもって医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、当社は、取得した機微(センシティブ)情報を、業務上必要な範囲でご契約者・被保険者・生命保険募集人・事務担当者等に開示する場合がございます。なお、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社では、これらの機微(センシティブ)情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。

3 個人情報の第三者への提供

- 当社は、つぎの場合を除き、お客さまの個人情報を第三者に提供いたしません。

①当社とご契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を付することがあり、再保険会社における当該再保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要なご契約者の個人情報のほか、被保険者の氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する場合(外国にある再保険会社に提供する場合を含む。)

②法令に基づく場合。

③前記①に記載する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、当社が事務を委託している当社グループ会社、外部の情報処理業者、嘱託医、生命保険面接士、募集代理店、契約確認会社等の事務委託先へ提供する場合(外国にある事務委託先に提供する場合を含む。)

※ただし、個人番号および特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定められた場合を除き、第三者への提供はいたしません。

4 お問い合わせ窓口

- 当社では、お客さまの個人情報に関するお問い合わせ窓口を設けています。保有個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求、その他個人情報に関するご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

8 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」 「支払査定時照会制度」について

1 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

- あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社(T&Dフィナンシャル生命)が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、「お客様サービスセンター」にお問い合わせください。

登録事項

- ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

- その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。
- ※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

1.お知らせとお願い

2 「支払査定時照会制度」について

●保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社(T&Dフィナンシャル生命)が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、「お客様サービスセンター」にお問い合わせください。

相互照会事項

- 次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとする)
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

9 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行なう必要があります。
 - ①ご契約者または死亡時払戻金受取人が当社に保険給付を行なわせることを目的として給付金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 - ②死亡時払戻金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
 - ③上記①②の他、被保険者のご契約者または死亡時払戻金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 - ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

10 債権者等による解約について

1 差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等(以下、「債権者等」といいます。)によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

2 給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす給付金または死亡時払戻金の受取人はご契約を存続させることができます。
 - ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②ご契約者でないこと
- 給付金または死亡時払戻金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行なう必要があります。
 - ①ご契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等にお支払いすべき金額を債権者等に対してお支払いすること
 - ③上記②について、債権者等にお支払いした旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行なうこと)

2

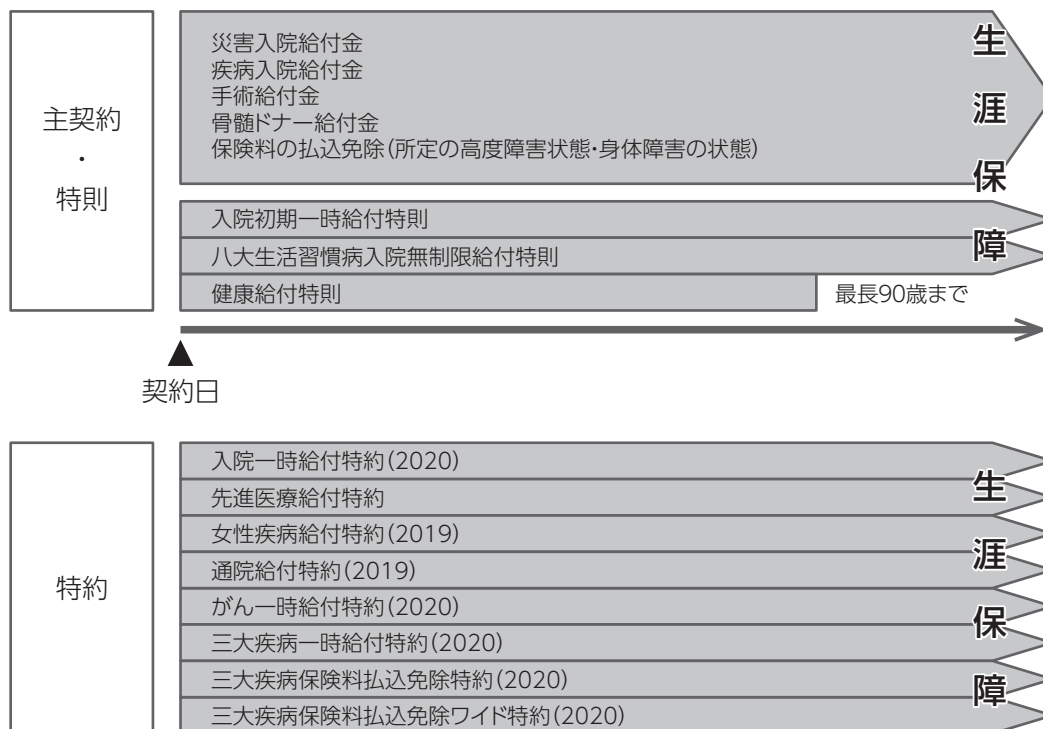
この保険の特徴と仕組み

1	概要
2	災害・疾病入院給付金について
3	手術給付金について
4	骨髄ドナー給付金について
5	保険料の払込免除について
6	入院初期一時給付特則について
7	八大生活習慣病入院無制限給付特則について
8	健康給付特則について
9	入院一時給付特約(2020)について
10	先進医療給付特約について
11	女性疾病給付特約(2019)について
12	通院給付特約(2019)について
13	がん一時給付特約(2020)について
14	三大疾病一時給付特約(2020)について
15	三大疾病保険料払込免除特約(2020)について
16	三大疾病保険料払込免除ワイド特約(2020)について
17	健康体割引特約(2019)について
18	ヘルスケア特約(2019)について
19	死亡・解約のお取扱について
20	法令等の改正に伴う給付金のお支払事由などの変更について
21	責任開始期に関する特約について
22	指定代理請求特約について

2.この保険の特徴と仕組み

1 概要

■しくみ図（イメージ） 保険期間：終身 保険料払込期間：終身払込*



*保険料払込期間については、10年払込・20年払込または55歳・60歳・65歳・70歳払込も選択できます。

災害・疾病入院給付金について

- 被保険者が責任開始期以後、不慮の事故による傷害の治療を目的として入院したときに災害入院給付金をお支払いします。
- 被保険者が責任開始期以後、疾病の治療を目的として入院したときに疾病入院給付金をお支払いします。

手術給付金について

- 被保険者が責任開始期以後、所定の手術を受けたときにお支払いします。
- ※ご契約時に、手術給付金のお取扱なしを選択することもできます。

骨髄ドナー給付金について

- 責任開始日からその日を含めて1年経過後、被保険者が組織の機能に障害のある方に移植することを目的として骨髄幹細胞、または末梢血幹細胞の採取術を受けたときにお支払いします。
- ※ご契約時に、手術給付金のお取扱なしを選択した場合、骨髄ドナー給付金のお支払はありません。

参 照

災害・疾病入院給付金について、くわしくはしおり18をご覧ください。

参 照

手術給付金について、くわしくはしおり21をご覧ください。

参 照

骨髄ドナー給付金について、くわしくはしおり23をご覧ください。

保険料の払込免除について

- 被保険者が保険料払込期間中につぎのいずれかに該当したときに、その後の保険料の払込が免除されます。

1. 所定の高度障害状態に該当したとき
2. 不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したとき

2 災害・疾病入院給付金について

- 被保険者がつぎのお支払事由に該当する入院をされたとき、災害・疾病入院給付金をお支払いします。

お支払いする 給付金	お支払事由の概要	お支払金額	受取人	給付 限度 の型	給付日数の限度	
					1回の 入院	通算
災害入院 給付金	被保険者が、つぎのいずれにも該当する入院をされたとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故*1による傷害を直接の原因とし、その傷害の治療を目的とする入院であること 2. 前1.の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること 3. 病院または診療所*2における入院*3であり、入院日数が1日以上であること	入院給付金日額×入院日数	被保険者	60日型	60日	1,095日
				120日型	120日	1,095日
疾病入院 給付金	被保険者が、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき 1. 責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とし、その疾病の治療を目的とする入院であること 2. 病院または診療所*2における入院*3であり、入院日数が1日以上であること			60日型	60日	1,095日
				120日型	120日	1,095日

- ^{*1} 対象となる不慮の事故については、普通保険約款別表2「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
^{*2} 対象となる病院または診療所については、普通保険約款別表3「病院または診療所」をご覧ください。
^{*3} 対象となる入院については、普通保険約款別表4「入院」をご覧ください。

- 災害入院給付金および疾病入院給付金のお支払金額は各日現在の入院給付金日額を基準として計算します。

- 2回以上入院した場合のお取扱について

○被保険者が災害入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の不慮の事故によるものであるか否かにかかわらず1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して災害入院給付金をお支払いします。

また、被保険者が疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して疾病入院給付金をお支払いします。

ただし、いずれの場合も、退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として災害・疾病入院給付金をお支払いします。

参 照

保険料の払込免除について、くわしくはしおり23をご覧ください。

参 照

災害・疾病入院給付金をお支払いできない場合について、くわしくはしおり71をご覧ください。

備 考

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院等は、「治療を目的とする入院」には該当しません。

しおり

主な保険用語のご説明

お知らせとお願い

この保険の特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

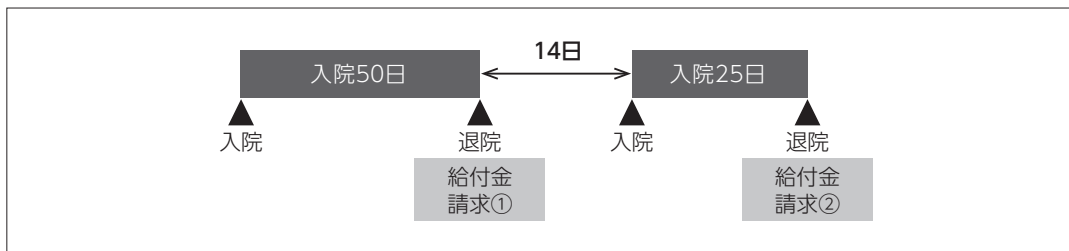
ご契約後のお取扱について

給付金等をお支払いできない場合

その他情報

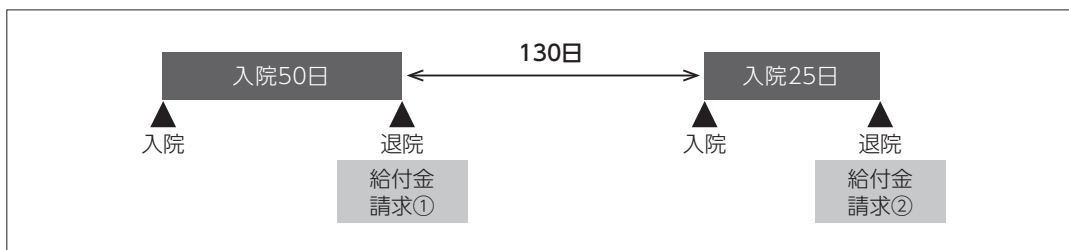
2.この保険の特徴と仕組み

(例1)不慮の事故で50日入院し、14日後に再度不慮の事故で25日入院した場合
(主契約の給付限度の型は60日型を選択)



給付金請求① の場合	50日分の災害入院給付金をお支払いします。
給付金請求② の場合	10日分の災害入院給付金をお支払いします。 (退院後120日が経過しておらず1回の入院とみなされ、1回の入院として60日の給付日数の限度が適用されるため)

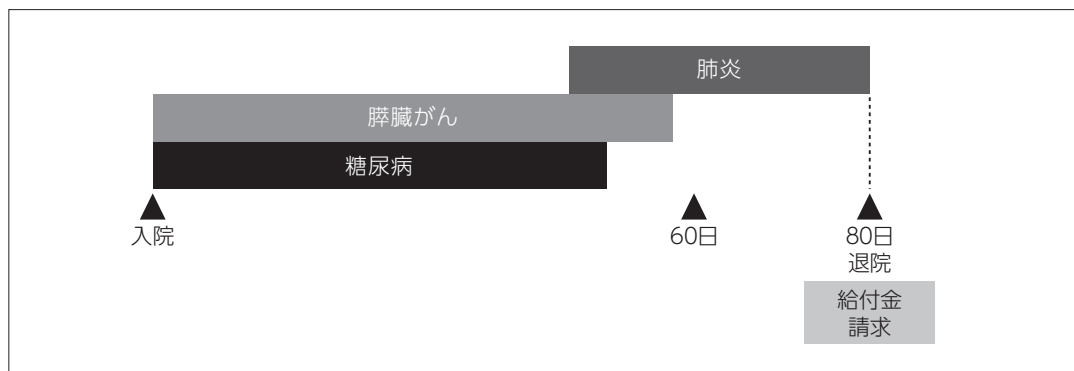
(例2)肺炎で50日入院し、130日後に再度肺炎で25日入院した場合
(主契約の給付限度の型は60日型を選択)



給付金請求① の場合	50日分の疾病入院給付金をお支払いします。
給付金請求② の場合	25日分の疾病入院給付金をお支払いします。 (退院後120日が経過しており新たな入院となるため)

- 被保険者が不慮の事故による入院を開始したときに、異なる不慮の事故により災害入院給付金のお支払事由に該当した場合、またはその入院中に異なる不慮の事故により災害入院給付金のお支払事由に該当した場合は、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故により継続して入院したものとします。
- また、被保険者が疾病による入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、もしくはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとします。

(例3) 糖尿病で入院した同日に膵臓がんが見つかり、
入院中に肺炎を発症し、80日入院した場合
(主契約の給付限度の型は60日型を選択)

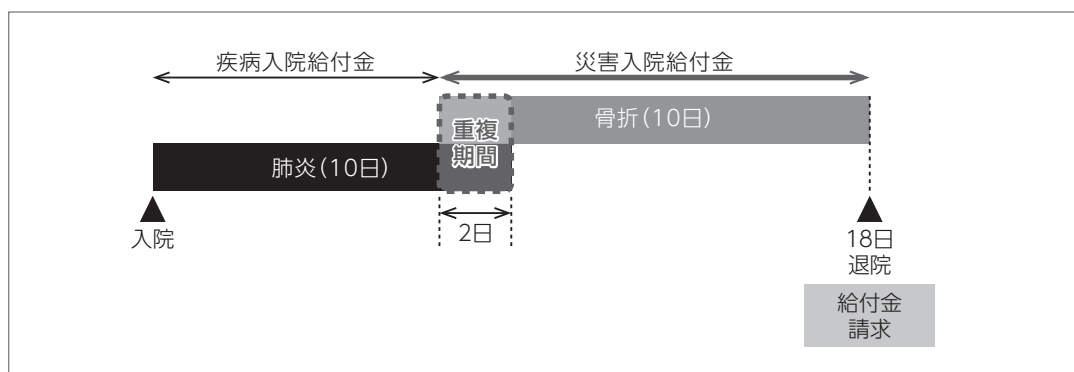


給付金請求

60日分の疾病入院給付金をお支払いします。
(1回の入院として60日の給付日数の限度が適用されるため)

- 災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合、重複期間については災害入院給付金をお支払いし、疾病入院給付金をお支払いしないものとします。

(例4) 肺炎で入院中に病院の階段で骨折し、
骨折で10日入院した場合(肺炎による入院は10日)
(主契約の給付限度の型は60日型を選択)



給付金請求

18日分の災害・疾病入院給付金をお支払いします。
(疾病入院給付金8日分、災害入院給付金10日分をお支払いします)

- つぎの入院の場合は疾病入院とみなし、疾病入院給付金をお支払いします。
 - 不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因とする入院
 - 不慮の事故の日から180日を経過して開始した入院
 - 所定の異常分娩による入院
- 責任開始期前に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院の場合でも、責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして疾病入院給付金をお支払いします。

2.この保険の特徴と仕組み

3 手術給付金について

- 被保険者がつぎのお支払事由に該当する手術をされたとき、手術給付金をお支払いします。

※ご契約時に、手術給付金のお取扱なしを選択することもできます。

お支払いする 給付金	お支払事由の概要	手術給付金の型	手術の種類	支払金額	受取人
手術給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故*1その他の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、病院または診療所*2においてその治療を直接の目的とする所定の手術*3を受けたとき	手術I型	入院中に受けた手術の場合	入院給付金日額 ×10	被保険者
			入院中以外(外来)で受けた手術の場合	入院給付金日額 ×5	
		手術II型	入院中に受けたがん(悪性新生物)、心疾患または脳血管疾患*4の治療を目的とする手術の場合	入院給付金日額 ×40	
			入院中に受けた上記以外の治療を目的とする手術の場合	入院給付金日額 ×20	
			入院中以外(外来)で受けた手術の場合	入院給付金日額 ×5	

- *1 対象となる不慮の事故については、普通保険約款別表2「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- *2 対象となる病院または診療所については、普通保険約款別表3「病院または診療所」をご覧ください。
- *3 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とする所定の手術」には該当しません。
- *4 対象となる「がん(悪性新生物)、心疾患または脳血管疾患」については、普通保険約款別表12「対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患、脾疾患」および別表13「新生物の形態の性状コード」をご覧ください。

- お支払の対象となる所定の手術はつぎのとおりです。

お支払の対象となる所定の手術	左記のうち除外される手術
医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為*1	・ 傷の処理(創傷処理、デブリードマン) ・ 切開術(皮膚、鼓膜) ・ 抜歯手術 ・ 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 異物除去(外耳、鼻腔内) ・ 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) ・ 魚の目、タコ手術後縫合(鶏眼・胼胝切除後縫合)
先進医療に該当する診療行為	・ 診断および検査を直接の目的とした診療行為 ・ 輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射、温熱療法による診療行為

参 照

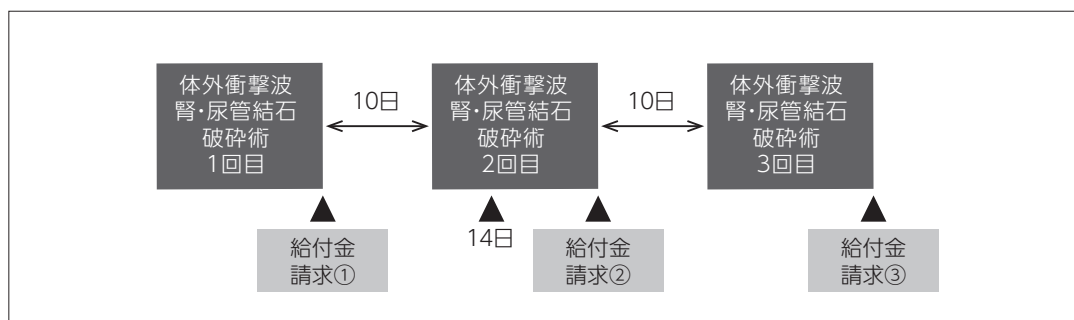
手術給付金をお支払いできない場合について、くわしくはしおり71をご覧ください。

お支払の対象となる所定の手術	左記のうち除外される手術
放射線治療に該当する診療行為 ・ 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^{*2} ・ 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為	血液照射
医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術 ^{*3}	異種移植

- *1 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- *2 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- *3 組織の機能に障害がある人に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限ります。

- 被保険者が同一の日に手術を複数回受けた場合、それらの手術のうち、手術給付金のお支払金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 被保険者が同一の手術を複数回受けた場合でも、医科診療報酬点数表等において手術料が一連の治療過程につき1回のみ算定されるものとして定められている診療行為、もしくは先進医療に該当する診療行為であるときは、最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とし、いずれか1つの手術についてのみお支払いします。

(例) 右腎結石に対する体外衝撃波腎・尿管結石破碎術を、1回目の10日後に2回目、2回目の10日後に3回目を受けた場合



給付金請求① の場合	手術給付金をお支払いします。
給付金請求② の場合	手術給付金はお支払いしません。 (1回目の手術から14日以内で、同一手術期間の手術とみなされるため)
給付金請求③ の場合	手術給付金をお支払いします。 (1回目の手術から20日を経過し、新たな手術とみなされるため)

2.この保険の特徴と仕組み

- 放射線を常時照射する治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の手術とみなして手術給付金をお支払いします。
- 放射線治療を複数回受けた場合、手術給付金がお支払いされることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術給付金をお支払いしません。
- 被保険者が責任開始期前に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、責任開始日からその日を含めて2年経過後に手術を受けたときは、その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして手術給付金をお支払いします。



お支払の対象となる手術は医科診療報酬点数表等の改定により変更となることがあります。

4 骨髄ドナー給付金について

- 被保険者がつぎのお支払事由に該当したとき、給付金をお支払いします。

※ご契約時に、手術給付金のお取扱いを選択した場合、骨髄ドナー給付金のお支払はありません。

お支払いする 給付金	お支払事由の概要	お支払金額	受 取 人	お支払限度
骨髄ドナー給付金	被保険者が責任開始の日からその日を含めて1年経過以後、病院または診療所 ^{*1} において、組織の機能に障害のある人に移植することを目的として、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき ^{*2}	【手術Ⅰ型の場合】 入院給付金日額 ×10 【手術Ⅱ型の場合】 入院給付金日額 ×20	被 保 険 者	保険期間を通じて 1回限り

*1 患者を入院させる施設を有しない診療所を含みます。

*2 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる場合を除きます。

5 保険料の払込免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病により、保険料払込期間中に、所定の高度障害状態^{*1}に該当された場合、以後の保険料の払込が免除されます。
また、被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故^{*2}による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態^{*3}に該当された場合、以後の保険料の払込が免除されます。

*1 対象となる所定の高度障害状態については、普通保険約款別表10「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

*2 対象となる不慮の事故については、普通保険約款別表2「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

*3 対象となる所定の身体障害の状態については、普通保険約款別表11「対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

参 照

骨髄ドナー給付金をお支払いできない場合について、くわしくはしおり71をご覧ください。

参 照

保険料の払込免除ができない場合について、くわしくはしおり71をご覧ください。

6 入院初期一時給付特則について

- この特則を適用した場合、1回の入院の入院日数が1日以上9日以内のときは、主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払金額を入院給付金日額×10とします。
- 1日以上9日以内の入院により災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いした場合、給付日数の限度の適用にあたっては、その災害入院給付金または疾病入院給付金の給付日数を10日として、主契約の給付日数の限度に算入します。

	お支払金額		給付限度 の型	給付日数の限度	
	入院日数 1日以上9日以内	入院日数 10日以上		災害入院給付金・ 疾病入院給付金それぞれ	
				1回の入院	通算
主契約のみ	入院給付金日額 ×入院日数	入院給付金日額 ×入院日数	60日型	60日	1,095日
			120日型	120日	1,095日
特則を適用	入院給付金日額 ×10	入院給付金日額 ×入院日数	60日型	60日	1,095日
			120日型	120日	1,095日

備考

募集代理店によりこの特則を取り扱わない場合があります。

参照

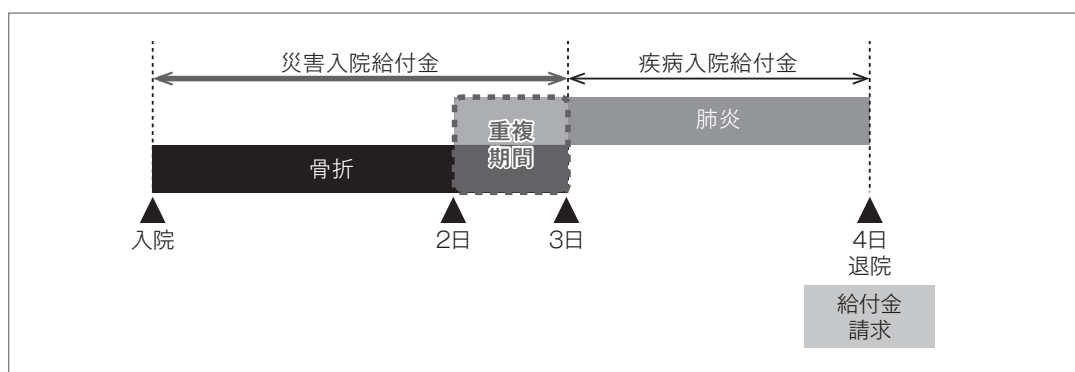
入院一時給付特約(2020)について、くわしくはしおり29をご覧ください。



この特則は、入院一時給付特約(2020)を付加した契約には適用することはできません。

- 災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払金額は、1回の入院のうち入院を開始した日からその日を含めて10日までは、その入院を開始した日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金とが重複し、災害入院給付金がお支払いされる期間と疾病入院給付金がお支払いされる期間とを合算して1日以上9日以内の場合、重複部分は災害入院給付金をお支払いし、10日に満たない日数分は災害入院給付金を加算してお支払いします。
- 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払金額に応じた給付日数を、それぞれの通算の給付日数に算入します。

(例1)この特則を適用し、不慮の事故で骨折し入院している間、入院2日目に肺炎になり、その日から3日入院した場合(骨折による入院は3日)



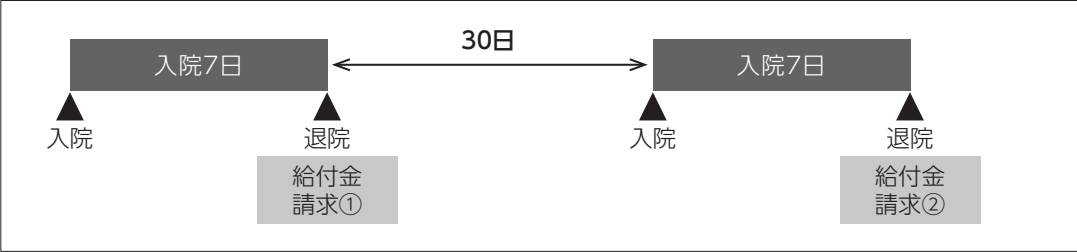
給付金請求

10日分の災害・疾病入院給付金をお支払いします。
(疾病入院給付金1日分、災害入院給付金3日分に災害入院給付金6日分を加算してお支払いするため)

2.この保険の特徴と仕組み

●1日以上9日以内の入院をした後、退院日の翌日からその日を含めて120日以内に再度入院した場合のお取扱はつぎのとおりです。

(例2)この特則を適用し、胃潰瘍で7日入院、30日後に再度胃潰瘍で7日入院した場合
(主契約の給付限度の型は60日型を選択)



給付金請求① の場合	10日分の疾病入院給付金をお支払いします。
給付金請求② の場合	4日分の疾病入院給付金をお支払いします。 (1回の入院とみなし、それぞれの入院日数を合計し、すでにお支払いした給付金の入院日数を差し引くため)



- ・この特則により算入する災害入院給付金および疾病入院給付金の日数がそれぞれの通算の給付日数の限度を超える場合には、その日数から通算の給付日数の限度を超える日数を減じた日数を通算の給付日数に算入します。
- ・この場合、災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払金額は、各日の入院給付金日額にそれぞれの通算の給付日数に算入する日数を乗じた金額とし、通算の給付日数の限度を超える日数については、災害入院給付金または疾病入院給付金をお支払いしません。



この特則は、保険期間の途中から適用することはできません。



この特則の解約は取り扱いません。

7 八大生活習慣病入院無制限給付特則について

- この特則を適用し、疾病入院給付金の1回の入院の給付日数の限度または通算の給付日数の限度を超えて、所定の八大生活習慣病*の治療を直接の目的として入院した場合、給付日数に制限なく疾病入院給付金をお支払いします。

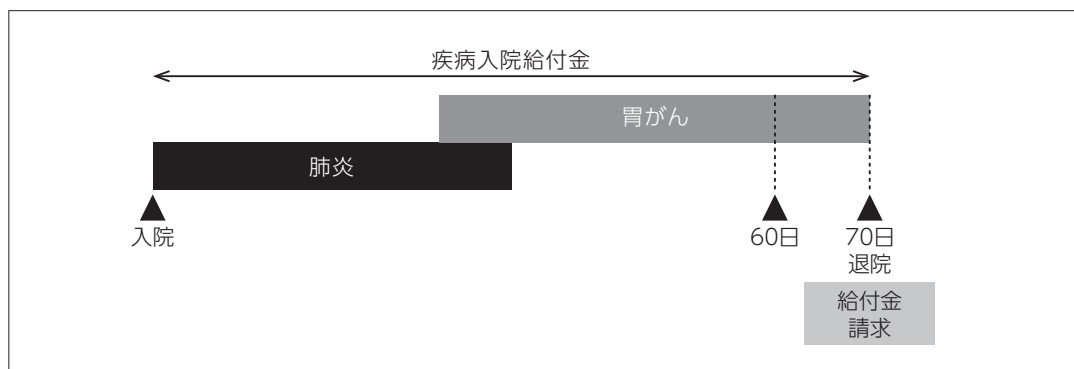
八大生活習慣病	がん(悪性新生物・上皮内がん)	心疾患	脳血管疾患	糖尿病
	高血圧性疾患	腎疾患	肝疾患	脾疾患

	給付日数の限度	
	八大生活習慣病以外の疾病	八大生活習慣病
主契約のみ	[60日型の場合] 1回の入院60日 通算1,095日	
特則を適用	[120日型の場合] 1回の入院120日 通算1,095日	給付日数無制限

- 1回の入院の給付日数の限度または通算の給付日数の限度に到達した日の翌日以後に、所定の八大生活習慣病*を直接の原因とし、その治療を目的とする入院をした場合は、その入院日数分の疾病入院給付金をお支払いします。

*対象となる八大生活習慣病については、普通保険約款別表12「対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患、脾疾患」および別表13「新生物の形態の性状コード」をご覧ください。

(例)この特則を適用し、肺炎で入院している間に胃がんが見つかり、
70日入院した場合
(主契約の給付限度の型は60日型を選択)



給付金請求	70日分の疾病入院給付金をお支払いします。 (特則の適用により、60日の給付日数の限度を超えてお支払いするため)
-------	---

備考

募集代理店によりこの特則を取り扱わない場合があります。

しおり

主な保険用語のご説明

お知らせとお願い

この保険の特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後のお取扱について

給付金等をお支払いできない場合

その他情報

2.この保険の特徴と仕組み

<あわせて入院初期一時給付特則を適用した場合>

- 疾病入院給付金の通算の給付日数の限度に達した日の翌日以後であっても、所定の八大生活習慣病*を直接の原因とし、その治療を目的として、1日以上9日以内の入院をした場合は、入院初期一時給付特則の規定に基づき10日分の疾病入院給付金をお支払いします。
- 疾病入院給付金の通算の給付日数の限度に達した日の翌日以後に、所定の八大生活習慣病*を直接の原因とし、その治療を目的とする入院をした場合は、給付日数に制限なく疾病入院給付金をお支払いします。

*対象となる八大生活習慣病については、普通保険約款別表12「対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患、脾疾患」および別表13「新生物の形態の性状コード」をご覧ください。

参 照

入院初期一時給付特則について、くわしくはしおり24をご覧ください。



この特則は、保険期間の途中から適用することはできません。

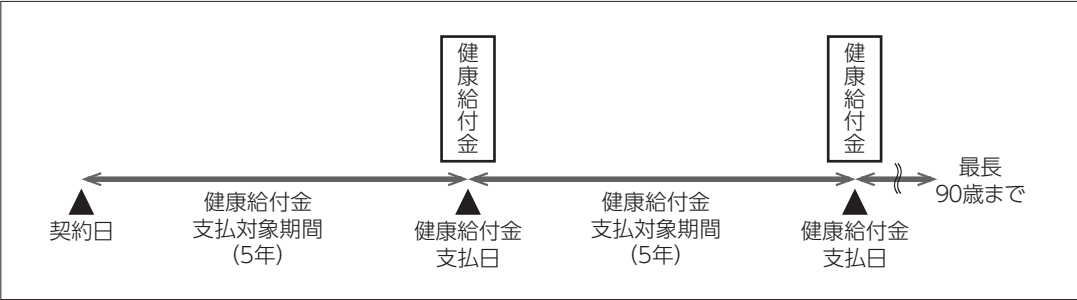


この特則の解約は取り扱いません。

8 健康給付特則について

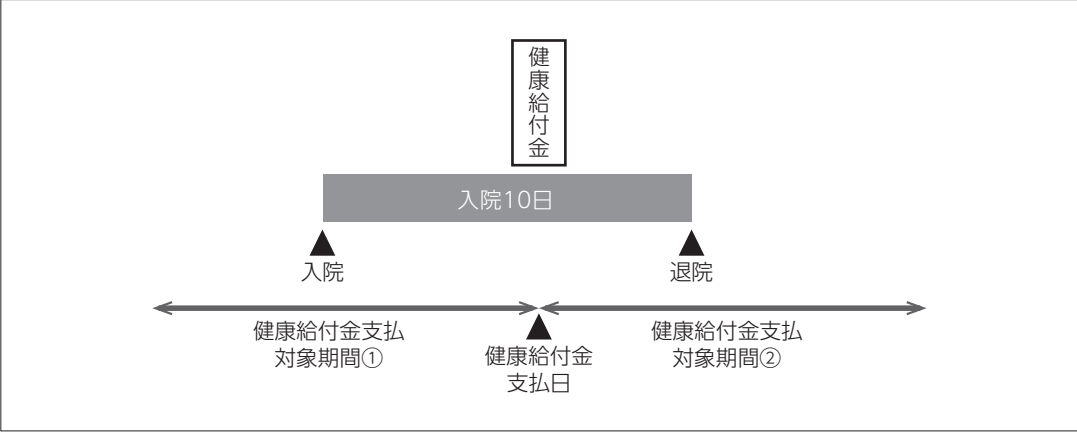
- この特則を適用し、被保険者が5年ごとの健康給付金支払対象期間中に継続10日以上
入院に対する災害・疾病入院給付金のお支払がなく、健康給付金支払対象期間の満了時
にご生存のとき、ご契約者につぎの健康給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払金額	受取人	お支払限度
健康給付金	入院給付金日額×10	ご契約者	最長90歳まで



- 入院日数が継続して10日以上入院が健康給付金支払日を含んで継続している場合は、
その入院の入院日数が継続して10日に達した日の属する健康給付金支払対象期間にお
ける入院とみなします。

(例1)他に継続10日以上入院給付金のお支払がなく、
健康給付金支払日直前に骨折で継続10日入院した場合



健康給付金 支払	健康給付金をお支払いします。 (健康給付金支払対象期間②の満了時の健康給付金のお支払はありません)
-------------	--

備考

募集代理店によりこ
の特則を取り扱わな
い場合があります。

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お願い

この保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後の
お取扱について

給付金等を
お支払いできない場合

その他情報

2.この保険の特徴と仕組み

- 健康給付金をお支払いした後に、その健康給付金支払対象期間中に入院日数が継続して10日以上となる入院に対する災害・疾病入院給付金の請求を受け、その災害・疾病入院給付金をお支払いする場合は、そのお支払いすべき金額から、すでにお支払いした健康給付金を差し引いた金額をお支払いします。
ただし、会社のお支払いすべき金額が健康給付金としてお支払いした金額に不足するときは、ご契約者は、その不足する金額を会社に返還してください。
- 入院初期一時給付特則を適用し、1日以上9日以内の入院をして10日分の疾病入院給付金をお支払いした場合でも、継続して10日以上となる入院に対する災害・疾病入院給付金のお支払がなければ、健康給付金をお支払いします。

参 照

入院初期一時給付特則について、くわしくはしおり24をご覧ください。



被保険者がその健康給付金支払対象期間満了日の翌日において91歳以上となる場合、健康給付金のお支払はありません。



この特則は、保険期間の途中から適用することはできません。



この特則の解約は取り扱いません。

9 入院一時給付特約(2020)について

- 被保険者がこの特約の保険期間中につぎのお支払事由に該当したとき、入院一時給付金をお支払いします。

備 考

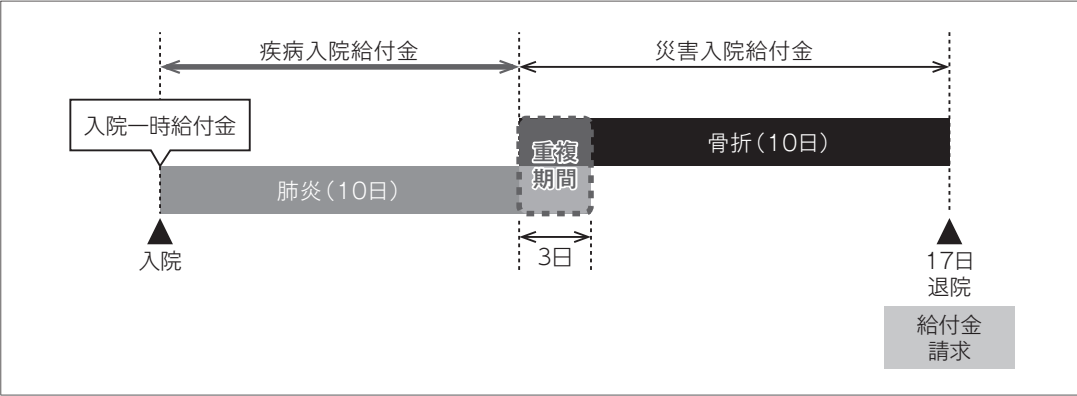
募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

お支払い する 給付金	お支払事由の概要	お支払 金額	受 取 人	給付回数の 限度
入院一時 給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかを直接の原因とし、その治療を目的として災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院 ^{*1} をしたとき 1.この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故 ^{*2} その他の外因による傷害 2.この特約の責任開始期以後に発病した疾病 ^{*3}	1回の入院につき、 入院一時給付金額	主契約の給付金の 受取人	給付回数を通算 して50回

- *1 対象となる入院については、入院一時給付特約(2020)条項別表2「入院」をご覧ください。
- *2 対象となる不慮の事故については、入院一時給付特約(2020)条項別表3「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- *3 入院一時給付特約(2020)条項別表4「異常分娩」に定める異常分娩を含みます。

●入院一時給付金のお支払は、1回の入院につき、1回限りとします。また、入院一時給付金のお支払事由に該当する入院中に、異なる入院一時給付金のお支払事由に該当する入院を開始した場合についても、それらの入院を通じて、入院一時給付金のお支払は1回限りとします。

(例)この特約を付加し、肺炎で入院中に階段から落ち、骨折で10日入院していた場合
(肺炎による入院は10日)



給付金請求	17日分の災害・疾病入院給付金に加え、入院一時給付金1回をお支払いします。 (主契約の疾病入院給付金7日分・災害入院給付金10日分をお支払いします。また、入院一時給付金のお支払事由に該当する入院中に、異なる入院一時給付金のお支払事由に該当する入院を開始した場合についても、それらの入院を通じて、入院一時給付金のお支払は1回限りのため、入院一時給付金を1回お支払いします)
-------	--

⚠ 同一の日に2回以上入院した場合は、入院一時給付金を重複してお支払いしません。

⚠ この特約は、入院初期一時給付特則を適用した契約には付加することはできません。

つぎのいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。

- 主契約が消滅したとき
- この特約の給付金の給付回数が、通算して50回に達したとき
- 災害入院給付金および疾病入院給付金の給付日数のいずれかが通算の給付日数の限度に達したとき(ただし、八大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合は、消滅しません。)

参 照

1回の入院とみなされる入院について、くわしくはしおり18をご覧ください。

備 考

入院一時給付金をお支払いできない場合について、くわしくはしおり71をご覧ください。

しおり

主な保険用語のご説明

お知らせとお願い

この保険の特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後のお取扱について

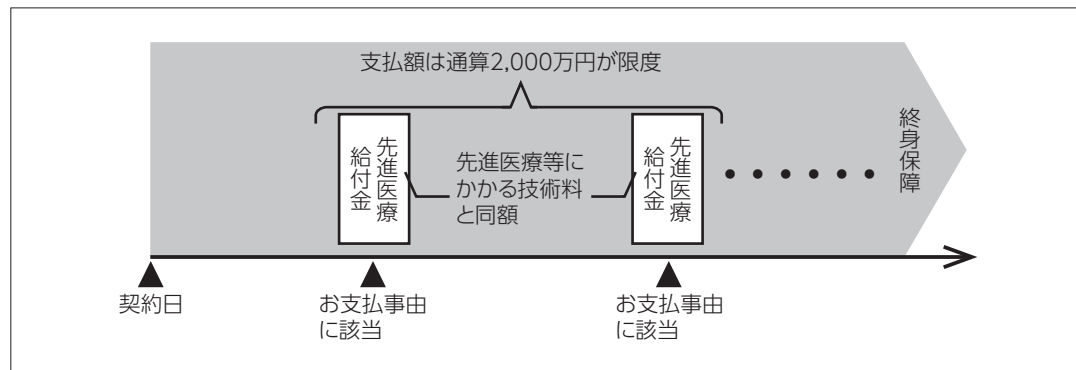
給付金等をお支払いできない場合

その他情報

2.この保険の特徴と仕組み

10 先進医療給付特約について

- 被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、先進医療等による療養^{*1}を受けたとき、先進医療給付金をお支払いします。



お支払いする給付金	お支払金額	受取人	お支払限度
先進医療給付金	先進医療等にかかる技術料 ^{*2} と同額	主契約の給付金の受取人	通算 2,000万円まで

- *1 対象となる療養については先進医療給付特約条項別表4「先進医療」、別表5「先進医療に相当する患者申出療養」をご覧ください。
- *2 対象となる先進医療等にかかる技術料については、先進医療給付特約条項別表6「先進医療等にかかる技術料」をご覧ください。

- この特約の付加は、被保険者1人に対して1件のみとなります。
- 先進医療給付金のお支払の対象となるのは、つぎの療養となります。

○先進医療

- ・先進医療として行なわれる療養

○先進医療に相当する患者申出療養

- ・医療技術や適応症が「先進医療のいずれかと同一」であり、実施計画における適格基準等が「先進医療の実施計画のものと同様」である療養

【ご参考】先進医療給付金の対象となる療養

先進医療による療養

①医療技術や適応症が「先進医療のいずれかと同一」であり、実施計画における適格基準等が「先進医療の実施計画のものと同様」である療養

②既に実施されている先進医療の実施計画対象外の患者に対する療養

③先進医療としても患者申出療養としても実施されていない療養

④現在行われている治験の対象とならない患者に対する治験薬等を使用する療養

患者申出療養

- 先進医療として行なわれる療養については、先進医療給付金医療機関宛直接支払サービスの取扱いが可能です。ご利用にあたっては一定の条件がありますので、必ず事前にお客様サービスセンターまでお問合せください。

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

備考

先進医療給付金をお支払いできない場合について、くわしくは、しおり71をご覧ください。

【ご参考】先進医療と患者申出療養について

<先進医療について>

公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療*をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養等、厚生労働大臣が定める先進医療でなくなっているものは除きます。

*先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。

※ 医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行なわれます。そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金のお支払対象外となります。

<患者申出療養について>

厚生労働大臣が定める患者申出療養をいい、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行なわれる療養に限ります。

つぎの患者申出療養は、先進医療給付金のお支払対象になりません。

- ・ 先進医療の実施計画において、患者が適格基準外の年齢である場合等、既に実施されている先進医療の実施計画対象外の患者に対する療養
- ・ 先進医療としても患者申出療養としても実施されていない療養
- ・ 現在行なわれている治験の対象とならない患者に対する治験薬等を使用する療養
- ・ 療養を受けた時点において、その医療技術が先進医療の技術ではなくなっている場合



【ご参考】先進医療に相当する患者申出療養の確認(イメージ)

① お客さまが受療された患者申出療養の「申出にかかわる療養の名称」と「適応症」は、それぞれいずれかの先進医療の「医療技術」および「適応症」と同じですか。

先進医療および患者申出療養の「医療技術」および「適応症」は、以下でご確認いただけます。

- ・ 厚生労働省のホームページ
- ・ 平成20年 3月27日 厚生労働省告示第129号「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準」

Yes

No

② 受療された患者申出療養は、その先進医療の実施計画の「適格基準」に適合していますか。

Yes

No

「先進医療の実施計画」における「被験者の適格基準及び選定方法」の範囲内であるかについて、受療された医療機関にご確認ください。

「先進医療に相当する患者申出療養」に該当します。

「先進医療に相当する患者申出療養」に該当しません。

2.この保険の特徴と仕組み

11 女性疾病給付特約(2019)について

- 女性を被保険者とし、被保険者がこの特約の保険期間中につぎのお支払事由に該当したとき、給付金をお支払いします。
- この特約の給付限度の型は主契約で選択された給付限度の型に連動して選択されます。

お支払い する 給付金	お支払事由の概要	お支払 金額	受取 人	給付 限度 の型	給付回数の限度	
					1回の 入院	通算
女性疾病 入院 給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する入院をしたとき 1. この特約の責任開始期以後に発病した女性疾病*1を直接の原因とし、その女性疾病*1の治療を目的とする入院であること 2. 病院または診療所*2における入院*3であり、入院日数が1日以上であること	女性疾病 入院 給付金 日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人	60日型	60日	1,095日
				120日型	120日	1,095日
乳房 再建術 給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれにも該当したとき 1. 給付責任開始日*4前にかん*5と診断確定されたことがないこと 2. 給付責任開始日*4以後、生まれて初めて女性疾病*1のうち乳房の悪性新生物*6と診断確定され、その乳房の悪性新生物*6を直接の原因とし、病院または診療所*2でその治療を目的とする乳房の切除術*7を受けたこと 3. 前2. の手術を受けた乳房について、病院または診療所*2で乳房再建術*8を受けたこと	乳房 再建術 給付金額	主契約の給付金の受取人	この特約の保険期間を通じて、1乳房につき1回限り		

- *1 対象となる女性疾病については、女性疾病給付特約(2019)条項別表2「対象となる女性疾病」をご覧ください。
- *2 対象となる病院または診療所については、女性疾病給付特約(2019)条項別表4「病院または診療所」をご覧ください。
- *3 対象となる入院については、女性疾病給付特約(2019)条項別表5「入院」をご覧ください。
- *4 給付責任開始日は責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。
- *5 対象となるがんとは、女性疾病給付特約(2019)条項別表2に定める悪性新生物または上皮内新生物のうち、女性疾病給付特約(2019)条項別表3に定める新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
- *6 対象となる乳房の悪性新生物については、女性疾病給付特約(2019)条項別表2「対象となる女性疾病」および別表3「新生物の形態の性状コード」をご覧ください。
- *7 対象となる乳房切除術については、女性疾病給付特約(2019)条項別表6「乳房切除術」をご覧ください。
- *8 対象となる乳房再建術については、女性疾病給付特約(2019)条項別表7「乳房再建術」をご覧ください。

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

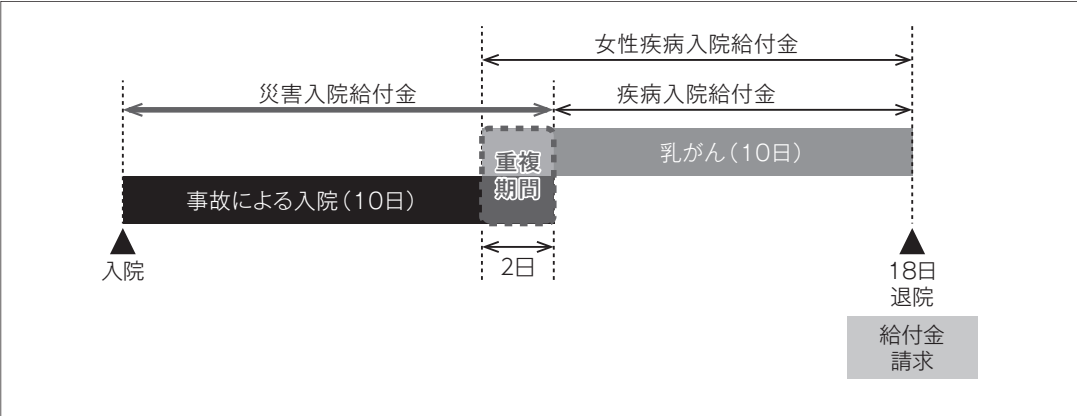
備考

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院等は、「治療を目的とする入院」には該当しません。

●被保険者が、この特約の責任開始期以後に女性疾病以外の原因による入院中に女性疾病を併発し、女性疾病について入院を要する治療を開始したときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、女性疾病を直接の原因とする入院とみなし、女性疾病入院給付金をお支払いします。

<女性疾病入院給付金のお支払例>

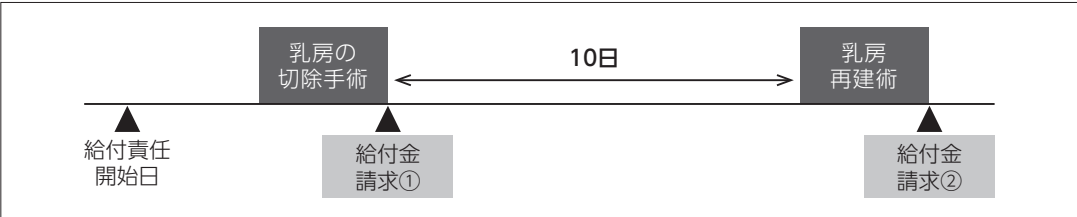
(例)この特約を付加し、交通事故で入院中に乳がんが見つかり、乳がんで10日入院した場合(事故による入院は10日)。



給付金請求	10日分の災害入院給付金と8日分の疾病入院給付金に加え、10日分の女性疾病入院給付金をお支払いします。 (主契約の災害・疾病入院給付金のお支払いに上乗せして、女性疾病入院給付金をお支払いするため。災害入院給付金と疾病入院給付金が重複する場合、重複期間については災害入院給付金をお支払いします)
-------	---

<乳房再建術給付金のお支払例>

(例)この特約を付加し、給付責任開始日以後の乳がんによる乳房の切除手術を受け、手術を受けた乳房について10日後に乳房再建術を行なった場合



給付金請求①の場合	主契約の手術給付金をお支払いします。
給付金請求②の場合	主契約の手術給付金に加え、乳房再建術給付金をお支払いします。 (主契約の手術給付金のお支払いに上乗せして、乳房再建術給付金をお支払いするため)

2.この保険の特徴と仕組み

- 被保険者が女性疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して女性疾病入院給付金をお支払いします。
- 女性疾病入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として女性疾病入院給付金をお支払いします。
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性疾病を直接の原因とする入院の場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、責任開始期以後の原因によるものとみなして、女性疾病入院給付金をお支払いします。

つぎのいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。



- ・主契約が消滅したとき
- ・この特約の女性疾病入院給付金の給付日数が1,095日分に達し、かつ、乳房再建術給付金のお支払回数が2回に達したとき

被保険者が、給付責任開始日の前日までにがん(悪性新生物・上皮内がん)と診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、この特約を無効とし、既に払い込まれた保険料と、この特約を付加していなかった場合の保険料との差額をご契約者に払い戻します。



ただし、つぎのいずれかに該当した場合を除きます。

1. 告知義務違反または重大事由に該当したため、この特約が解除された場合
2. 会社がこの特約の女性疾病入院給付金の請求を受け、その女性疾病入院給付金をお支払いすることとなった場合

参 照

女性疾病入院給付金、乳房再建術給付金をお支払いできない場合について、くわしくはしおり71をご覧ください。

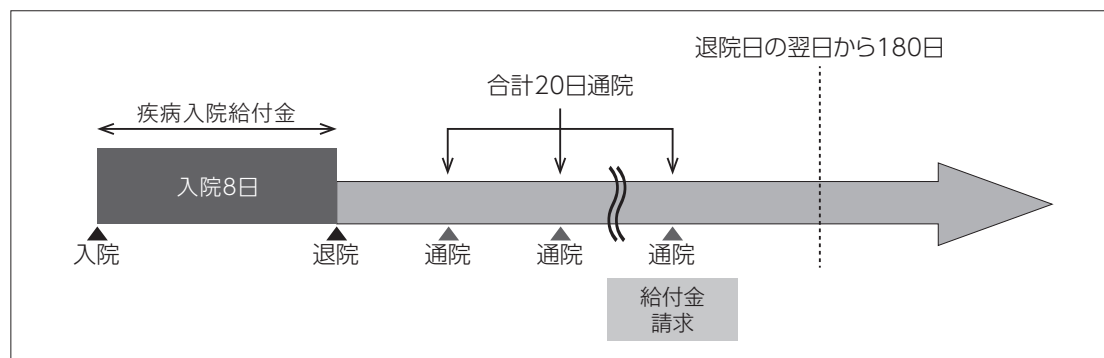
12 通院給付特約(2019)について

- 被保険者がこの特約の保険期間中につぎのお支払事由に該当したとき、給付金をお支払いします。

お支払い する 給付金	お支払事由の概要	お支払 金額	受取人	給付日数の 限度
通院 給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する通院をしたとき 1. 災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院をし、その入院の直接の原因となった不慮の事故 ^{*1} その他の外因による傷害または疾病 ^{*2} の治療を目的とする通院 ^{*3} であること 2. 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間の通院 ^{*3} であること 3. 病院または診療所 ^{*4} における通院 ^{*3} であること	通院給付金日額 ×通院日数	主契約の給付金の受取人	1回の通院対象 期間中の通院: 30日 通算: 1,095日

- *1 対象となる不慮の事故については、通院給付特約(2019)条項別表2「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- *2 通院給付特約(2019)条項別表3に定める異常分娩を含みます。
- *3 対象となる通院については、通院給付特約(2019)条項別表4「通院」をご覧ください。
- *4 対象となる病院または診療所については、通院給付特約(2019)条項別表5「病院または診療所」をご覧ください。

(例)糖尿病で8日入院され、退院日の翌日から180日以内に糖尿病の治療を受けるため合計20日通院された場合
(入院初期一時給付特則が適用されていない場合)



給付金請求	8日分の疾病入院給付金と20日分の通院給付金をお支払いします。 (主契約の疾病入院給付金がお支払いされる入院をされ、退院日の翌日からその日を含めて180日以内に、入院の原因となった疾病の治療を目的として通院されたため)
-------	--

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

参照

災害・疾病入院給付金について、くわしくはしおり18をご覧ください。

備考

治療処置を伴わない薬剤、治療材料の購入、受取のみの通院などは、「治療を目的とする通院」には該当しません。

2.この保険の特徴と仕組み

<2回以上の入院で、主約款の規定により1回の入院とみなされる入院をした場合のお取扱いについて>

- 主契約のお支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされる入院については、その最終の入院の退院日(主契約の給付限度の型に60日型を選択し、1回の入院の給付日数が60日をこえる場合は、その給付日数が60日となる日を含んだ入院の退院日、主契約の給付限度の型に120日型を選択し、1回の入院の給付日数が120日をこえる場合は、その給付日数が120日となる日を含んだ入院の退院日)を入院の退院日として取り扱います。
- 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日前までの間に通院したときは、それらの入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とする通院に対しては通院給付金をお支払いします。



災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院中の通院については、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金はお支払いしません。



主契約の災害・疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院をともなう通院ではない場合、通院給付金はお支払いしません。



同一の日に2回以上通院した場合、1回の通院とみなし、通院給付金を重複してお支払いしません。



つぎのいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。

- ・主契約が消滅したとき
- ・この特約の給付金の給付日数が、1,095日分に達したとき
- ・災害入院給付金および疾病入院給付金の給付日数のいずれもが通算の給付日数の限度に達したとき(ただし、八大生活習慣病入院無制限給付特則があわせて適用されている場合は、消滅しません。)

参 照

通院給付金をお支払いできない場合について、くわしくはしおり71をご覧ください。

13 がん一時給付特約(2020)について

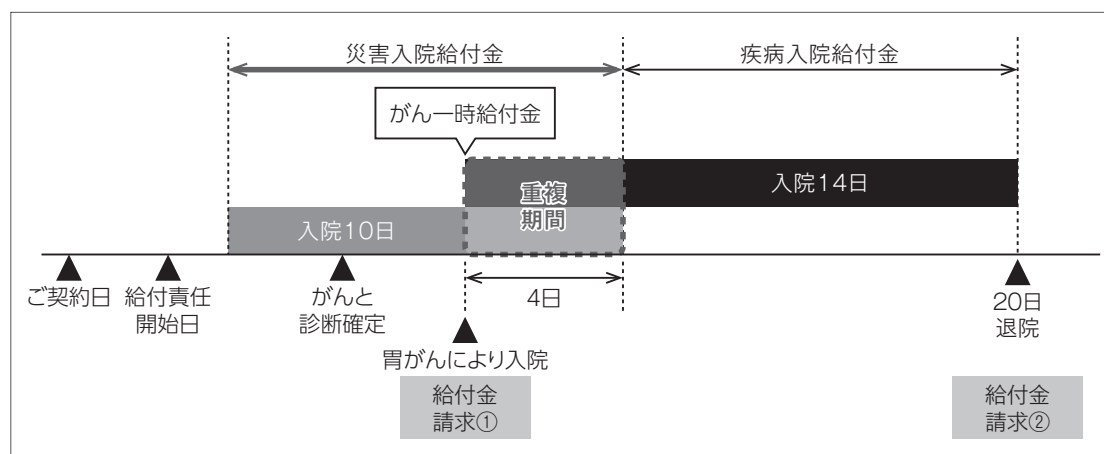
- 被保険者がこの特約の保険期間中につぎのお支払事由に該当したとき、がん一時給付金をお支払いします。

お支払い する 給付金	お支払事由の概要	お支払 金額	受取人
がん一時 給付金	給付責任開始日* ¹ 前にがん* ² と診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき 1. 給付責任開始日* ¹ 以後、生まれて初めてがん* ² と診断確定されたとき 2. 給付責任開始日* ¹ 以後に発病し、診断確定されたがん* ² を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所* ³ に、入院* ⁴ をしたとき	がん一時給付金額	主契約の 給付金の受取人

- *1 給付責任開始日は責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。
- *2 対象となるがんについては、がん一時給付特約(2020)条項別表2「対象となる悪性新生物、上皮内新生物」および別表3「新生物の形態の性状コード」をご覧ください。
- *3 対象となる病院または診療所については、がん一時給付特約(2020)条項別表4「病院または診療所」をご覧ください。
- *4 対象となる入院については、がん一時給付特約(2020)条項別表5「入院」をご覧ください。

- 被保険者ががん以外の原因による入院中に、がんを併発し、そのがんについて入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日にがんを直接の原因とする入院をしたものとみなして、がん一時給付金を支払います。

(例)この特約を付加し、給付責任開始日以後に不慮の事故で入院している間に、胃がんと診断確定され、14日入院した場合(事故による入院は10日)



給付金請求①	がん一時給付金と6日分の災害入院給付金をお支払いします。 (給付責任開始日以後、がんと診断確定され、入院したため。 あわせて給付金請求時点の6日分の災害入院給付金をお支払いします)
給付金請求②	14日分の災害・疾病入院給付金をお支払いします。 (災害入院給付金4日分・疾病入院給付金10日分をお支払いします)

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お願い

この保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後の
お取扱について

給付金等を
お支払いできない場合

その他情報

2.この保険の特徴と仕組み

備 考



被保険者ががん一時給付金のお支払事由に該当してがん一時給付金をお支払いした場合、そのがん一時給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内にがん一時給付金のお支払事由に該当したときは、がん一時給付金はお支払いしません。



被保険者が同一の日にごがん一時給付金の支払事由に2回以上該当した場合は、がん一時給付金を重複してはお支払いしません。



この特約は、三大疾病一時給付特約(2020)と重複して付加することはできません。

被保険者が、告知前または告知の時から給付責任開始日の前日までに、がん(悪性新生物・上皮内がん)と診断確定されたためにがん一時給付金がお支払されない場合は、この特約を無効とします。

その場合、つぎのとおり取り扱います。



- 1.被保険者が告知前にがんを診断確定されたことについて、保険契約者および被保険者がその事実を知らなかったときは、すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。
 - 2.被保険者が告知前にがんを診断確定されたことについて、保険契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻しません。
 - 3.被保険者が告知の時から給付責任開始日の前日までにがんを診断確定されたときは、すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。
- ただし、告知義務違反または重大事由に該当し、この特約が解除された場合を除きます。

がん一時給付金をお支払いできない場合について、くわしくはしおり71をご覧ください。

14 三大疾病一時給付特約(2020)について

- 被保険者がこの特約の保険期間中に、三大疾病によるつぎのお支払事由に該当したとき、三大疾病一時給付金をお支払いします。

お支払いする 給付金		お支払事由の概要	お支払金額	受取人	お支払限度
三大疾病一時給付金	がん 一時給付金	給付責任開始日*1前にがん*2と診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当した場合 ・ 給付責任開始日*1以後、生まれて初めてがん*2と診断確定されたとき ・ 給付責任開始日*1以後に発病し、診断確定されたがん*2を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所*3に入院*4したとき	三大疾病 一時給付金額	主契約の給付金の受取人	同一種類の三大疾病一時給付金につき、1年に1回を限度とします。 ただし、つぎのいずれかに該当した場合は、三大疾病一時給付金額の50%をお支払いします。 1. 急性心筋梗塞以外の心疾患により心疾患一時給付金がお支払され、そのお支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に急性心筋梗塞により心疾患一時給付金のお支払事由に該当したとき 2. 脳卒中以外の脳血管疾患により脳血管疾患一時給付金がお支払され、そのお支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に脳卒中により脳血管疾患一時給付金のお支払事由に該当したとき
	心疾患 一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として心疾患*2を発病し、その心疾患*2を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所*3に入院*4したとき	1. 心疾患のうち急性心筋梗塞*5の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額 2. 前1.の急性心筋梗塞*5以外の心疾患の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額の50%		
	脳血管疾患 一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として脳血管疾患*2を発病し、その脳血管疾患*2を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所*3に入院*4したとき	1. 脳血管疾患のうち脳卒中*6の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額 2. 前1.の脳卒中*6以外の脳血管疾患の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額の50%		

- *1 給付責任開始日は責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。
*2 対象となるがん、心疾患、脳血管疾患については、三大疾病一時給付特約(2020)条項別表2「対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患」および別表3「新生物の形態の性状コード」をご覧ください。
*3 対象となる病院または診療所については、三大疾病一時給付特約(2020)条項別表4「病院または診療所」をご覧ください。
*4 対象となる入院については、三大疾病一時給付特約(2020)条項別表5「入院」をご覧ください。
*5 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞のことをいいます。
*6 くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞のことをいいます。

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お願い

この保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

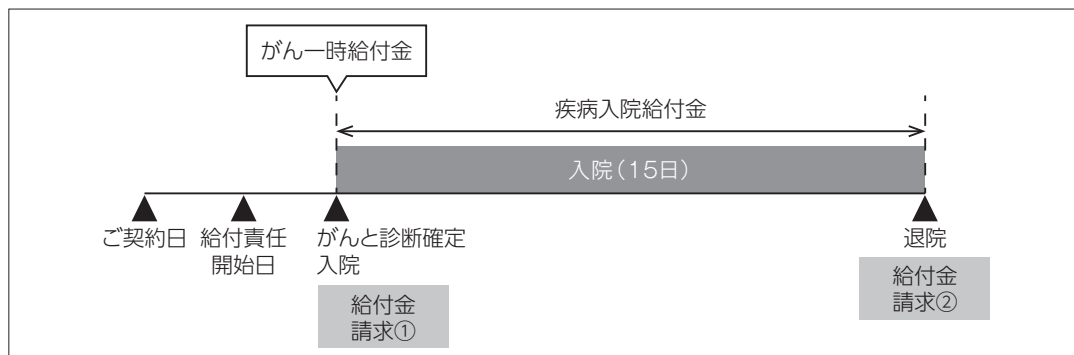
ご契約後の
お取扱について

給付金等をお
支払いできない場合

その他情報

2.この保険の特徴と仕組み

(例)この特約を付加し、給付責任開始日以後に生まれて初めて肝臓がん
診断確定され、15日入院した場合
(入院初期一時給付特則が適用されていない場合)



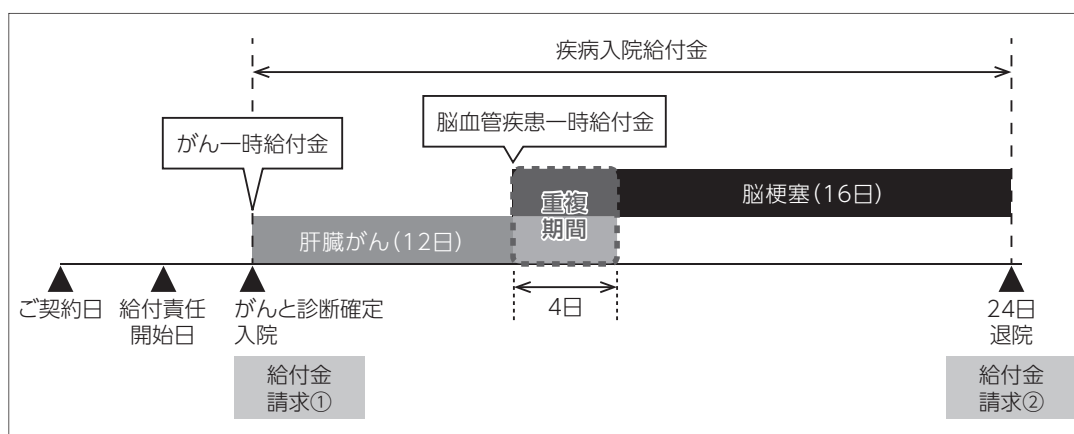
給付金請求①	がん一時給付金をお支払いします。 (給付責任開始日以後、生まれて初めてがん診断確定されたため)
給付金請求②	15日分の疾病入院給付金をお支払いします。 (主契約の疾病入院給付金がお支払いされる入院をされたため)

参 照

疾病入院給付金について、くわしくはしおり18をご覧ください。

- 被保険者が三大疾病以外を原因とした入院中に、三大疾病を併発し、その三大疾病について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日に三大疾病を直接の原因とする入院をしたものとみなし、三大疾病一時給付金をお支払いします。
- 被保険者が三大疾病を原因とした入院中に、異なる三大疾病を併発し、その異なる三大疾病について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日にその異なる三大疾病を直接の原因とする入院をしたものとみなし、三大疾病一時給付金をお支払いします。

(例)この特約を付加し、給付責任開始日以後に生まれて初めて肝臓がん診断確定されて
の入院中に脳梗塞になり、脳梗塞で16日入院した場合(肝臓がんによる入院は12日、
入院初期一時給付特則が適用されていない場合)



給付金請求①	がん一時給付金をお支払いします。 (給付責任開始日以後、生まれて初めてがん診断確定されたため)
給付金請求②	24日分の疾病入院給付金と脳血管疾患一時給付金をお支払いします。 (主契約の疾病入院給付金がお支払いされる入院をされ、先にお支払事由に該当したものと異なる種類の三大疾病を併発したため)

- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を原因として、心疾患または脳血管疾患を発病し、その心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院をした場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなし、三大疾病一時給付金をお支払いします。

被保険者が三大疾病一時給付金のお支払事由に該当し、三大疾病一時給付金をお支払いした場合、その三大疾病一時給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に同一の種類の三大疾病一時給付金のお支払事由に該当したときは、三大疾病一時給付金のお支払はしません。ただし、つぎのいずれかに該当した場合は、三大疾病一時給付金額の50%をお支払いします。



1. 急性心筋梗塞以外の心疾患により心疾患一時給付金をお支払いし、そのお支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に急性心筋梗塞により心疾患一時給付金のお支払事由に該当したとき
2. 脳卒中以外の脳血管疾患により脳血管疾患一時給付金をお支払いし、そのお支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に脳卒中により脳血管疾患一時給付金のお支払事由に該当したとき



被保険者が同一の日に同一の種類の三大疾病一時給付金のお支払事由に2回以上該当した場合は、お支払金額の高いいずれか1つのお支払事由についてのみ三大疾病一時給付金をお支払いし、三大疾病一時給付金を重複してお支払はしません。



この特約は、保険期間の途中で付加することはできません。



被保険者が、給付責任開始日の前日までにがん(悪性新生物・上皮内がん)と診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、この特約を無効とし、既に払い込まれた保険料と、この特約を付加していなかった場合の保険料との差額をご契約者に払い戻します。

ただし、つぎのいずれかに該当した場合を除きます。

1. 告知義務違反または重大事由に該当したため、この特約が解除された場合
2. 会社がこの特約の心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金の請求を受け、その心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金をお支払いすることとなった場合

15 三大疾病保険料払込免除特約(2020)について

- 被保険者が主契約の保険料払込期間中に三大疾病によるつぎの状態に該当したとき、その後の保険料の払込が免除されます。

がん (悪性新生物)	被保険者が給付責任開始日*1以後、生まれて初めてがん(悪性新生物*2*3)と診断確定されたとき
急性心筋梗塞 または 脳卒中	被保険者が責任開始日以後に発病した疾病を原因として、急性心筋梗塞*3または脳卒中*3を発病し、その治療を直接の目的としてつぎのいずれかに該当されたとき ・手術を受けた場合 ・入院をされた場合

- *1 給付責任開始日は責任開始の日からその日を含めて91日目(91日目以降に復活をされた場合は復活日)となります。
- *2 前がん状態の病変、境界悪性、上皮内がんは、保険料払込免除の対象とはなりません。
- *3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中については、三大疾病保険料払込免除特約(2020)条項別表2「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」および別表3「新生物の形態の形状コード」をご覧ください。

参 照

三大疾病一時給付金をお支払いできない場合について、くわしくはしおり71をご覧ください。

備 考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

2.この保険の特徴と仕組み

- 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中以外の原因による入院中に急性心筋梗塞または脳卒中を併発し、その急性心筋梗塞または脳卒中について入院を要する治療を受けた場合は、その治療を開始した日に急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院をしたものとして、保険料の払込が免除されます。



被保険者が、給付責任開始日の前日までにがん(悪性新生物)と診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、この特約を無効とし、既に払い込まれた保険料と、この特約を付加していなかった場合の保険料との差額をご契約者に払い戻します。(ただし、告知義務違反または重大事由に該当したため、この特約が解除された場合を除きます。)



この特約は、三大疾病保険料払込免除ワイド特約(2020)と重複して付加することはできません。

16 三大疾病保険料払込免除ワイド特約(2020)について

- 被保険者が主契約の保険料払込期間中に三大疾病によるつぎの状態に該当したとき、その後の保険料の払込が免除されます。

がん (悪性新生物)	被保険者が給付責任開始日*1以後、生まれて初めてがん(悪性新生物*2*3)と診断確定されたとき
心疾患 または 脳血管疾患	被保険者が責任開始日以後に発病した疾病を原因として、心疾患*3または脳血管疾患*3を発病し、その治療を直接の目的としてつぎのいずれかに該当されたとき ・手術を受けられた場合 ・入院をされた場合

- *1 給付責任開始日は責任開始の日からその日を含めて91日目(91日目以降に復活をされた場合は復活日)となります。
- *2 前がん状態の病変、境界悪性、上皮内がんは、保険料払込免除の対象とはなりません。
- *3 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患については、三大疾病保険料払込免除ワイド特約(2020)条項別表2「対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患」および別表3「新生物の形態の性状コード」をご覧ください。

- 被保険者が心疾患または脳血管疾患以外の原因による入院中に、心疾患または脳血管疾患を併発し、その心疾患または脳血管疾患について入院を要する治療を受けた場合は、その治療を開始した日に心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院をしたものとして、保険料の払込が免除されます。



被保険者が、給付責任開始日の前日までにがん(悪性新生物)と診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、この特約を無効とし、既に払い込まれた保険料と、この特約を付加していなかった場合の保険料との差額をご契約者に払い戻します。(ただし、告知義務違反または重大事由に該当したため、この特約が解除された場合を除きます。)



この特約は、三大疾病保険料払込免除特約(2020)と重複して付加することはできません。

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

17 健康体割引特約(2019)について

- ご契約時にこの特約をお申込みいただき、被保険者の喫煙状況、健康状態が当社の定める基準を満たしている場合、主契約、特則(健康給付特則を除く)および入院一時給付特約(2020)の保険料に非喫煙者健康体保険料率または非喫煙者保険料率が適用されます。

- 非喫煙者保険料率の適用基準

被保険者に過去1年間の喫煙歴がない場合、適用することができます。

- 非喫煙者健康体保険料率の適用基準

被保険者に過去1年間の喫煙歴がなく、健康状態が当社の定めるつぎの①②の基準を満たしている場合、適用することができます。

①BMI(ボディ・マス・インデックス)に関する基準

$18.0 < \text{BMI} < 27.0$

※ $\text{BMI} = \text{体重(kg)} / \{\text{身長(m)}\}^2$

※BMIは、小数点以下第2位を四捨五入、体重(kg)は、kg単位で小数点以下第1位を四捨五入、身長(m)は、m単位で小数点以下第3位を四捨五入します。

②入院歴・手術歴に関する基準

過去5年以内に入院・手術をしていない

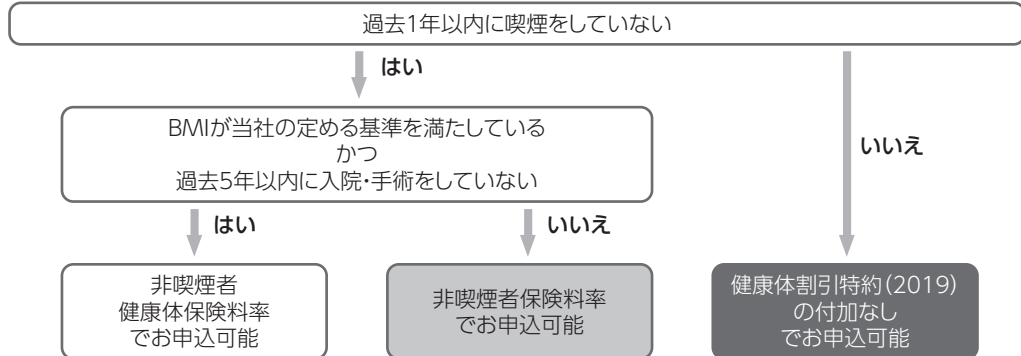
- この特約の復活について

ご契約が失効した場合、主契約の復活と同時にこの特約の復活も請求いただくことができます。ただし、復活時の喫煙状況や健康状態により、この特約を復活できない場合や失効前と同一の保険料率を適用できない場合があります。



健康体割引特約(2019)における健康体とは、当社での呼称であり、所定の基準を満たしていない方が健康ではないということではありません。

～ご参考～保険料率の判定〔健康体割引特約(2019)を付加した場合〕



健康体割引特約(2019)をお申込みいただく際には、被保険者の喫煙状況、健康状態に関する事項について告知をしていただきます。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約またはこの特約を解除することがあります。

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

参照

主契約の復活について、くわしくはしおり57をご覧ください。

参照

告知の重要性、契約確認、正しく告知されない場合のデメリット等について、くわしくはしおり51をご覧ください。

2.この保険の特徴と仕組み

18 ヘルスケア特約(2019)について

- ご契約時にこの特約をお申込みいただき、被保険者の健康診断の受診状況が当社の定める基準を満たしている場合、主契約、特則(健康給付特則を除く)および入院一時給付特約(2020)の保険料にヘルスケア保険料率が適用されます。
- ヘルスケア保険料率の適用基準
過去2年以内に健康診断の受診歴がある場合、適用することができます。
- 「健康診断」とは、定期健康診断、特定健康診査などをいい、人間ドックを含みます。
- この特約の復活について
主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとみなします。



ヘルスケア特約(2019)をお申込みいただく際には、被保険者の健康診断の受診に関する事項について告知をしていただきます。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約またはこの特約を解除することがあります。

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

参照

主契約の復活について、くわしくはしおり57をご覧ください。

参照

告知の重要性、契約確認、正しく告知されない場合のデメリット等について、くわしくはしおり51をご覧ください。

備考

ヘルスケア特約(2019)のお申込時に被保険者の喫煙状況を告知いただく必要はありません。

19 死亡・解約のお取扱について

- このご契約に対する死亡時や解約時の払戻金(死亡時払戻金・解約払戻金)は、つぎのとおりとします。
 - 保険料払込期間中の死亡時払戻金・解約払戻金はありません。
 - 保険料払込期間満了後の死亡時払戻金・解約払戻金は、入院給付金日額×10とします。ただし、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていない場合、死亡時払戻金・解約払戻金はありません。

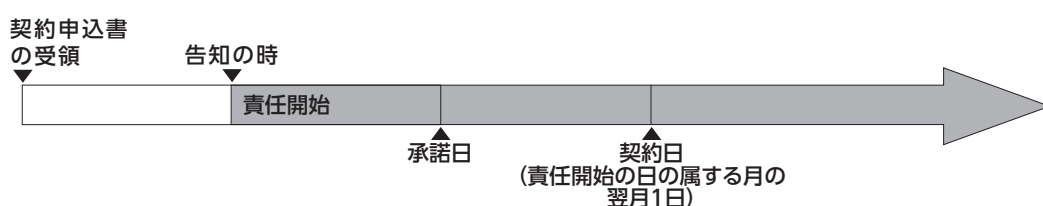
20 法令等の改正に伴う給付金のお支払事由などの変更について

- 当社は、公的医療保険制度その他関連する法令等の改正が行なわれ、その改正内容がこのご契約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、お支払事由を変更することがあります。
- 当社がご契約のお支払事由の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた支払事由変更日から将来に向かってお支払事由を改めます。
- ご契約のお支払事由を変更する場合には、当社はその旨を、支払事由変更日の2ヵ月前までにご契約者に通知します。

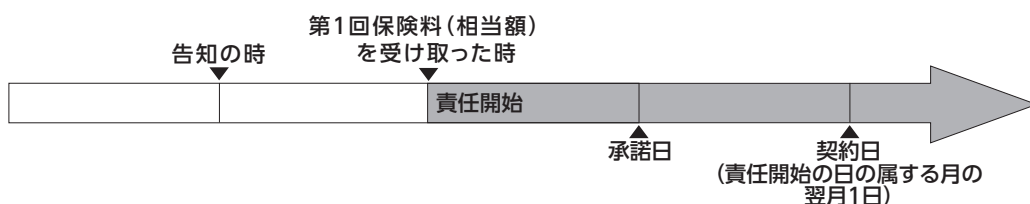
21 責任開始期に関する特約について

- 責任開始期に関する特約とは第1回保険料のお払込をこの保険の責任開始期の要件とせず、当社がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、契約申込書の受取と告知がともに完了した時からご契約上の責任を開始することができる特約です。
- この特約はご契約の際に付加することができます。
- 第1回保険料の払込期間
この特約を付加したご契約の第1回保険料の払込期間は責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月末日までとなります。
- 第1回保険料の払込猶予期間
この特約を付加したご契約の第1回保険料の払込猶予期間は第1回保険料の払込期間の翌月初日から末日までとなります。
- 第1回保険料のお払込がない場合
この特約を付加したご契約の第1回保険料について、第1回保険料の払込猶予期間内に保険料のお払込がない場合、ご契約は無効となります。なお、第1回保険料のお払込がなく、ご契約が無効となった場合、ご契約の再申込はお取り扱いしない場合があります。
- 給付金等のお支払の際の保険料精算
 - 第1回保険料の払込前に給付金等のお支払事由が発生した場合
第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに給付金等のお支払事由が発生した場合、第1回保険料を給付金等から差し引きます。ただし、2回目以降の保険料について、未払込保険料がある場合は第1回保険料とあわせて給付金等から差し引きます。なお、給付金等の額が第1回保険料の金額より少ないときは、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料をお払込みいただきます。
 - 第1回保険料の払込前に保険料の払込免除事由が発生した場合
第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料をお払込みいただきます。ただし、2回目以降の保険料について、未払込保険料がある場合は第1回保険料とあわせてお払込みいただきます。

月払で責任開始期に関する特約を付加し契約申込書の受領後、告知があった場合



～ご参考～月払で責任開始期に関する特約を付加せず、告知後に第1回保険料(相当額)を受け取った場合



契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱を選択されている場合、この特約を同時に付加することはできません。

備考

募集代理店によりこの特約を取り扱わない場合があります。

参照

保険料のお払込について、くわしくはしおり55をご覧ください。

参照

第1回保険料払込後の給付金等のお支払の際の保険料精算について、くわしくはしおり58をご覧ください。

参照

責任開始期に関する特約を付加しない場合の責任開始期について、くわしくはしおり53をご覧ください。

備考

契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱についてのご照会等は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

2.この保険の特徴と仕組み

22 指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約とは給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない「特別な事情」があると当社が認めた場合に、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができる特約です。
- この特約の対象となる給付金等はつぎのとおりとなります。

- ①災害入院給付金
- ②疾病入院給付金
- ③手術給付金
- ④骨髄ドナー給付金
- ⑤被保険者とご契約者が同一である場合の保険料の払込免除
- ⑥入院一時給付金
- ⑦先進医療給付金
- ⑧女性疾病入院給付金
- ⑨乳房再建術給付金
- ⑩通院給付金
- ⑪がん一時給付金、心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金

備考

給付金等は指定代理請求人の口座に振り込むこともできます。口座振込には、指定代理請求人の住民票等の公的書面、当社所定の書面の提出が必要です。

- 被保険者が給付金等を請求できない「特別な事情」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- ①傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合
- ②傷病名(当社が認めるものに限りです。)の告知を受けていない場合
- ③その他①および②に準じた状態である場合

- 指定代理請求人は、ご契約者が被保険者の同意を得て、つぎのいずれかの要件を満たす方の中からあらかじめ指定いただいた方(1名のみ)となります。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の親族
- ④被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
- ⑤被保険者の財産管理を行なっている方
- ⑥死亡時払戻金の受取人
- ⑦その他上記④から⑥までに掲げる方と同等の関係にある方

- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記①～⑦の範囲内で変更することができます。
- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。
- 指定(変更)時に上記の要件を満たしていても、ご請求時に上記の要件を満たしていないときは、指定代理請求人は請求をすることができません。
- 指定代理請求特約を付加した後、つぎのいずれかに該当する場合は給付金等の受取人の戸籍上の配偶者など*が給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
<つぎのいずれかに該当する場合>
 1. 指定代理請求人が指定されていない場合
 2. 請求時において、指定代理請求人がすでに死亡している場合
 3. 請求時において、指定代理請求人が上記①～⑦の要件を満たしていない場合
 4. 指定代理請求人が傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合もしくはこれに準じる状態であると当社が認めた場合

*つぎに定める方が給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

ア. 戸籍上の配偶者

イ. 上記ア. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合などには給付金等の受取人と同居または生計を一にしている3親等内の親族

ウ. 前記ア. およびイ. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合などには給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方

- 故意に給付金等の受取人である被保険者を給付金等の請求ができない「特別な事情」に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。
- 当社がこの特約に基づき、給付金等をお支払いした場合には、その後受取人ご本人よりこの特約に基づき、お支払いした給付金等をご請求いただいても、重複してお支払いしません。
- ご契約者はいつでもこの特約を解約することができます。

3

ご契約にあたって

- 1 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合について
- 2 ご契約の申込書の記入について
- 3 告知義務について
- 4 責任開始期と契約日について
- 5 保険証券のご確認について

3.ご契約にあたって

1 現在のご契約を解約・減額することを前提に、 新たにご契約のお申込をされる場合について

- 現在、T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となることがあります。
 - 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかの場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
 - 新たにお申込のご契約について、被保険者の健康状態や職業等によりお断りする場合があります。
 - 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元のご契約に戻す(復旧)取扱に制限を受けることがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たにご契約とで異なることがあります。例えば、新たにご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。
 - 保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご検討ください。

2 ご契約の申込書の記入について

- 申込書は、ご契約者および被保険者がご自身で正確にご記入ください。また、ご記入内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

3 告知義務について

●告知の重要性

ご契約者や被保険者には、被保険者の現在の健康状態や喫煙状況、健康診断の受診、職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方等が無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、被保険者の現在の健康状態や喫煙状況、健康診断の受診、職業等について告知書で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。なお、告知書には、被保険者ご自身でご記入ください。当社は、この内容に基づいてご契約のお引受をするかどうかを決定します。また、T&Dフィナンシャル生命が指定した医師による診査扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合も同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

●告知受領権

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、募集代理店の担当者に口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●契約確認・保険金確認

当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

●ご契約の引受について

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、「特定疾病・特定部位不担保」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けすることがあります。また、傷病の内容によっては特別な条件をつけずにご契約をお引受けすることがあります。

●正しく告知されない場合のデメリット

告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

○責任開始の日(復活の場合は復活日)から2年を経過していても、給付金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

○ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込を免除する事由が発生していても、お払込を免除することはできません(ただし、「給付金等のお支払事由の発生または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払または保険料の払込免除をすることがあります)。

※なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、

- ・告知義務違反による解除の対象外となる責任開始の日(復活の場合は、復活日)から2年経過後にも当社はご契約を取り消すことがあります。
- ・また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。

- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご注意ください。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

●その他、告知に関する疑問、告知いただいた内容のご照会等は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 告知専用フリーダイヤル

 **0120-115-471**

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く)

3.ご契約にあたって

4 責任開始期と契約日について

●責任開始期

当社は、ご契約のお申込を承諾した場合、第1回保険料(相当額)を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)からご契約上の責任を開始します。

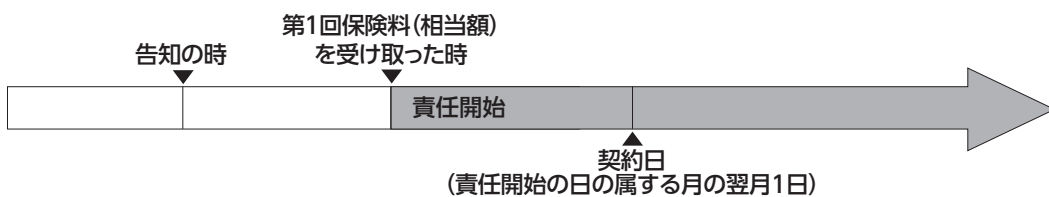
●契約日

保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。

○月払…当社の責任開始の日の属する月の翌月1日(契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱を選択されている場合は当社の責任開始の日)

○年払…当社の責任開始の日

月払で被保険者に関する告知後に第1回保険料(相当額)を受け取った場合



年払で被保険者に関する告知前に第1回保険料(相当額)を受け取った場合



ご参考 契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱について

- 保険料払込方法(回数)が月払で保険料払込方法(経路)が口座振替またはクレジットカード扱の場合、約款で定められている契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となりますが、ご契約者からお申出があり、当社が承諾をした場合、責任開始の日を契約日とすることができます。
- 契約始期指定(契約日特例の不適用)はつぎの条件を満たす場合にお取扱いできます。
 - ・保険料払込方法(回数)が月払であること
 - ・被保険者が責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月1日までに誕生日を迎えることにより契約年齢が上がること
- 責任開始期に関する特約を付加する場合、このお取扱はできません。

5 保険証券のご確認について

- ご契約をお引受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りします。お届けしました保険証券に記載していることがらが、お申込の際の内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。もし、内容に相違がございましたら、お手数でも、すぐに同封の「ご確認封書」をお送りいただくか、「お客様サービスセンター」にご連絡いただきますようお願いいたします。

- 「保険証券」は、ご契約上のお手続きに欠かせないものです。大切に保存してください。

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の責任開始期について、くわしくはしおり46をご覧ください。

備 考

契約始期指定(契約日特例の不適用)のお取扱についてのご照会等は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

4

保険料について

- 1 保険料のお払込について
- 2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について
- 3 ご契約の復活について
- 4 保険料のお払込が困難なときの継続方法について
- 5 給付金等のお支払の際の保険料精算について

4.保険料について

1 保険料のお払込について

1 第1回保険料(相当額)のお払込について

- この保険は、第1回保険料(相当額)の払込方法を「当社が指定する金融機関の口座へのお振込」に限定しており、生命保険募集人による保険料の受領はお取り扱いしておりません。また、領収証の発行は省略させていただきます。

2 保険料のお払込方法(回数)について

- 保険料のお払込方法(回数)はつぎのとおりです。
 - 月払…毎月1回お払込みいただく方法です。
 - 年払…年1回お払込みいただく方法です。
- 保険料払込期間中であれば、当社の定める範囲内で保険料のお払込方法(回数)を変更することができます。

3 2回目以降の保険料のお払込方法(経路)について

- 2回目以降の保険料のお払込方法(経路)はつぎのとおりです。
 - 口座振替扱
当社が保険料口座振替を取扱可能な金融機関のご契約者の口座から保険料が自動的に振り替えられます。
 - クレジットカード扱
当社が保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社との間で締結された会員規約等に基づき、当社の定める範囲内でクレジットカードにより保険料をお払込みいただくことができます。
- 保険料払込期間中であれば、当社の定める範囲内で保険料のお払込方法(経路)を変更することができます。

4 2回目以降の保険料の払込期月について

- 2回目以降の保険料の払込期月は、保険料の払込方法(回数)に応じてつぎのとおりです。
 - 月払…月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 - 年払…年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

5 保険料が充当される期間(保険料期間)について

- 保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。
 - 月払…月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
 - 年払…年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

備考

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料のお払込方法(経路)はご契約時に選択いただいた口座振替またはクレジットカード扱のいずれかとなります。

備考

口座振替扱、クレジットカード扱のお取扱について、くわしくは各取扱の申込書とともにお渡しするご案内をご覧ください。

参照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料の払込期間について、くわしくはしおり46をご覧ください。

6 保険料のお払込が不要となった場合のお取扱について

●保険料のお払込方法(回数)が年払のご契約の場合、保険料のお払込が不要となったときのお取扱はつぎのとおりです。

○保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅、給付金等のお支払事由発生、ご契約の解約や減額、保険料の払込免除事由発生等により、保険料のお払込が不要となった場合は、つぎの金額をお支払いします。

＜お支払いする金額＞

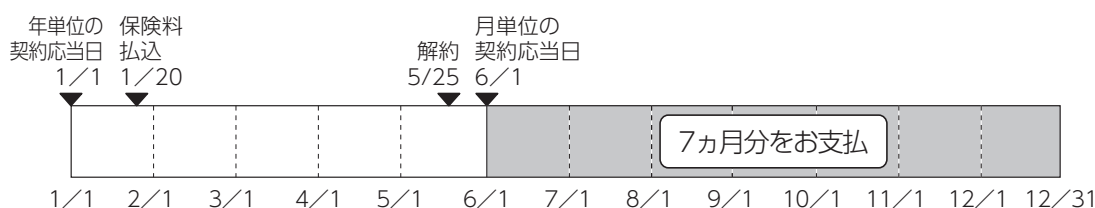
すでに払い込まれた保険料(保険料の一部のお払込を要しなくなった場合は、そのお払込を要しなくなった部分に限ります)のうち、保険料のお払込が不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間の末日までの月数に応じた保険料相当額

【年払のご契約を解約した場合】

＜ご契約例＞ 契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に契約を解約した場合

⇒保険料のお払込を要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7ヵ月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



保険料の払込方法(回数)が月払のご契約については、保険料のお払込が不要となった場合のお取扱はありません。

2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

1 2回目以降の保険料の払込猶予期間について

●2回目以降の保険料の払込猶予期間は保険料の払込方法(回数)に応じて、つぎのとおりです。

○月払…2回目以降の保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

○年払…2回目以降の保険料の払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

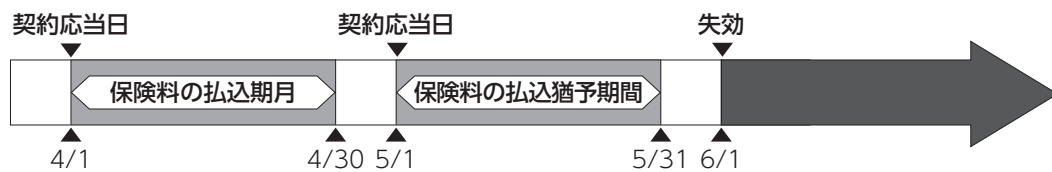
- ・翌々月の月単位の契約応当日がない場合は、その月の末日まで
- ・2回目以降の保険料の払込期月の契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日まで

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料の払込猶予期間について、くわしくはしおり46をご覧ください。

4.保険料について

例:2回目以降の保険料の払込猶予期間(月払の場合)



例:2回目以降の保険料の払込猶予期間(年払の場合)



2 ご契約の失効について

- 2回目以降の保険料について、保険料のお払込がないまま保険料の払込猶予期間を過ぎますと、ご契約は保険料の払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。これを失効といいます。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度はありません。

3 ご契約の復活について

- 2回目以降の保険料のお払込がないまま、ご契約の効力を失ったご契約でも、失効をした日からその日を含めて1年以内であれば、当社の定める範囲内でご契約の復活を請求いただくことができます。
- ご契約を復活する際には、あらためて告知をしていただきます。現在または過去の健康状態等によっては、復活をお断りする場合があります。
- 当社が復活を承諾した場合、お払込がなかった保険料の払込期月の契約応当日から復活する日まで延滞した保険料を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から、保険契約上の責任を開始します。

4 保険料のお払込が困難なときの継続方法について

- 保険料のご都合がつかない場合でも、入院給付金日額の減額や特約の解約をすることにより、保険料のご負担を軽減して継続する方法があります。
- 減額後の入院給付金日額が当社所定の金額に満たない場合は、入院給付金日額の減額をお取り扱いしません。
- 入院給付金日額を減額した場合の減額部分は解約されたものとしてお取り扱いします。
- 入院給付金日額が減額された場合は、その内容をご契約者に書面により通知します。

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料のお払込がない場合について、くわしくはしおり46をご覧ください。

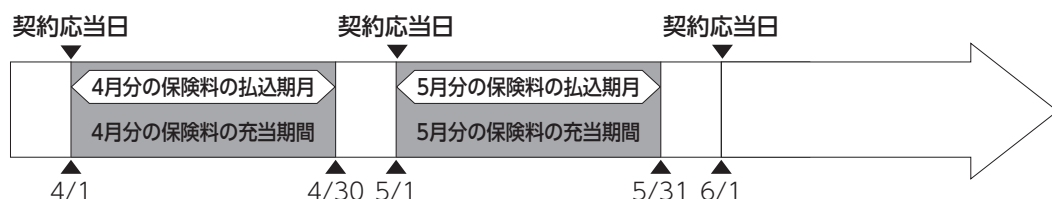
参 照

健康体割引特約(2019)を付加している場合の復活について、くわしくはしおり44をご覧ください。
ヘルスケア特約(2019)を付加している場合の復活について、くわしくはしおり45をご覧ください。

5 給付金等のお支払の際の保険料精算について

- 保険料は保険料の払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算され、保険料の払込期月の契約応当日からつぎの保険料の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当されます。

例:保険料の払込期月と充当期間(月払の場合)

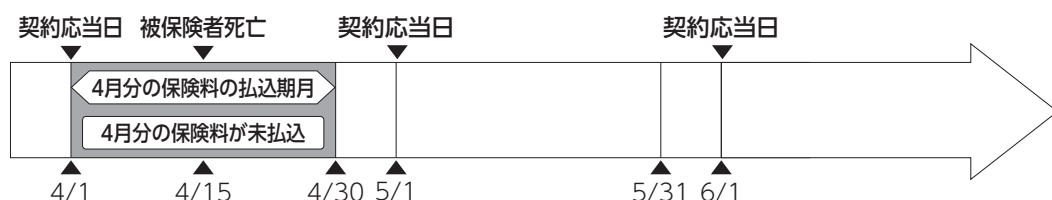


- したがって、給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当すべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのようにお取扱いします。

○保険料の払込期月に保険料の払込がない状態の場合

- ・給付金等のお支払事由が発生した場合
未払込保険料を給付金等から差し引きます。なお、給付金等の金額が未払込保険料より少ないときは、保険料の払込猶予期間満了日までに未払込保険料をお支払いいただきます。
- ・保険料の払込免除の事由に該当した場合
保険料の払込猶予期間満了日までに未払込保険料をお支払いいただきます。

例:保険料の払込期月に保険料の払込がない状態の場合(月払の場合)

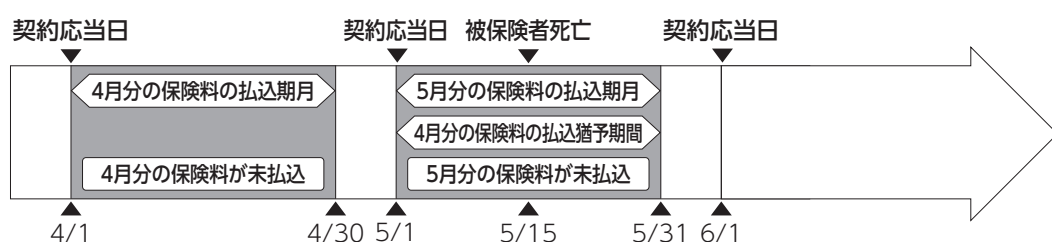


○給付金等の金額から4月分の保険料を差し引きます。

○保険料の払込猶予期間中に保険料の払込がない状態の場合

- ・給付金等のお支払事由が発生した場合
2ヵ月分の未払込保険料を給付金等から差し引きます。なお、給付金等の金額が未払込保険料より少ないときは、保険料の払込猶予期間満了日までに未払込保険料をお支払いいただきます。
- ・保険料の払込免除の事由に該当した場合
保険料の払込猶予期間満了日までに2ヵ月分の未払込保険料をお支払いいただきます。

例:保険料の払込猶予期間中に保険料の払込がない状態の場合(月払の場合)



○給付金等の金額から4月分と5月分の保険料を差し引きます。

参 照

責任開始期に関する特約を付加している場合の第1回保険料払込前の給付金等のお支払の際の保険料精算について、くわしくはしおり46をご覧ください。

5

ご契約後のお取扱について

- 1 ご契約後のお手続きにあたって
- 2 保障内容の見直しについて
- 3 死亡時払戻金受取人の変更について
- 4 死亡時払戻金受取人がお亡くなりになられた場合について
- 5 給付金等のご請求について
- 6 解約について
- 7 給付金等の請求権の時効について
- 8 ご請求書類一覧

5.ご契約後のお取扱について

1 ご契約後のお手続きにあたって

- ご契約後のお手続きについては、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

- ご契約後のお手続きの例

- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| ○災害入院給付金の請求 | ○保険料の払込免除の請求 |
| ○疾病入院給付金の請求 | ○死亡時払戻金の請求 |
| ○手術給付金の請求 | ○解約の請求 |
| ○骨髄ドナー給付金の請求 | ○各種給付金日額、給付金額の減額の請求 |
| ○健康給付金の請求 | ○ご契約の復活の請求 |
| ○入院一時給付金の請求 | ○ご契約者の変更 |
| ○先進医療給付金の請求 | ○死亡時払戻金受取人の変更 |
| ○女性疾病入院給付金の請求 | ○住所・電話番号の変更 |
| ○乳房再建術給付金の請求 | ○保険証券の再発行 |
| ○通院給付金の請求 | |
| ○がん一時給付金、心疾患一時給付金
または脳血管疾患一時給付金の請求 | |

2 保障内容の見直しについて

- 現在のご契約の保障内容を見直されたいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	追加契約
特徴	●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
仕組み	●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●ご契約は2件になります。
図解	追加契約 + 現在のご契約 → 現在のご契約
保険料	●新しい保険のご契約時の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。



上記の方法は現在のご契約内容により、当社所定の条件を満たすことが必要となります。くわしくは、「お客様サービスセンター」にご相談ください。



上記方法をご利用いただく場合、あらためて告知が必要となります。健康状態によっては、ご利用いただけない場合があります。

3 死亡時払戻金受取人の変更について

1 死亡時払戻金受取人の変更

- ご契約者は死亡時払戻金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡時払戻金受取人を変更することができます。
- 死亡時払戻金受取人を変更される場合は、当社へご通知ください。

2 遺言による死亡時払戻金受取人の変更

- ご契約者は死亡時払戻金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡時払戻金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 遺言による死亡時払戻金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力を生じません。



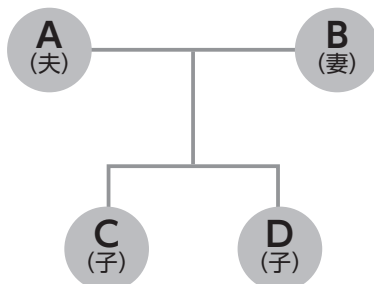
当社が通知を受ける前に変更前の死亡時払戻金受取人に死亡時払戻金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡時払戻金受取人から死亡時払戻金の請求を受けても、当社は死亡時払戻金をお支払いしません。



ご契約時に保険料払込方法で終身払込を選択された場合、死亡時払戻金受取人はご指定いただきません。

4 死亡時払戻金受取人がお亡くなりになられた場合について

- 死亡時払戻金のお支払事由が発生するまでに、死亡時払戻金受取人がお亡くなりになられた場合は、「お客様サービスセンター」にご連絡ください。新しい死亡時払戻金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- 上記の場合、死亡時払戻金受取人がお亡くなりになられた時以後、死亡時払戻金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡時払戻金受取人の死亡時の法定相続人が死亡時払戻金受取人となります。



(例) ご契約者・被保険者……………Aさん
死亡時払戻金受取人……………Bさん

Bさん(死亡時払戻金受取人)が死亡し、死亡時払戻金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡時払戻金受取人となります。その後、死亡時払戻金受取人の変更手続きがとられないまま、Aさん(ご契約者、被保険者)が死亡した場合、Aさんの受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさんとDさんに移行します。この場合、CさんとDさんの死亡時払戻金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。



ご契約時に保険料払込方法で終身払込を選択された場合、死亡時払戻金受取人はご指定いただきません。

5.ご契約後のお取扱について

5 給付金等のご請求について

1 給付金等のご請求の流れ

給付金等のお支払事由に該当された場合はご連絡ください

- 給付金等のお支払事由に該当された場合は「お客様サービスセンター」までご連絡ください。給付金等のお支払までの流れについてご案内したうえで、請求書をお送りします。



請求書類をご提出ください

- お送りする請求書にご記入のうえ、診断書等の請求書類とあわせてご提出ください。



お支払いできることが確定した後に給付金等をお支払いします

- 給付金等は、ご提出いただいた書類の内容を確認し、ご契約の約款に基づきお支払いできることが確定した後にお支払いします。
- ただし、お支払の可否判断にあたって給付金等の受取人・医療機関・捜査機関等を確認を行ったとき等、お支払までに日数がかかる場合があります。この場合、給付金等をお支払いできることが確定した後、お支払いします。

備考

給付金等の支払日が営業日でない場合、翌営業日のお支払となります。

参照

給付金等のお支払にあたって確認・照会・調査が必要な場合について、くわしくはしおり64をご覧ください。

2 給付金等のお支払期限について

- 給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

	給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	給付金等をお支払いするために確認が必要なつぎの場合 ・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要なつぎの場合 (1)医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 (2)弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 (3)研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (4)ご契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (5)日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて、それぞれ (1)60日 (2)90日 (3)120日 (4)180日 (5)90日 以内にお支払いします。

*請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

※給付金等をお支払いするための上記①②の確認等を行なう場合、当社は給付金等のご請求者に通知します。

※給付金等をお支払いするための上記①②の確認等に際し、ご契約者・被保険者・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、または確認に応じなかったときは、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等をお支払いしません。

6 解約について

長期継続のお勧め

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、その保険の持つ効力はすべて失われます。ご契約いただいたこの保険は、ご自身やご家族の生活保障等にお役に立つ大切な財産ですから、ぜひとも末永くご継続ください。

- この保険は保険料払込期間中は解約払戻金のお支払がありません。
- 解約をご希望の場合は、「お客様サービスセンター」までご連絡ください。解約のご請求についてご案内のうえ、請求書類をお送りします。

7 給付金等の請求権の時効について

- 給付金等のご請求は、そのご請求ができるようになった時から3年を過ぎますと、その権利がなくなりますのでご注意ください。

5.ご契約後のお取扱について

8 ご請求書類一覧

●主契約の給付金等のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項目	会社所定の書類	会社所定の様式による医師の診断書	会社所定の様式による病院または診療所 ^{*1} の入院証明書	会社所定の様式による病院または診療所 ^{*1} の手術証明書	会社所定の様式による末梢血幹細胞の採取証明書 ^{*1}	会社所定の様式による病状または診断書 ^{*1}	不慮の事故であることを証する書類	被保険者の住民票	戸籍抄本			印鑑証明書			保険証券	遺言書の写し（法律上有効なもの）	債権者等にお支払いすべき金額をお支払いしたことを証する書類
									ご契約者	受取人	相続人	ご契約者	受取人	相続人			
災害入院給付金	請求書	○	○				○	○ ^{*2}		○			○		○		
疾病入院給付金	請求書	○	○					○ ^{*2}		○			○		○		
手術給付金	請求書	○		○				○ ^{*2}		○			○		○		
骨髄ドナー給付金	請求書				○			○ ^{*2}		○			○		○		
保険料の払込免除	請求書	○					○	○ ^{*3}							○		
ご契約の復活 ^{*4}	請求書														○		
死亡時払戻金	請求書				○			○ ^{*3}		○			○		○		
解約	請求書											○			○		
給付金等の受取人による保険契約の存続	通知書									○			○				○
契約内容の変更（入院給付金日額の減額）	請求書											○			○		
ご契約者の変更 ^{*5}	請求書											○ ^{*6}			○		
会社への通知による死亡時払戻金受取人の変更	請求書											○			○		
遺言による死亡時払戻金受取人の変更	請求書										○			○	○	○	
健康給付金	請求書							○ ^{*2} ○ ^{*3}	○			○			○		

- *1 病院または診療所について、くわしくは普通保険約款別表3「病院または診療所」をご覧ください。
- *2 被保険者と受取人が同一の場合は不要です。
- *3 住民票で事実の確認ができない場合は、被保険者の戸籍抄本の提出を求めることがあります。
- *4 告知が必要になります。現在または過去の健康状態によっては、復活をお断りすることがあります。
- *5 ご契約者の死亡による変更については、旧ご契約者の印鑑証明書に代えて、つぎの書類が必要になります。
- ①旧ご契約者の除籍謄本 ②相続人の戸籍抄本 ③相続人の印鑑証明書
- *6 旧ご契約者の印鑑証明書が必要になります。

備考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

●入院一時給付特約(2020)のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の書 類	よ会 社医 師所 定の 様 断式 書に	会社 所定 の様 式による 病院 または 診療所 の入院 証明書	証 す る 書 類	不慮 の事 故で ある こと を	被 保 険 者 の 住 民 票	戸籍 抄本	印 鑑 証 明 書		保 険 証 券	債 権 者 等 に お 支 払 い す べ き 金 額 を お 支 払 い し た こ と を 証 す る 書 類
								ご 契 約 者	受 取 人		
入院一時給付金	請求書	○	○	○*2	○*3	○	○	○	○	○	○
特約の解約	請求書							○		○	
入院一時給付金の 受取人による特約の存続	通知書						○		○		○
特約内容の変更 入院一時給付金額の減額	請求書							○		○	

*1 病院または診療所について、くわしくは入院一時給付特約(2020)条項別表6「病院または診療所」をご覧ください。

*2 不慮の事故でない場合は不要です。

*3 被保険者と受取人が同一の場合は不要です。

●先進医療給付特約のご請求は、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の書 類	よ会 社医 師所 定の 様 断式 書に	技術 料の 支払 を証 する 書類	被 保 険 者 の 住 民 票	戸籍 抄本	印 鑑 証 明 書		保 険 証 券	債 権 者 等 に お 支 払 い す べ き 金 額 を お 支 払 い し た こ と を 証 す る 書 類
						ご 契 約 者	受 取 人		
先進医療給付金	請求書	○	○	○*1	○		○	○	
特約の解約	請求書					○		○	
先進医療給付金の受取人 による保険契約の存続	通知書				○		○		○

*1 被保険者と受取人が同一の場合は不要です。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お願い

この保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後の
お取扱について

給付金等を
お支払いできない場合

その他情報

5.ご契約後のお取扱について

●女性疾病給付特約(2019)のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の 書 類	よ 会 社 医 師 所 定 の 診 断 式 書 に	会 社 所 定 の 様 式 に よ る 病 院 ま た は 診 療 所 の 入 院 証 明 書	会 社 所 定 の 様 式 に よ る 病 院 ま た は 診 療 所 の 手 術 証 明 書	被 保 険 者 の 住 民 票	戸 籍 抄 本	印 鑑 証 明 書		保 険 証 券	債 権 者 等 に お 支 払 い す べ き 金 額 を お 支 払 い し た こ と を 証 す る 書 類
							受 取 人	ご 契 約 者		
女性疾病入院給付金	請求書	○	○		○*2	○		○	○	
乳房再建術給付金	請求書	○		○	○*2	○		○	○	
特約の解約	請求書							○	○	
給付金の受取人による 特約の存続	通知書					○		○		○
特約内容の変更 女性疾病入院給付金日 額の減額	請求書							○	○	

*1 病院または診療所について、くわしくは女性疾病給付特約(2019)条項別表4「病院または診療所」をご覧ください。

*2 被保険者と受取人が同一の場合は不要です。

●通院給付特約(2019)のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の 書 類	よ 会 社 医 師 所 定 の 診 断 式 書 に	会 社 所 定 の 様 式 に よ る 病 院 ま た は 診 療 所 の 通 院 証 明 書	被 保 険 者 の 住 民 票	戸 籍 抄 本	印 鑑 証 明 書		保 険 証 券	債 権 者 等 に お 支 払 い す べ き 金 額 を お 支 払 い し た こ と を 証 す る 書 類
						受 取 人	ご 契 約 者		
通院給付金	請求書	○	○	○*2	○		○	○	
特約の解約	請求書						○	○	
通院給付金の受取人による 特約の存続	通知書				○		○		○
特約内容の変更 通院給付金日額の減額	請求書						○	○	

*1 病院または診療所について、くわしくは通院給付特約(2019)条項別表5「病院または診療所」をご覧ください。

*2 被保険者と受取人が同一の場合は不要です。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

●がん一時給付特約(2020)のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の書 類	よ会 社医 所定 の診 断式 書に	被保 険者 の住 民票	戸籍 抄本	印鑑証明書		保 険 証 券	債権者等にお支払いすべき金額を お支払いしたことを証する書類
				受 取 人	ご 契 約 者	受 取 人		
がん一時給付金	請求書	○	○*1	○		○	○	
特約の解約	請求書				○		○	
がん一時給付金の 受取人による特約の存続	通知書			○		○		○
特約内容の変更 がん一時給付金額の減額	請求書				○		○	

*1 被保険者と受取人が同一の場合は不要です。

●三大疾病一時給付特約(2020)のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会社 所定 の書 類	よ会 社医 所定 の診 断式 書に	被保 険者 の住 民票	戸籍 抄本	印鑑証明書		保 険 証 券	債権者等にお支払いすべき金額を お支払いしたことを証する書類
				受 取 人	ご 契 約 者	受 取 人		
がん一時給付金、心疾患 一時給付金または脳血管 疾患一時給付金	請求書	○	○*1	○		○	○	
特約の解約	請求書				○		○	
三大疾病一時給付金の 受取人による特約の存続	通知書			○		○		○
特約内容の変更 三大疾病一時給付金額 の減額	請求書				○		○	

*1 被保険者と受取人が同一の場合は不要です。

備考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

備考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

しおり

主な保険用語の
ご説明

お知らせと
お願い

この保険の
特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後の
お取扱について

給付金等を
お支払いできない場合

その他情報

5.ご契約後のお取扱について

●三大疾病保険料払込免除特約(2020)のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会 社 所 定 の 書 類	に 会 社 よ る 医 師 の 診 断 書 式	被 保 険 者 の 住 民 票	印 鑑 証 明 書	保 険 証 券
				ご 契 約 者	
保険料の払込免除	請求書	○	○* ¹		○
特約の解約	請求書			○	○

*1 住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本。

●三大疾病保険料払込免除ワイド特約(2020)のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会 社 所 定 の 書 類	よ 会 社 医 師 の 診 断 書 に	被 保 険 者 の 住 民 票	印 鑑 証 明 書	保 険 証 券
				ご 契 約 者	
保険料の払込免除	請求書	○	○* ¹		○
特約の解約	請求書			○	○

*1 住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本。

●指定代理請求特約のご請求には、つぎの書類をご準備ください。

ご請求に必要な書類 項 目	会 社 所 定 の 書 類	関 与 金 等 の 請 求 書 類	住 民 票	戸 籍 抄 本		印 鑑 証 明 書		保 険 証 券	健 康 保 険 被 保 険 者 証 の 写 し	
			請 指 定 代 求 理 人	被 保 険 者	請 指 定 代 求 理 人	ご 契 約 者	請 指 定 代 求 理 人		被 保 険 者	請 指 定 代 求 理 人
給付金等の指定代理請求		○	○	○	○		○		○*	○*
指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回	請求書					○		○		
特約の解約	請求書							○		

* 被保険者または指定代理請求人いずれかの健康保険被保険者証の写しが必要となります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

備 考

当社は、左記以外の書類の提出を求めまたは左記の書類で不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。

6

給付金等をお支払いできない場合

6.給付金等をお支払いできない場合

① お支払事由、保険料払込の免除事由に該当しない場合

- 給付金等は、約款に定めるお支払事由に該当しない場合にはお支払いできません。
- 約款に定める保険料払込の免除事由に該当しない場合には保険料の払込は免除しません。
- 給付金等のお支払や保険料払込の免除は、その原因となる疾病や不慮の事故が責任開始期以後に生じたことが、その要件となっていますので、責任開始期より前にすでに発生していた疾病や不慮の事故を原因とする場合には、原則として給付金等のお支払や保険料払込の免除はできません。
- 責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、給付金等のお支払や保険料払込の免除をすることがあります。

② 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特則・特約を解除することがあります。ご契約または特則・特約を解除した場合には、たとえ給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
 - 「給付金等のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすることがあります。
 - 責任開始の日から2年を経過していても、給付金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特則・特約を解除することがあります。
- ※告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社のご契約または特則・特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特則・特約を解除することができます。

③ 重大事由によりご契約が解除された場合

- つぎのような重大事由に該当し、当社のご契約を解除した場合、給付金等をお支払いする事由が発生していてもお支払いしません。
 - ①ご契約者または死亡時払戻金受取人が死亡時払戻金(他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき。
 - ②ご契約者または被保険者が、このご契約の給付金等または保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき。
 - ③このご契約の給付金等または保険料の払込免除のご請求に関し、ご契約者または給付金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき。
 - ④他のご契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき。
 - ⑤ご契約者、被保険者または死亡時払戻金受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき。
 - ⑥他のご契約が重大事由によって解除された場合や、ご契約者、被保険者または死亡時払戻金受取人が他の保険会社との間で締結したご契約等が重大事由により解除された場合等、当社のご契約者、被保険者または死亡時払戻金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の継続を困難とする上記①から⑤と同等の事由があるとき。
 - *1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - *2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。
- ※上記に定める事由が生じた以後に、給付金等のお支払事由が生じたときは、当社は給付金等をお支払いしません。すでに給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

4 詐欺によるご契約の取消の場合

- ご契約の締結または復活に際してご契約者または被保険者に詐欺行為があった場合は、当社はそのご契約を取り消し、給付金等のお支払はしません。この場合、すでにお支払いいただいた保険料は払い戻ししません。

5 不法取得目的による無効の場合

- ご契約の締結または復活の状況、ご契約成立後の給付金等の請求状況等から判断して、ご契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的でご契約を締結または復活されたものと認められる場合、そのご契約を無効とし、給付金等のお支払はしません。この場合、すでにお支払いいただいた保険料は払い戻ししません。

6 免責事由に該当した場合

- 給付金等のお支払事由に該当しても、約款に定めるとおり、免責事由に該当した場合、給付金等をお支払いしません。また、保険料の払込免除事由に該当しても、免責事由に該当した場合、保険料の払込免除を行ないません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

給付金等	免責事由 (給付金等をお支払いしない場合・保険料の払込免除をしない場合)	
災害入院給付金	1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波 ^{*1}	
疾病入院給付金 手術給付金 先進医療給付金 通院給付金 入院一時給付金	1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存 ^{*2} 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波 ^{*1}	
保険料の払込免除	疾病または傷害 で高度障害状態 に該当したとき	1. ご契約者の故意 2. 被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 戦争その他の変乱 ^{*1}
	不慮の事故により 身体障害の状態に 該当したとき	1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波 ^{*1}

6.給付金等をお支払いできない場合

給付金等	免責事由 (給付金等をお支払いしない場合・保険料の払込免除をしない場合)
死亡時払戻金	1. ご契約者の故意* ³ 2. 死亡時払戻金受取人の故意

- *1 該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その影響の程度に応じ、給付金等を全額または削減してお支払いし、または保険料の払込を免除することがあります。
- *2 薬物依存について、くわしくは普通保険約款別表5「薬物依存」をご覧ください。
- *3 ご契約者と被保険者が同一の場合を除きます。

(ご参考) 給付金等のお支払事例

- 給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、具体的な事例を参考としてあげたものです。記載以外に認められる事実関係によってもお取扱に違いが生じることがあります。

事例1 ご契約加入前に発病された事例

お支払いする場合	お支払いできない場合
ご契約加入後に発病した「肺炎」により入院された場合	ご契約加入前に発病した「肺炎」が、責任開始期以後に悪化し入院された場合

解説

- ご契約(特約)の責任開始期より前に発病していた病気や責任開始期より前に発生した事故を原因とする場合には、お支払いできません。

事例2 手術給付金のお支払事由についての事例

お支払いする場合	お支払いできない場合
「虫垂炎」のため、虫垂を摘出する手術(虫垂切除術)を受けた場合	切り傷の処理(創傷処理)を受けた場合

解説

- 医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている診療行為は、手術給付金のお支払の対象となります。

ただし、次に該当するもの等は手術給付金のお支払の対象から除外されます。

- ・傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
- ・切開術(皮膚、鼓膜)
- ・抜歯手術
- ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ・異物除去(外耳、鼻腔内)
- ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
- ・魚の目、タコ手術後縫合(鶏眼・胼胝切除後縫合)

事例3 告知義務違反をしていた事例

お支払いする場合	お支払いできない場合
ご加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知いただかず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない交通事故により入院された場合	ご加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知いただかず、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓がん」により入院された場合

解説

- ご契約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態等について正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なる内容を告知された場合、ご契約日(責任開始の日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

ご契約を解除した場合には、たとえ給付金のお支払事由が発生していても、給付金をお支払いすることはできません。ただし、「給付金のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。

7

その他情報

- 1 税金について
- 2 ご契約者への情報提供とサービスについて
- 3 管轄裁判所について

7.その他情報

1 税金について

1 生命保険料控除

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

●種類

○生命保険料控除には、一般の生命保険料控除・介護医療保険の保険料にかかる控除・個人年金保険の保険料にかかる控除の3つがあります。適用される生命保険料控除は、法令等に基づいた当社所定の判定により分類します。この保険の場合、適用される生命保険料控除の種類は以下のとおりとなります。

対象となる保険契約・特約・特則	控除の種類
主契約 (入院初期一時給付特則および八大生活習慣病入院無制限給付特則含む)	介護医療保険料控除
入院一時給付特約(2020)	
先進医療給付特約	
女性疾病給付特約(2019)	
通院給付特約(2019)	
がん一時給付特約(2020)	
三大疾病一時給付特約(2020)	
三大疾病保険料払込免除特約(2020)	
三大疾病保険料払込免除ワイド特約(2020)	
健康給付特則	一般の生命保険料控除

●一般の生命保険料控除の対象

○納税者が保険料をお支払いし、保険金・給付金等の受取人が納税者本人または配偶者もしくはその他の親族となっているご契約で、生存又は死亡に基因して一定額の保険金・給付金等をお支払いすることを約する部分にかかる保険料(その年の1月から12月までに払い込まれた保険料の合計額)が一般の生命保険料控除の対象となります。

●介護医療保険の保険料にかかる控除の対象

○納税者が保険料をお支払いし、保険金・給付金等の受取人が納税者本人または配偶者もしくはその他の親族となっているご契約で、入院・通院などにともなう給付部分にかかる保険料(その年の1月から12月までに払い込まれた保険料の合計額)が介護医療保険の保険料にかかる控除の対象となります。

●生命保険料控除額(一般の生命保険料控除、介護医療保険の保険料にかかる控除それぞれに適用されます)

○所得税の生命保険料控除額(所得税の課税対象額から控除されます)

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/2) + 10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

○住民税の生命保険料控除額(住民税の課税対象額から控除されます)

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/2) + 6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

●生命保険料控除証明書

○月払

10月下旬に発送します。

○年払

1月から9月までに保険料をお払込済のご契約については10月下旬に発送します。それ以降は保険料を払い込まれた月の翌月下旬に発送します。

※9月以降にご契約をお申込みいただいた場合、ご契約初年度の「生命保険料控除証明書」は、ご契約のお引受後に順次発送します。

●生命保険料控除を受けるためには年末調整または確定申告のいずれかのお手続きが必要となります。

2 給付金の税法上のお取扱について

●この商品でお支払いする給付金の税法上のお取扱はつぎのとおりとなります。

対象となる給付金	受取人の条件	給付金受取時の課税
災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 骨髄ドナー給付金 入院一時給付金 先進医療給付金 女性疾病入院給付金 乳房再建術給付金 通院給付金 がん一時給付金、心疾患一時給付金 または脳血管疾患一時給付金	被保険者 (被保険者の配偶者、直系血族、 生計を一にする親族を含みます)	非課税
健康給付金	ご契約者	所得税(一時所得)

税務のお取扱についての記載は2020年2月現在のものです。したがって、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱につきましては、所轄の税務署にご確認ください。

7.その他情報

2 ご契約者への情報提供とサービスについて

ご契約者の皆様に、ご契約内容についてつぎのような方法でお知らせします。

1 郵送による情報提供とサービス

●ご契約内容に関するお知らせ(年1回)

ご契約内容・保障内容等を、毎年の契約応当日以降に、書面にてお知らせします。

2 電話による情報提供とサービス

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター

 **0120-302-572**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

サービス内容

●ご契約内容の変更等の受付

住所変更や生命保険料控除証明書再発行のほか、その他各種お手続きを受け付けております。

●給付金等のご請求受付

給付金等のご請求を受け付けております。

●ご契約内容に関するご質問、お問合せの受付

ご自身のご契約内容に関するご質問等を受け付けております。

●郵送・インターネット・電話によるサービスに関するご質問、お問合せの受付

ご契約者へのサービスに関するご質問等を受け付けております。

3 インターネットによる情報提供とサービス

T&Dフィナンシャル生命ホームページ

URL : <https://www.tdf-life.co.jp>

【T&Dフィナンシャル生命「インターネットサービス」】(本冊子作成時現在)

ご自身のご契約について、保障内容の状況の最新情報等をご覧ください。

サービス内容

●保障内容の状況照会

●住所変更や生命保険料控除証明書再発行の受付

●各種手続き書類の送付の受付

●ID番号に関するお手続き(ログインパスワード・Eメールアドレス・その他の変更手続き)

●T&Dクラブオフ

参 照

電話による情報提供とサービスの一覧について、しおり81をご覧ください。

参 照

インターネットによる情報提供とサービスの一覧について、しおり81をご覧ください。

参 照

T&Dクラブオフについて、くわしくはしおり82～83をご覧ください。

ご利用申込手続きの流れについて

- 当社保険商品をご契約いただくと、保険証券に「ID番号・パスワードのお知らせ」を同封して送付します。
- つぎの手順に沿ってログインパスワードを登録後、インターネットサービスをご利用ください。

① ホームページにアクセス

- <https://www.tdf-life.co.jp>へアクセス。
- ホームページトップ画面内の「インターネットサービスログイン」をクリック。



② 仮ログイン

- 「ID番号・パスワードのお知らせ」に記載の「ID番号」「仮ログインパスワード」を入力の上「ログイン」をクリック。
- 「インターネットサービス利用規定」に同意いただける場合は「利用規定に同意して次へ」をクリック。



③ Eメールアドレス登録

- 「個人情報のお取扱いに関する事項」について確認・同意いただき、ご登録いただくメールアドレスの入力および確認入力を行ない「送信」をクリック。(当社より本登録用のURLを送信いたします)
- 当社より送信したURLより再度ログインいただき、本登録手続きを行なってください。



④ 新規登録 (新パスワードの設定)

- 画面に従ってご希望のログインパスワードを設定し「送信」をクリック。



⑤ 利用申込手続き完了

- 「インターネットサービス利用申込手続き完了」ページが表示されれば、完了です。
- サービスを利用開始できます。



7.その他情報

各種情報提供とサービス 主な取扱について

		電話	インターネット	24h … 24時間365日ご利用いただけます。 ※システムメンテナンスのためサービスを停止する場合があります。
情報提供	契約内容照会			ご契約内容・保障内容(定期的に郵送でもお知らせします。)
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更			保険契約者の届出住所の変更(書類の郵送でもお取扱いします。)
	生命保険料控除証明書再発行			生命保険料控除証明書の再発行(10月～3月の受付となります。)
	ログインパスワード変更 Eメールアドレス変更			「インターネットサービス」のログインパスワードとEメールアドレスの変更
書類が必要なお手続き	解約			ご契約の解約
	死亡保険金(各種給付金)請求			被保険者死亡時の保険金(給付金)請求 各種給付金の請求
	名義変更/改姓			保険契約者・各種受取人などの変更、改姓
	保険証券再発行			紛失などの際の保険証券再発行
	契約内容の変更			基本保険金額の減額、年金支払期間・年金の種類の変更など
	ID番号、ログインパスワードの照会			ID番号、ログインパスワードをお忘れになった場合のご照会
	手続用パスワード変更 適用契約の変更			「インターネットサービス」手続用パスワードの変更手続き 複数契約のID番号を1つのID番号にまとめる手続き
		ご照会	ご利用申込*	
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	T&Dクラブオフ			国内外のリゾートホテルやレジャー施設等がお得な優待料金でご利用いただけます。

*T&Dクラブオフアライアンス事務局で承ります。

※これらのサービスは2020年2月現在のものです、将来予告なく変更・中止・終了する場合があります。

備考

サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。くわしくは当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。

T&Dクラブオフについて

●「T&Dクラブオフ」とは、当社の生命保険商品にご加入いただいた会員様限定サービスとなります。ご加入いただいた皆様の健康増進・オフタイム充実を目的とした会員制サービスで、たとえば国内外のリゾート等をお得な特別優待料金でご利用いただくことができます(入会無料)。

育 児

- 育児相談ダイヤル **無料**
- ベビー用品・保育サービスの割引提供

など

介 護

- 介護相談ダイヤル **無料**
- 介護用品・介護サービスの割引

など

健 康

- 人間ドックの割引提供
- スポーツクラブ等の健康関連施設の割引提供

など

レジャー

- 国内外宿泊施設の割引提供
- パッケージツアーの割引提供
- レストランの割引提供
- 娯楽施設の割引提供

など

暮らし全般

- 法律・税務の相談ダイヤル **無料**
- トラブル相談ダイヤル **無料**
- 趣味・お稽古事の割引提供
- 住宅サービス(購入・リフォーム・賃貸)の割引提供

など

T&Dクラブオフ 会員登録手続きの流れについて

●当社インターネットサービスにご登録のうえ、つぎの手順に沿って会員登録を行なうことができます。



①当社ホームページ画面内の「インターネットサービスログイン」をクリック。



②「T&Dフィナンシャル生命インターネットサービス」にログインしてください。



③画面最下部「T&Dクラブオフ」をクリック。



④新規会員登録ボタンをクリックし、会員登録を行なってください。

しおり

主な保険用語のご説明

お知らせとお問い合わせ

この保険の特徴と仕組み

ご契約にあたって

保険料について

ご契約後のお取扱について

給付金等をお支払いできない場合

その他情報

7.その他情報

【T&Dクラブオフ サービスの一例】

レジャー 国内外約30ブランド以上のツアーがクラブオフ経由で割引に!

- 大手旅行会社のパッケージツアーもT&Dクラブオフを通じてお申込みするだけで、お得にご利用いただけます。



ご利用方法

「T&Dクラブオフ」サイトへアクセス



バナー*をクリック

デジタルパンフレットから
希望のツアーを選択



ホームページからお申込

*バナーのデザインは予告なく変更になる場合がございます。

※画像はすべてイメージです。

健康

人間ドック予約デスク

会員特典

人間ドック受診料5%~30%OFF!

- 対応検査プランは1,700以上!日帰りドックから1泊ドック、脳ドック等各種コースを選択できます。女性にも婦人科コースの各種オプションを取り揃えております。

※特典は検査施設・検査内容により異なります。

※一部、割引特典のない医療機関も専用Webページに掲載しております。



ご利用方法

「T&Dクラブオフ」サイトへアクセス

カテゴリー一覧よりライフサポートをクリック

健康をクリック

健診・人間ドック・脳ドックをクリック



※ご利用の際は必ずホームページに掲載の利用方法・特典内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

※掲載内容は、すべて2020年2月現在の情報です。内容が変更になる場合がございます。

※「T&Dクラブオフ」は、T&Dフィナンシャル生命保険株式会社との提携により、株式会社リロクラブが提供するサービスです。

※画像はすべてイメージです。

3 管轄裁判所について

- 給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

約 款

（この保険の内容）

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 会社の責任開始期

第2条 会社の責任開始期

3. 保険契約の型

第3条 給付限度の型

第4条 手術給付金の型

4. 給付金の支払

第5条 給付金の支払

第6条 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払に関する補則

第7条 手術給付金および骨髄ドナー給付金の支払に関する補則

第8条 給付金の請求、支払時期および支払場所

5. 保険料の払込免除

第9条 保険料の払込免除

第10条 保険料の払込免除に関する補則

第11条 保険料の払込免除の請求

6. 保険料の払込

第12条 保険料の払込

第13条 保険料の払込方法〔経路〕

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第14条 保険料払込の猶予期間

第15条 保険契約の失効

8. 保険契約の復活

第16条 保険契約の復活

9. 保険契約の取消または無効

第17条 詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効

10. 告知義務および保険契約の解除

第18条 告知義務

第19条 告知義務違反による解除

第20条 保険契約を解除できない場合

第21条 重大事由による解除

11. 被保険者の死亡

第22条 被保険者の死亡

12. 解約

第23条 解約

第24条 給付金等の受取人による保険契約の存続

13. 契約内容の変更

第25条 入院給付金日額の減額

14. 払戻金

第26条 死亡時払戻金

第27条 解約払戻金

15. 保険契約者または死亡時払戻金受取人の変更

第28条 保険契約者の変更

第29条 会社への通知による給付金等の受取人の変更

第30条 遺言による死亡時払戻金受取人の変更

第31条 死亡時払戻金受取人の死亡

16. 保険契約者または死亡時払戻金受取人の代表者

第32条 保険契約者または死亡時払戻金受取人の代表者

17. 保険契約者の住所の変更

第33条 保険契約者の住所の変更

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第34条 被保険者の業務、転居および旅行

19. 年齢の計算ならびに年齢および性別の誤りの処理

第35条 年齢の計算

第36条 年齢および性別の誤りの処理

20. 契約者配当

第37条 契約者配当

21. 契約内容の登録

第38条 契約内容の登録

22. 時効

第39条 時効

23. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第40条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

24. 管轄裁判所

第41条 管轄裁判所

25. 電磁的方法による保険契約の申込等に関する特則

第42条 電磁的方法による保険契約の申込等

26. 入院初期一時給付特則

第43条 特則の適用

第44条 この特則の取扱

第45条 この特則の解約等

27. 八大生活習慣病入院無制限給付特則

第46条 特則の適用

第47条 給付日数の限度の取扱

第48条 入院初期一時給付特則およびこの特則を適用した場合の取扱

第49条 この特則の解約等

28. 健康給付特則

第50条 特則の適用

第51条 健康給付金の支払

第52条 この特則の解約等

別表1 請求書類

別表2 対象となる不慮の事故

別表3 病院または診療所

別表4 入院

別表5 薬物依存

別表6 公的医療保険制度

別表7 先進医療

別表8 骨髄移植術

別表9 異常分娩

別表10 対象となる高度障害状態

別表11 対象となる身体障害の状態

別表12 対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患、脾疾患

別表13 新生物の形態の性状コード

（この保険の内容）

この保険は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
災害入院給付金	被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院したときにお支払いします。
疾病入院給付金	被保険者が疾病の治療を目的として入院したときにお支払いします。
手術給付金	被保険者が所定の手術を受けたときにお支払いします。
骨髄ドナー給付金	被保険者が骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたときにお支払いします。
保険料の払込免除	被保険者が、保険料払込期間中につぎのいずれかに該当したときに、その後の保険料の払込を免除します。 1. 所定の高度障害状態に該当したとき 2. 不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当したとき

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される用語の意義は、つぎのとおりとします。

用語	用語の意義
入院給付金日額	災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄ドナー給付金、死亡時払戻金および解約払戻金を支払う際に基準となる金額として、保険契約の締結の際、保険契約者の申出により、会社の定める取扱の範囲内で定めた金額をいいます。ただし、保険契約の締結後にその金額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。
医科診療報酬点数表	別表6に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）における医科診療報酬点数表をいい、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められているものをいいます。
歯科診療報酬点数表	公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表をいい、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められているものをいいます。
支払事由	給付金等を支払う場合をいいます。
免責事由	支払事由に該当しても給付金を支払わない場合をいいます。
死亡時払戻金受取人	保険料払込期間満了後に被保険者が死亡した場合に支払うべき払戻金等を受け取る者として、保険契約の締結の際、保険料払込期間が終身の場合を除き、保険契約者が被保険者の同意を得て指定した者をいいます。ただし、保険契約の締結後にその者が変更されたときは、変更後の者をいいます。

2. 会社の責任開始期

第2条（会社の責任開始期）

- ① 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ② 会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 保険料払込期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。
 1. 保険契約の種類
 2. 会社名
 3. 保険契約者の氏名または名称
 4. 被保険者の氏名
 5. 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金および骨髄ドナー給付金の受取人の氏名または名称
その他のその受取人を特定するために必要な事項
 6. 死亡時払戻金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項（ただし、保険料払込期間が終身の場合を除きます。）
 7. 保険期間および保険料払込期間
 8. 入院給付金日額およびその支払方法

9. 保険料およびその払込方法〔回数〕
10. 契約日
11. 特約が付加されたときは、その特約の種類、特約保険金額等
12. 保険証券を作成した年月日

3. 保険契約の型

第3条（給付限度の型）

- ① 保険契約者は、保険契約の締結の際、給付限度の型について、つぎのいずれかを選択するものとします。

給付限度の型	給付日数の限度（災害入院給付金および疾病入院給付金を支払う日数の限度をいいます。）	
	1回の入院	通算
60日型	各60日	各1,095日
120日型	各120日	各1,095日

- ② 前項に規定する給付限度の型の変更は取り扱いません。

第4条（手術給付金の型）

- ① 保険契約者は、保険契約の締結の際、手術給付金の型について、つぎのいずれかを選択するものとします。

手術給付金の型
手術Ⅰ型
手術Ⅱ型

- ② 前項に規定する手術給付金の型の変更は取り扱いません。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、保険契約者は手術給付金の型を選択しないことができます。その場合、手術給付金の取扱はないものとし、以後の手術給付金に関する規定は適用しません。
- ④ 前項に基づき手術給付金の型を選択しない場合、骨髄ドナー給付金の取扱についてもないものとし、以後の骨髄ドナー給付金に関する規定は適用しません。

4. 給付金の支払

第5条（給付金の支払）

- ① この保険契約において支払う給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	免責事由
災害入院給付金	被保険者が、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき - 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因とし、その傷害の治療を目的とする入院であること - 前1.の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること - 別表3に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における別表4に定める入院であること - 入院日数が1日以上であること	1回の入院につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき - 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 - 被保険者の犯罪行為 - 被保険者の精神障害を原因とする事故 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 - 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

名称	支払事由	支払金額	受取人	免責事由
疾病入院給付金	被保険者が、つぎのいずれにも該当する入院をしたとき - 責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とし、その疾病の治療を目的とする入院であること - 病院または診療所における別表4に定める入院であること - 入院日数が1日以上であること	1回の入院につき、 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき - 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 - 被保険者の犯罪行為 - 被保険者の精神障害を原因とする事故 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 - 被保険者の別表5に定める薬物依存（以下「薬物依存」といいます。） - 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
手術給付金	被保険者が、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき - 責任開始期以後に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、その治療を直接の目的とする手術であること - その手術が第3項各号のいずれかに該当する手術であること - 病院または診療所（患者を入院させる施設を有しない診療所を含みます。）において受けた手術であること	1回の手術につき、 次項に定める手術 給付金の型に応じた金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき - 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 - 被保険者の犯罪行為 - 被保険者の精神障害を原因とする事故 - 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 - 被保険者の薬物依存 - 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
骨髄ドナー給付金	被保険者が、責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後、病院または診療所（患者を入院させる施設を有しない診療所を含みます。）において、組織の機能に障害のある者に移植することを目的として骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けたとき。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる場合を除きます。	手術給付金の型に応じてつぎの金額 - 手術Ⅰ型の場合 入院給付金日額 × 10 - 手術Ⅱ型の場合 入院給付金日額 × 20	被保険者	—

② 前項に規定する手術給付金の支払金額は、つぎのとおりとします。

1. 手術給付金の型が手術Ⅰ型の場合

手術の種類	支払金額
ア. 災害入院給付金の支払事由または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術	入院給付金日額 × 10
イ. 前ア. 以外の手術	入院給付金日額 × 5

2. 手術給付金の型が手術Ⅱ型の場合

手術の種類		支払金額
ア．災害入院給付金の支払事由または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に受けた手術	i) がん（悪性新生物）、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする手術	入院給付金日額 × 40
	ii) 前 i) 以外の治療を目的とする手術	入院給付金日額 × 20
イ．前ア．以外の手術		入院給付金日額 × 5

③ 第1項手術給付金の支払事由2. の手術は、つぎの各号のとおりとします。

1. 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。）。ただし、つぎに定めるものに該当するものを除きます。

ア. 傷の処理（創傷処理、デブリードマン）

イ. 切開術（皮膚、鼓膜）

ウ. 抜歯手術

エ. 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術

オ. 異物除去（外耳、鼻腔内）

カ. 鼻焼灼術（鼻粘膜、下甲介粘膜）

キ. 魚の目、タコ手術後縫合（鶏眼・胼胝切除後縫合）

2. 別表7に定める先進医療（以下「先進医療」といいます。）に該当する診療行為（診断および検査を直接の目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。）

3. つぎのいずれかに該当する診療行為（以下「放射線治療」といいます。）

ア. 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含み、血液照射を除きます。）

イ. 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

4. 医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている別表8に定める骨髓移植術

④ 第2項第2号に定める「がん（悪性新生物）」とは、別表12に定める悪性新生物のうち、別表13に定める新生物の形態の性状コードが悪性に該当するものをいいます。

⑤ 第2項第2号に定める「心疾患または脳血管疾患」とは、別表12に定める心疾患または脳血管疾患をいいます。

第6条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払に関する補則）

① 保険契約者および死亡時払戻金受取人（死亡時払戻金受取人が複数の場合には、死亡時払戻金受取人の一部である場合を含みます。）が同一の法人である場合には、前条の規定にかかわらず、災害入院給付金および疾病入院給付金の受取人をその法人とします。

② 被保険者の入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払金額は各日現在の入院給付金日額を基準として計算します。

③ 2回以上入院した場合の取扱はつぎの各号のとおりとします。

1. 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の不慮の事故によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を

- 合算して前条の災害入院給付金の支払の規定を適用します。ただし、災害入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 120 日を経過して開始した入院については、新たな入院として前条の災害入院給付金の支払の規定を適用します。
2. 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、1 回の入院とみなし、各入院について日数を合算して前条の疾病入院給付金の支払の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 120 日を経過して開始した入院については、新たな入院として前条の疾病入院給付金の支払の規定を適用します。
- ④ 2 以上の不慮の事故または疾病により入院した場合の取扱はつぎの各号のとおりとします。
1. 被保険者が 2 以上の不慮の事故により災害入院給付金の支払事由に該当する入院をした場合、またはその入院中に異なる不慮の事故により災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故により継続して入院したものとみなします。
2. 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
- ⑤ 被保険者が災害入院給付金の支払事由または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を同一の日に 2 回以上した場合でも、災害入院給付金または疾病入院給付金を重複しては支払いません。
- ⑥ 災害入院給付金が支払われることとなる入院の期間と疾病入院給付金が支払われることとなる入院の期間とが重複する場合には、その重複期間については、災害入院給付金を支払い、疾病入院給付金は支払わないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に災害入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合には、その日から、災害入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したものと取り扱います。
2. 災害入院給付金が支払われる期間が終了した後に、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を継続しているときは、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したものと取り扱います。
- ⑦ つぎの各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして前条の疾病入院給付金の支払の規定を適用します。
1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因とする入院
2. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日を経過して開始した入院
3. 責任開始期以後に開始した別表 9 に定める異常分娩（以下「異常分娩」といいます。）のための入院
- ⑧ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合でも、それらの原因により入院した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、災害入院給付金もしくは疾病入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 被保険者が責任開始期前に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院の場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて 2 年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして前条の疾病入院給付金の支払の規定を適用します。
- ⑩ 前条の疾病入院給付金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病（異常分娩を含みます。以下、本項において同様とします。）を直接の原因として疾病入院給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. 保険契約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で疾病入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、疾病入院給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ 前条および前 10 項の規定にかかわらず、第 3 条（給付限度の型）第 1 項に定める給付日数の限度を超えて災害入院給付金および疾病入院給付金を支払いません。

第 7 条（手術給付金および骨髄ドナー給付金の支払に関する補則）

- ① 保険契約者および死亡時払戻金受取人（死亡時払戻金受取人が複数の場合には、死亡時払戻金受取人の一部である場合を含みます。）が同一の法人である場合には、第 5 条（給付金の支払）の規定にかかわらず、手術給付金および骨髄ドナー給付金の受取人をその法人とします。

- ② 手術給付金または骨髄ドナー給付金の支払金額は、手術または骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞の採取術を受けた日（2日以上にわたった場合には、その開始日とします。以下、本条において同様とします。）現在の入院給付金日額を基準として計算します。
- ③ 被保険者が手術給付金の支払事由に該当する手術を2以上受けた場合で、それらの手術を受けた日が同一のときは、第5条（給付金の支払）の手術給付金の支払の規定にかかわらず、それらの手術のうち手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金を支払います。
- ④ 被保険者が手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が第5条（給付金の支払）第3項第1号に該当し、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている診療行為であるときは、第5条（給付金の支払）の手術給付金の支払の規定にかかわらず、それらの手術（以下、本項において「一連の手術」といいます。）については、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 一連の手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。
 2. 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合についても同様とします。
 3. 各同一手術期間中に受けた一連の手術については、各同一手術期間中に受けた一連の手術のうち手術給付金の金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をそれぞれ支払います。
- ⑤ 被保険者が手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、当該手術が第5条（給付金の支払）第3項第2号の先進医療に該当する診療行為であるときは、第5条（給付金の支払）の手術給付金の支払の規定にかかわらず、それらの手術については、一連の手術とみなして前項各号の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が第5条（給付金の支払）第3項第3号の放射線治療を受けた場合で、当該放射線治療が、放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の手術とみなして手術給付金を支払います。この場合、その1回の放射線治療については、当該放射線治療の開始日に受けたものとみなします。
- ⑦ 被保険者が第5条（給付金の支払）第3項第3号の放射線治療を複数回受けた場合には、第5条（給付金の支払）の手術給付金の支払の規定にかかわらず、それらの放射線治療のうち、手術給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、手術給付金を支払いません。
- ⑧ 第5条（給付金の支払）の骨髄ドナー給付金の支払の規定にかかわらず、骨髄ドナー給付金の支払は、保険期間を通じて1回限りとします。
- ⑨ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により手術を受けた場合でも、それらの原因により手術を受けた被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、手術給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑩ 被保険者が責任開始期前に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病の治療を直接の原因として手術を受けた場合でも、責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始期以後の原因によるものとみなして第5条（給付金の支払）の手術給付金の支払の規定を適用します。
- ⑪ 第5条（給付金の支払）の手術給付金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病（異常分娩を含みます。以下、本項において同様とします。）を直接の原因として手術給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. 保険契約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で手術給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、手術給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第8条（給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金または骨髄ドナー給付金（以下「給付金」といいます。）の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者またはその給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金の支払事由が生じたときは、その給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 給付金は、前項の請求書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本

店または会社の指定した場所で支払います。

- ④ 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の請求書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
1. 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 給付金の支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 前2号に定める事項、第21条（重大事由による解除）第1項第5号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実
- ⑤ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、第2項の請求書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ⑥ 前2項の場合、会社は給付金を請求した者に通知します。
- ⑦ 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者もしくは被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

5. 保険料の払込免除

第9条（保険料の払込免除）

この保険契約において、つぎの表に定める保険料の払込を免除する場合（以下「払込免除事由」といいます。）のいずれかに該当したときは、つぎに到来する第12条（保険料の払込）第1項に定める払込期月（払込期月の初日からその払込期月の契約応当日の前日までに払込免除事由に該当したときは、その払込期月）以後の保険料の払込を免除します。ただし、被保険者が、つぎの表に定める払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合に該当したときは、保険料の払込を免除しません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
1. 被保険者が、責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病により、保険料払込期間中に別表10に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含むものとします。	つぎのいずれかにより、左記の払込免除事由に該当したとき 1. 保険契約者の故意 2. 被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 戦争その他の変乱

払込免除事由	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
2. 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、別表11に定める身体障害の状態（以下「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含むものとします。	つぎのいずれかにより、左記の払込免除事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

第10条（保険料の払込免除に関する補則）

- ① 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、身体障害の状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない状態のために、保険料の払込が免除されない場合で、その不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後も引き続きその状態が継続し、かつ、保険料払込期間中にその回復の見込がないことが明らかとなったときには、その明らかとなった日に払込免除事由に該当したものとみなして、前条の規定により保険料の払込を免除します。
- ② 被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、高度障害状態に該当したときであっても、つぎの各号のいずれかに該当するときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、前条の規定を適用します。
 1. 保険契約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾したとき。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがないとき。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ③ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により払込免除事由に該当した場合でも、それらの原因により高度障害状態または身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ばず影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、保険料の払込を免除することがあります。
- ④ 保険料の払込が免除された場合には、会社は、以後、第12条（保険料の払込）第1項に定める払込期月の契約応当日ごとに所定の保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ⑤ 保険料の払込が免除された保険契約については、払込免除事由の発生時以後、「13. 契約内容の変更」に関する規定を適用しません。
- ⑥ 保険料の払込が免除されたときは、保険証券に裏書します。

第11条（保険料の払込免除の請求）

- ① 払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに請求書類を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行なうときは、第8条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

6. 保険料の払込

第12条（保険料の払込）

- ① 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次条第1項に定める払込方法〔経路〕にしたがい、つぎの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 1. 月払契約の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下、同様とします。）の属する月の初日から末日まで
 2. 年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌応当日の前日までの期間（以下「保

険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。

- ③ 保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎの各号のいずれかが生じた場合には、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。
 - 1. 保険契約が消滅した場合
 - 2. 保険料の払込を要しなくなった場合
- ④ 月払契約について、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、前項各号のいずれかが生じた場合には、払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻しません。
- ⑤ 年払契約について、払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、第3項各号のいずれかが生じた場合には、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日から当該保険料期間の満了までの期間の月数に相当する保険料として、月割によって計算した金額（以下「保険料未経過金」といいます。）を保険契約者に払い戻します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、保険料未経過金は払い戻しません。
 - 1. 第3項第1号が生じた日において、保険料の払込が免除されている場合
 - 2. 保険料の払込を要しなくなる事由が生じた日の属する保険料期間に対応する保険料が払い込まれていない場合
 - 3. 詐欺による取消または不法取得目的による無効により保険契約が消滅した場合
- ⑦ 保険料未経過金の払戻については、第8条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。
- ⑧ 前3項の規定は、年払契約の第1回保険料について準用します。
- ⑨ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ⑩ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込の保険料を払い込んでください。
- ⑪ 前項の場合、未払込の保険料の払込については、第14条（保険料払込の猶予期間）第3項の規定を準用します。
- ⑫ 保険契約者は、保険料の払込方法〔回数〕を変更することができます。

第13条（保険料の払込方法〔経路〕）

- ① 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法〔経路〕を選択することができます。
 - 1. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - 2. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - 3. 会社と保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- ② 保険契約者は、前項各号の保険料の払込方法〔経路〕を変更することができます。
- ③ 保険料の払込方法〔経路〕が第1項第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法〔経路〕を他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法〔経路〕の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第14条（保険料払込の猶予期間）

- ① 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
 - 1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 - 2. 年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- ② 猶予期間中に給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ③ 猶予期間中に払込免除事由が生じた場合には、未払込の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まれたときに限り、保険料の払込を免除します。

第15条（保険契約の失効）

前条第1項の猶予期間の満了日までに保険料が払い込まれないときは、保険契約は、その猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

8. 保険契約の復活

第16条（保険契約の復活）

- ① 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて1年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。
- ② 保険契約者が保険契約の復活を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、新たな保険証券の交付は行わず、書面により保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は会社の指定した日までに延滞した保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第2条（会社の責任開始期）第1項および第2項の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第2条（会社の責任開始期）第2項中「契約日」とあるのは、「復活日」と読み替えます。

9. 保険契約の取消または無効

第17条（詐欺による保険契約の取消または不法取得目的による保険契約の無効）

- ① 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約を締結または復活したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が給付金または死亡時払戻金（以下「給付金等」といいます。）を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

第18条（告知義務）

会社が、保険契約の締結または復活の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第19条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 会社は、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、保険契約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、すでに給付金の支払または保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、給付金の返還を請求し、または、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または死亡時払戻金受取人に通知をします。
- ⑤ 保険契約を解除した場合は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

第20条（保険契約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、保険契約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げ

なかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第21条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または死亡時払戻金受取人が、死亡時払戻金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. 保険契約者または被保険者が、この保険契約の給付金もしくは保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 3. この保険契約の給付金等または保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 4. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 5. 保険契約者、被保険者または死亡時払戻金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または死亡時払戻金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 6. この保険契約に適用されている特則、付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは死亡時払戻金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡時払戻金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由による給付金等（第1項第5号のみに該当した場合で、第1項第5号ア. からオ. までに該当した者が死亡時払戻金受取人のみであり、その受取人が死亡時払戻金受取人の一部の受取人であるときは、死亡時払戻金のうち、その受取人に支払われるべき死亡時払戻金をいいます。以下、本項において同様とします。）の支払または保険料の払込免除を行ないません。また、この場合に、すでに給付金等の支払または保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、給付金等の返還を請求し、または、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡時払戻金受取人に通知します。
- ⑤ この保険契約を解除した場合は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、死亡時払戻金受取人の一部の受取人に対して第3項の規定を適用し死亡時払戻金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない死亡時払戻金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

11. 被保険者の死亡

第22条（被保険者の死亡）

被保険者が死亡した場合には、保険契約者または死亡時払戻金受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。この場合、被保険者が死亡した時から保険契約は消滅したものとします。

12. 解約

第23条（解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。
- ② 保険契約者が解約を請求するときは、請求書類を会社へ提出してください。

第24条（給付金等の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡時払戻金の支払事由が生じ、会社が死亡時払戻金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを死亡時払戻金受取人に支払います。

13. 契約内容の変更

第25条（入院給付金日額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額が会社の定める額に満たないときは、入院給付金日額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が入院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 入院給付金日額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

14. 払戻金

第26条（死亡時払戻金）

- ① 被保険者が死亡し、次項に定める死亡時払戻金の支払事由に該当したときは、会社は、死亡時払戻金受取人に、入院給付金日額に10を乗じた金額を死亡時払戻金として支払います。
- ② 死亡時払戻金の支払事由は、つぎの各号のいずれにも該当したときとします。
 1. 被保険者の死亡が保険料払込期間満了後であるとき
 2. 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれているとき
- ③ 前2項にかかわらず、被保険者がつぎの各号のいずれかにより死亡したときは、死亡時払戻金を支払いません。
 1. 保険契約者の故意（保険契約者と被保険者が同一の場合を除きます。）
 2. 死亡時払戻金受取人の故意（前号に該当する場合を除きます。）
- ④ 前項に該当したことにより死亡時払戻金が支払われないときは、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときには、支払いません。
- ⑤ 死亡時払戻金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡時払戻金の一部の受取人であるときは、死亡時払戻金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡時払戻金受取人に支払い、解約払戻金のうち、支払われない死亡時払戻金に対応する部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ⑥ 死亡時払戻金受取人が死亡時払戻金を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。この場合、第8条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

第27条（解約払戻金）

- ① この保険契約に対する解約払戻金は、つぎの各号のとおりとします。
 1. 保険料払込期間中の解約払戻金はありません。
 2. 保険料払込期間満了後の解約払戻金は、入院給付金日額に10を乗じた金額とします。ただし、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていない場合、解約払戻金はありません。
- ② 保険契約者が解約払戻金を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金は、前項の請求書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

15. 保険契約者または死亡時払戻金受取人の変更

第28条（保険契約者の変更）

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承

継させることができます。

- ② 保険契約者が、保険契約者の変更を行なうときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 保険契約者が変更されたときは、保険証券に裏書します。

第29条（会社への通知による給付金等の受取人の変更）

- ① 保険契約者は、死亡時払戻金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡時払戻金受取人を変更することができます。
- ② 給付金の受取人は、被保険者（第6条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払に関する補則）第1項または第7条（手術給付金および骨髄ドナー給付金の支払に関する補則）第1項に該当する場合は保険契約者および死亡時払戻金受取人と同一の法人）以外の者に変更することはできません。
- ③ 前項の規定にかかわらず、第1項または前条第1項の規定により、保険契約者および死亡時払戻金受取人が同一の法人となる場合には、給付金の受取人をその法人とします。
- ④ 第1項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- ⑤ 第1項の通知が会社に到達した場合には、死亡時払戻金受取人は当該通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡時払戻金受取人に死亡時払戻金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡時払戻金受取人から死亡時払戻金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第30条（遺言による死亡時払戻金受取人の変更）

- ① 前条に規定するほか、保険契約者は、死亡時払戻金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡時払戻金受取人を変更することができます。
- ② 前項の死亡時払戻金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による死亡時払戻金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

第31条（死亡時払戻金受取人の死亡）

- ① 死亡時払戻金受取人が死亡時払戻金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡時払戻金受取人とします。
- ② 前項の規定により死亡時払戻金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡時払戻金受取人となった者のうち生存している他の死亡時払戻金受取人を死亡時払戻金受取人とします。
- ③ 前2項の規定により死亡時払戻金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

16. 保険契約者または死亡時払戻金受取人の代表者

第32条（保険契約者または死亡時払戻金受取人の代表者）

- ① 保険契約者または死亡時払戻金受取人が2人以上いるときは、それぞれ代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または死亡時払戻金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者または死亡時払戻金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

17. 保険契約者の住所の変更

第33条（保険契約者の住所の変更）

- ① 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下、本条において同様とします。）を変更したときは、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

18. 被保険者の業務、転居および旅行

第34条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居しもしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または特別保険料の請求を行わず、保険契約上の責任を負います。

19. 年齢の計算ならびに年齢および性別の誤りの処理

第35条（年齢の計算）

- ① 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第36条（年齢および性別の誤りの処理）

- ① 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。
 1. 契約日における実際の年齢が会社の取扱年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を改め、その過不足金額を精算します。この場合、給付金等の支払があるときは、超過額があれば支払うべき金額とともに支払い、不足額があれば支払うべき金額から差し引きます。
 2. 契約日における実際の年齢が会社の取扱年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして保険料を改め、その過不足金額を精算します。この場合、給付金等の支払があるときは、超過額があれば支払うべき金額とともに支払い、不足額があれば支払うべき金額から差し引きます。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づいて保険料を改め、その過不足金額を精算します。この場合、給付金等の支払があるときは、超過額があれば支払うべき金額とともに支払い、不足額があれば支払うべき金額から差し引きます。

20. 契約者配当

第37条（契約者配当）

この保険契約に対する契約者配当はありません。

21. 契約内容の登録

第38条（契約内容の登録）

- ① 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 1. 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 2. 入院給付金の種類
 3. 入院給付金の日額
 4. 契約日（復活が行なわれた場合は、最後の復活の日とします。以下、次項において同様とします。）
 5. 当会社名
- ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（入院給付金のある保険契約をいいます。また、入院給付金のある特約を含みます。以下、本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- ⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基

づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

22. 時効

第39条（時効）

給付金、死亡時払戻金、解約払戻金、その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

23. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第40条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- ① 会社は、公的医療保険制度その他関連する法令等の改正が行なわれ、その改正内容がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を変更することがあります。
- ② 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの保険契約の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 第2項の保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

24. 管轄裁判所

第41条（管轄裁判所）

- ① この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または給付金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
- ② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

25. 電磁的方法による保険契約の申込等に関する特則

第42条（電磁的方法による保険契約の申込等）

- ① 保険契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法により、保険契約の申込および告知をすることができます。
- ② 前項における電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法のことをいいます。

26. 入院初期一時給付特則

第43条（特則の適用）

- ① 保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、入院初期一時給付特則（以下、第45条（この特則の解約等）までにおいて、「この特則」といいます。）を適用することができます。
- ② この特則に別段の定めがない事項は、普通保険約款中、本条から第45条（この特則の解約等）までの規定を除く各規定を準用します。
- ③ この特則が適用されたときは、第2条（会社の責任開始期）第4項に定める事項のほか、この特則の種類を保険証券に記載します。

第44条（この特則の取扱）

- ① この特則が適用された保険契約については、第5条（給付金の支払）に規定する災害入院給付金および疾病入院給付金の支払金額を、それぞれつぎのとおり読み替えるものとします。

支払金額
1回の入院につき、 1. 入院日数が10日以上の場合 入院給付金日額 × 入院日数 2. 入院日数が1日以上9日以内の場合 入院給付金日額 × 10

- ② 災害入院給付金または疾病入院給付金の支払金額は、第6条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払に関する補則）第2項の規定にかかわらず、1回の入院のうち入院を開始した日からその日を含めて10日目までは、その入院を開始した日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
- ③ 災害入院給付金が支払われることとなる入院の期間と疾病入院給付金が支払われることとなる入院の期間とが重複する場合は、第1項の規定を適用しません。ただし、その入院を含めた1回の入院について、災害入院給付金が支払われる期間と疾病入院給付金が支払われる期間とを合算して1日以上9日以内の場合、災害入院給付金の支払金額は、各日の入院給付金日額につきの各号に定める日数を乗じた金額を合算した金額とします。
1. 第6条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払に関する補則）第6項の規定により支払われることとなる災害入院給付金の給付日数
2. 10日から前号の給付日数および疾病入院給付金の給付日数を減じた日数
- ④ 第1項または前項の規定により1回の入院につき入院日数が1日以上9日以内の入院に対する支払金額が計算される場合、第3条（給付限度の型）第1項に定める通算の給付日数の限度（以下「通算日数限度」といいます。）の適用にあたっては、その入院に対して支払われるべき災害入院給付金および疾病入院給付金の支払金額に応じた給付日数をそれぞれの通算の給付日数に算入するものとします。
- ⑤ 前項の規定に基づき算入する日数が通算日数限度を超えることとなる場合は、前項の規定にかかわらず、その日数から、通算日数限度を超える日数を減じた日数を通算の給付日数に算入するものとします。この場合、第1項または第3項の規定にかかわらず、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払金額は、各日の入院給付金日額にそれぞれの通算の給付日数に算入する日数を乗じた金額とし、通算日数限度を超える日数については災害入院給付金または疾病入院給付金を支払いません。

第45条（この特則の解約等）

- ① この特則の解約は取り扱いません。
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したときは、この特則も同時に消滅したものとみなします。
- ③ 主契約の復活請求があったときは、この特則も同時に復活の請求があったものとみなします。

27. 八大生活習慣病入院無制限給付特則

第46条（特則の適用）

- ① 保険契約者は、主契約の締結の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、八大生活習慣病入院無制限給付特則（以下、第49条（この特則の解約等）までにおいて、「この特則」といいます。）を適用することができます。
- ② この特則に別段の定めがない事項は、普通保険約款中、本条から第49条（この特則の解約等）までの規定を除く各規定を準用します。
- ③ この特則が適用されたときは、第2条（会社の責任開始期）第4項に定める事項のほか、この特則の種類を保険証券に記載します。

第47条（給付日数の限度の取扱）

- ① この特則を適用した保険契約については、第3条（給付限度の型）第1項および第6条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払に関する補則）第11項の規定にかかわらず、疾病入院給付金の第3条（給付限度の型）第1項に定める1回の入院の給付日数の限度（以下、この特則において「1回の日数限度」といいます。）および通算日数限度に達した日の翌日以後に、被保険者が、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患または膵疾患（以下「生活習慣病」といいます。）を直接の原因とし、その治療を目的として第5条（給付金の支払）に定める疾病入院給付金の支払事由に該当する入院（以下「生活習慣病入院」といいます。）をした場合は、その入院日数分の疾病入院給付金を支払います。

- ② 疾病入院給付金の1回の日数限度に達した日の翌日以後に、被保険者が、生活習慣病を直接の原因とし、その治療を目的として生活習慣病入院をしたことにより前項に基づく疾病入院給付金が支払われる場合は、その入院日数を疾病入院給付金の通算の給付日数に算入するものとします。
- ③ 第1項に定める「がん」とは、別表12に定める悪性新生物または上皮内新生物のうち、別表13に定める新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
- ④ 第1項に定める「心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患または膵疾患」とは、別表12に定める心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患または膵疾患をいいます。

第48条（入院初期一時給付特則およびこの特則を適用した場合の取扱）

入院初期一時給付特則およびこの特則を適用した保険契約については、疾病入院給付金の通算日数限度に達した日の翌日以後に、被保険者が生活習慣病入院をした場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第44条（この特則の取扱）第5項の規定中、「災害入院給付金または疾病入院給付金」とあるのは、「災害入院給付金または第47条（給付日数の限度の取扱）第1項に定める生活習慣病入院以外の入院に対する疾病入院給付金」と読み替えます。
2. 前条第1項の規定中、「その入院日数分の疾病入院給付金」とあるのは、「第44条（この特則の取扱）第1項に定める疾病入院給付金の支払金額」と読み替えます。

第49条（この特則の解約等）

- ① この特則の解約は取り扱いません。
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したときは、この特則も同時に消滅したものとみなします。
- ③ 主契約の復活請求があったときは、この特則も同時に復活の請求があったものとみなします。

28. 健康給付特則

第50条（特則の適用）

- ① 保険契約者は、主契約の締結の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、健康給付特則（以下、第52条（この特則の解約等）までにおいて、「この特則」といいます。）を適用することができます。
- ② 保険契約者は、この特則の適用の際、会社の定める取扱の範囲内で健康給付倍率を選択するものとします。なお、選択された健康給付倍率は、以後変更することはできません。
- ③ 第1項によりこの特則を適用する場合、保険契約者は、この特則の適用の際、つぎの各号のいずれかの特則の型を選択するものとします。なお、選択された特則の型は、以後変更することはできません。
 1. 3年型
 2. 5年型
 3. 10年型
- ④ この特則に別段の定めがない事項は、普通保険約款中、本条から第52条（この特則の解約等）までの規定を除く各規定を準用します。
- ⑤ この特則が適用されたときは、第2条（会社の責任開始期）第4項に定める事項のほか、つぎの各号に定める事項を保険証券に記載します。
 1. この特則の種類
 2. 健康給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 3. 健康給付倍率および健康給付金の支払方法
 4. 特則の型

第51条（健康給付金の支払）

- ① この特則において支払う健康給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人
健康給付金	つぎのいずれにも該当したとき 1. 契約日または健康給付金の支払日（以下「健康給付金支払日」といいます。）からその直後に到来する健康給付金支払日の前日までの期間（以下「健康給付金支払対象期間」といいます。）中に、入院日数が継続して10日以上入院に対する災害入院給付金または疾病入院給付金（以下、この特則において「入院給付金」といいます。）がいずれも支払われなかったこと 2. 被保険者がその健康給付金支払対象期間満了日末に生存していること 3. 被保険者がその健康給付金支払対象期間満了日の翌日において90歳以下であること	健康給付金額	保険契約者

- ② 健康給付金支払日は、特則の型に応じつぎの各号のとおりとします。
 1. 3年型
契約日から3年ごとの年単位の契約応当日

2. 5年型

契約日から5年ごとの年単位の契約応当日

3. 10年型

契約日から10年ごとの年単位の契約応当日

- ③ 健康給付金額は、その健康給付金支払対象期間満了日の入院給付金日額に健康給付倍率を乗じた金額とします。
- ④ 入院日数が継続して10日以上入院が健康給付金支払日を含んで継続している場合は、その入院の入院日数が継続して10日に達した日の属する健康給付金支払対象期間における入院とみなします。
- ⑤ 入院日数が継続して10日以上となる入院を2回以上し、それらの入院が第6条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払に関する補則）第3項の規定により、1回の入院とみなされる場合で、それらの入院の最初の入院日と最終の退院日との期間中に新たな健康給付金支払対象期間が開始された場合は、それらの入院は、最初の入院の入院日数が継続して10日に達した日の属する健康給付金支払対象期間における入院とみなします。
- ⑥ 健康給付金が支払われた後に、その健康給付金支払対象期間中に入院日数が継続して10日以上となる入院に対する入院給付金の請求を受け、その入院給付金が支払われることとなった場合は、会社はその支払うべき金額から支払われた健康給付金を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が健康給付金として支払った金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還してください。

第52条（この特則の解約等）

- ① この特則の解約は取り扱いません。
- ② 主契約が解約その他の事由により消滅したときは、この特則も同時に消滅したものとみなします。
- ③ 主契約の復活請求があったときは、この特則も同時に復活の請求があったものとみなします。

備考

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

3. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表4に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

4. 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為

医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている診療行為については、初日に受けた診療行為が手術に該当します。

5. 放射線を常時照射する治療

放射性物質の体内への埋込、投与等により、放射線を絶えず照射し続ける治療をいいます。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (6) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 保険証券
2	疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
3	手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
4	骨髄ドナー給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた病院または診療所の骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) 骨髄ドナー給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
5	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (5) 保険証券
6	保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書および診断書
7	死亡時払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (4) 死亡時払戻金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
8	解約払戻金	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9	給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 給付金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
10	契約内容の変更 入院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11	保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧保険契約者の印鑑証明書 旧保険契約者死亡の場合 ア. 旧保険契約者の除籍謄本 イ. 相続人の戸籍抄本・印鑑証明書 (3) 保険証券

	項目	請求書類
12	会社への通知による死亡時払戻金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
13	遺言による死亡時払戻金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
14	健康給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と保険契約者が同一の場合は不要。また、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）		除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）		
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）		・ 飢餓・渇
・ 転倒・転落・墜落（W00～W19）		
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）		・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）		
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）		
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）		・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥（吸引） 胃内容物の誤嚥（吸引）（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥（吸引）（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥（吸引）（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）		・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火及び火災への曝露（X00～X09）		
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）		
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）		
・ 自然の力への曝露（X30～X39）		・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）		・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）		・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）		
3. 加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）		
4. 法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）		・ 合法的処刑（Y35.5）

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
5. 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・ 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表5 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 先進医療

「先進医療」とは、別表6の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限り、）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、別表6の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養等、厚生労働大臣が定める先進医療でなくなっているものは除きます。

別表8 骨髄移植術

「骨髄移植術」とは、組織の機能に障害がある人に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

別表9 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81～O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表10 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表11 対象となる身体障害の状態

1. 10手指の用を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考（別表10・別表11）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

（1）聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。

（2）「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

（1）「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては、肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

（2）「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

（1）「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

（2）「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

（1）「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

（2）「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表12 対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患、脾疾患

対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患、脾疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
上皮内新生物	上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09
	虚血性心疾患	I20-I25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26-I28
心疾患	その他の型の心疾患	I30-I52
	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G45
	脳血管疾患	I60-I69
	糖尿病	E10-E14
糖尿病	糖尿病	E10-E14
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10-I15
腎疾患	糸球体疾患	N00-N08
	腎尿細管間質性疾患	N10-N16
	腎不全	N17-N19
肝疾患	ウイルス肝炎	B15-B19
	肝疾患	K70-K77

疾病名	分類項目	基本分類コード
膵疾患	急性膵炎	K85
	その他の膵疾患	K86

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患、膵疾患に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、腎疾患、肝疾患、膵疾患に含めることがあります。

別表13 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類―腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類―腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

（この特約の内容）

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
第2条 特約の保険期間

2. 入院一時給付金の支払

- 第3条 入院一時給付金の支払
第4条 入院一時給付金の支払に関する補則
第5条 入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第6条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第7条 特約保険料の払込
第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第9条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第10条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第11条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

- 第12条 告知義務
第13条 告知義務違反による解除
第14条 特約を解除できない場合
第15条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第16条 特約の解約
第17条 入院一時給付金の受取人による特約の存続

9. 特約内容の変更

- 第18条 入院一時給付金額の減額

10. 払戻金

- 第19条 解約払戻金

11. 契約者配当

- 第20条 契約者配当

12. 管轄裁判所

- 第21条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第22条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 入院

別表3 対象となる不慮の事故

別表4 異常分娩

別表5 薬物依存

別表6 病院または診療所

入院一時給付特約（2020）

（この特約の内容）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
入院一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に傷害または疾病の治療を目的とする入院をしたときにお支払いします。

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、保険契約者に書面により通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱

範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 入院一時給付金の支払

第3条（入院一時給付金の支払）

この特約において支払う入院一時給付金はつぎの表のとおりです。

名称	入院一時給付金を支払う場合（以下「入院一時給付金の支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	入院一時給付金の支払事由に該当しても入院一時給付金を支払わない場合
入院一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかを直接の原因とし、その治療を目的として主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる別表2に定める入院（以下「入院」といいます。）をしたとき 1. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発生した別表3に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）その他の外因による傷害 2. この特約の責任開始期以後に発病した疾病（別表4に定める異常分娩を含みます。以下、同様とします。）	1回の入院につき、入院一時給付金額	主契約の給付金の受取人	つぎのいずれかにより、左記の入院一時給付金の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の別表5に定める薬物依存 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

第4条（入院一時給付金の支払に関する補則）

- ① 前条に規定する入院一時給付金の支払金額は、支払われることとなる入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始した日の入院一時給付金額とします。
- ② 被保険者が前条に規定する入院を2回以上した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされる入院については、入院一時給付金の支払は1回限りとします。また、入院一時給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合についても、それらの入院を通じて、入院一時給付金の支払は1回限りとします。
- ③ 被保険者が前条に規定する入院を開始したときに、異なる不慮の事故その他の外因による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に、異なる不慮の事故その他の外因による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めたときは、前条に規定する入院の直接の原因となった傷害または疾病に含めて、前条の規定を適用します。
- ④ 被保険者が入院一時給付金の支払事由に該当する入院を同一の日に2回以上した場合でも、入院一時給付金を重複しては支払いません。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合でも、それらの原因により入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、入院一時給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑥ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院の場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前条の入院一時給付金の支払の規定を適用します。
- ⑦ 前条の入院一時給付金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として入院一時給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で入院一時給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を

受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、入院一時給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ⑧ 前条および前7項の規定にかかわらず、入院一時給付金を支払う回数の通算の限度（以下「給付回数の限度」といいます。）は、給付回数を通算して50回とします。

第5条（入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 入院一時給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 入院一時給付金の支払事由が生じたときは、入院一時給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 入院一時給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第7条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きします。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きします。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、入院一時給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. この特約の給付金の給付回数が第4条（入院一時給付金の支払に関する補則）第8項に定める通算の給付回数の限度（50回）に達したとき
 3. 主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の給付日数がいずれも主約款に定める通算の給付日数の限度に達したとき。ただし、主契約に八大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合を除きます。

5. 特約の復活

第10条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第11条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第12条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、入院一時給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第13条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、入院一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、入院一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに入院一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、入院一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、入院一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第14条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて入院一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第15条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または被保険者が、この特約の入院一時給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. 保険契約者または被保険者が、この保険契約の給付金もしくは保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 3. この特約の入院一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または入院一時給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 4. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 5. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合

- ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
6. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、入院一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた入院一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による入院一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行ないません。また、この場合に、すでに入院一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行なっていたときは、会社は、入院一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第17条（入院一時給付金の受取人による特約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす入院一時給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第18条（入院一時給付金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、入院一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後の入院一時給付金額が会社の定める額に満たないときは、入院一時給付金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が入院一時給付金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 入院一時給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 入院一時給付金額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第19条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 契約者配当

第20条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

12. 管轄裁判所

第21条（管轄裁判所）

この特約における入院一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第22条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

備考

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

2. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表2に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	入院一時給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類（ただし、不慮の事故でない場合は不要） (5) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (6) 入院一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	入院一時給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 入院一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
4	特約内容の変更 入院一時給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表6に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落・ 墜落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥（吸引） 胃内容物の誤嚥（吸引）（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥（吸引）（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥（吸引）（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火及び火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
5. 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・ 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表4 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81～O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表5 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

別表6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとしします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
第2条 特約の保険期間

2. 先進医療給付金の支払

- 第3条 先進医療給付金の支払
第4条 先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第5条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第6条 特約保険料の払込
第7条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第8条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第9条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第10条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

- 第11条 告知義務
第12条 告知義務違反による解除
第13条 特約を解除できない場合
第14条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第15条 特約の解約
第16条 先進医療給付金の受取人による保険契約の存続

9. 払戻金

- 第17条 解約払戻金

10. 契約者配当

- 第18条 契約者配当

11. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

- 第19条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

12. 管轄裁判所

- 第20条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第21条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 療養

別表3 公的医療保険制度

別表4 先進医療

別表5 先進医療に相当する患者申出療養

別表6 先進医療等にかかる技術料

別表7 薬物依存

先進医療給付特約

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名 称	給付の概要
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に先進医療等による療養を受けたときにお支払いします。

1. 総則

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 - 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

第2条 (特約の保険期間)

- この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 先進医療給付金の支払

第3条（先進医療給付金の支払）

① この特約において支払う先進医療給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	先進医療給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても先進医療給付金を支払わない場合
先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれにも該当する別表2に定める療養（以下「療養」といいます。）を受けたとき 1. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因とする療養であること 2. 別表3に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）における別表4に定める先進医療による療養または別表5に定める先進医療に相当する患者申出療養（以下「先進医療等による療養」といいます。）であること	別表6に定める先進医療等にかかる技術料と同額	主契約の給付金の受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の別表7に定める薬物依存 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

- ② 被保険者が同一の先進医療等による療養を複数回にわたって受けた場合は、その一連の先進医療等による療養を開始したときを療養を受けたときとみなして前項の先進医療給付金の支払事由に関する規定を適用します。
- ③ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として先進医療等による療養を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した先進医療等による療養は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に先進医療等による療養を受けたときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として先進医療等による療養を受けたものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として先進医療等による療養を受けたものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により先進医療等による療養を受けた場合でも、それらの原因により先進医療等による療養を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑥ 前5項の規定にかかわらず、この特約による先進医療給付金の支払は、その支払金額を通算して2,000万円を限度とします。

第4条（先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 先進医療給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 先進医療給付金の支払事由が生じたときは、先進医療給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 先進医療給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」とい

います。)の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第5条 (特約保険料の払込免除)

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は、保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第6条 (特約保険料の払込)

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとしします。
- ③ 保険料(主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。)が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きします。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の支払いについては、次条第2項の規定を準用します。

第7条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料払込の猶予期間中に、先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きします。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、先進医療給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第8条 (特約の失効および消滅)

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 先進医療給付金の支払金額が通算して 2,000 万円に達したとき

5. 特約の復活

第9条 (特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第10条 (詐欺による特約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第11条 (告知義務)

会社が、この特約の締結または復活の際、先進医療給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第12条 (告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、先進医療給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の

規定により、この特約を解除することができます。

- ③ 前項の場合には、会社は、先進医療給付金の支払または特約保険料の払込免除を行ないません。また、すでに先進医療給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、先進医療給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、先進医療給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、先進医療給付金の支払または特約保険料の払込免除を行ないます。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第13条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 - 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 - 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて先進医療給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第14条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - 1. 保険契約者または被保険者が、先進医療給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - 2. 先進医療給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - 4. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、先進医療給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた先進医療給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による先進医療給付金の支払または特約保険料の払込免除を行ないません。また、この場合に、すでに先進医療給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、先進医療給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかった

ものとして取り扱います。

- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第15条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第16条（先進医療給付金の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時点においてつぎの各号のすべてを満たす先進医療給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 払戻金

第17条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

10. 契約者配当

第18条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

11. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第19条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- ① 会社は、公的医療保険制度その他関連する法令等の改正が行なわれ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することができます。
- ② 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

12. 管轄裁判所

第20条（管轄裁判所）

この特約における先進医療給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第21条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	先進医療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療等にかかる技術料の支払を証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	先進医療給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 療養

療養とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

1. 診察
2. 薬剤または治療材料の支給
3. 処置、手術その他の治療

別表3 公的医療保険制度

公的医療保険制度とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療

先進医療とは、別表3の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、別表3の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養等、厚生労働大臣が定める先進医療でなくなっているものは除きます。

別表5 先進医療に相当する患者申出療養

先進医療に相当する患者申出療養とは、別表3の法律に定められる患者申出療養のうち、療養を受けた日現在、つぎのいずれにも該当するものをいいます。

1. 医療技術および対象となる負傷、疾病またはそれらの症状が、別表4に定める先進医療のうちいずれかのもの（以下、本別表において「当該先進医療」といいます。）と一致する療養であること
2. 患者申出療養の実施計画における適格基準その他の要件が、当該先進医療の実施計画のものと同等であると会社が認める療養であること

備考（別表5）

別表3の法律に定められる患者申出療養

厚生労働大臣が定める患者申出療養をいい、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行なわれる療養に限ります。

別表6 先進医療等にかかる技術料

先進医療等にかかる技術料とは、被保険者が受けた先進医療等による療養の技術に対する被保険者の支払額として、被保険者がその先進医療等による療養を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、つぎの費用などは含みません。

1. 公的医療保険制度の保険給付の対象となる費用（自己負担部分を含みます。）
2. 先進医療以外の評価療養のための費用
3. 患者申出療養のための費用（ただし、別表5に定める先進医療に相当する患者申出療養のための費用を除きます。）
4. 選定療養のための費用
5. 食事療養のための費用
6. 生活療養のための費用

別表7 薬物依存

薬物依存とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
 第2条 特約の保険期間
 第3条 乳房再建術給付金の責任開始期
 第4条 がんの定義および診断確定

2. 給付金の支払

- 第5条 給付金の支払
 第6条 給付金の支払に関する補則
 第7条 給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第8条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第9条 特約保険料の払込
 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
 第11条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第12条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第13条 詐欺による特約の取消
 第14条 がんの診断確定による特約の無効

7. 告知義務および特約の解除

- 第15条 告知義務
 第16条 告知義務違反による解除
 第17条 特約を解除できない場合
 第18条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第19条 特約の解約
 第20条 給付金の受取人による特約の存続

9. 特約内容の変更

- 第21条 女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額の減額

10. 払戻金

- 第22条 解約払戻金

11. 契約者配当

- 第23条 契約者配当

12. 契約内容の登録

- 第24条 契約内容の登録

13. 管轄裁判所

- 第25条 管轄裁判所

14. 主約款の規定の準用

- 第26条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 対象となる女性疾病

別表3 新生物の形態の性状コード

別表4 病院または診療所

別表5 入院

別表6 乳房切除術

別表7 乳房再建術

女性疾病給付特約（2019）

(この特約の内容)

この特約は、女性を被保険者とし、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
女性疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に女性疾病の治療を目的として入院したときにお支払いします。
乳房再建術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に所定の乳房再建術を受けたときにお支払いします。

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約を締結する際、保険契約者は、第6条（給付金の支払に関する補則）第9項に定める給付限度の型について主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の給付日数の限度と同一の日数となる型を選択することを要します。
- ④ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
- 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - 第2項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

- ⑤ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、保険契約者に書面により通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

第3条（乳房再建術給付金の責任開始期）

第5条（給付金の支払）に規定する乳房再建術給付金は、第1条（特約の締結および責任開始期）第4項の規定にかかわらず、会社は、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目（ただし、第12条（特約の復活）によりこの特約が復活された場合において、復活日がこの特約の責任開始期の属する日よりその日を含めて90日目をこえている場合は復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

第4条（がんの定義および診断確定）

- ① この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物または上皮内新生物のうち、別表3に定める新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
- ② がんの診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
1. 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

2. 給付金の支払

第5条（給付金の支払）

この特約において支払う給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
女性疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する入院をしたとき 1. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した別表2に定める女性疾病（以下「女性疾病」といいます。）を直接の原因とし、その女性疾病の治療を目的とする入院であること 2. 別表4に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における別表5に定める入院であること 3. 入院日数が1日以上であること	1回の入院につき、 女性疾病入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人
乳房再建術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれにも該当したとき 1. 給付責任開始日前にがんが診断確定されなかったこと 2. 給付責任開始日以後、生まれて初めて女性疾病のうち乳房の悪性新生物と診断確定され、その乳房の悪性新生物を直接の原因とし、その治療を目的とする別表6に定める乳房切除術を受けたこと 3. 前2. の手術を受けた乳房について、別表7に定める乳房再建術を受けたこと 4. 前2. および前3. について、病院または診療所（患者を入院させる施設を有しない診療所を含みます。）において受けた手術であること	乳房再建術給付金額	主契約の給付金の受取人

第6条（給付金の支払に関する補則）

- ① 被保険者の入院中に女性疾病入院給付金日額の減額があった場合には、女性疾病入院給付金の支払金額は各日現在の女性疾病入院給付金日額を基準として計算します。
- ② 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して前条の女性疾病入院給付金の支払の規定を適用します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われるこ

となった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として前条の女性疾病入院給付金の支払の規定を適用します。

- ③ 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる女性疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる女性疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなします。
- ④ 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を同一の日に2回以上した場合でも、女性疾病入院給付金を重複しては支払いません。
- ⑤ 被保険者が女性疾病以外の原因による入院中に、女性疾病を併発し、その女性疾病について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、女性疾病を直接の原因とする入院とみなして前条の女性疾病入院給付金の支払の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が、前条に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合は、それらの事由が生じた時を含んで継続しているその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- ⑦ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性疾病を直接の原因とする入院の場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前条の女性疾病入院給付金の支払の規定を適用します。
- ⑧ 前条の女性疾病入院給付金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した女性疾病を直接の原因として女性疾病入院給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその女性疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で女性疾病入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その女性疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、女性疾病入院給付金を支払います。ただし、その女性疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑨ 前条および前8項の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金を支払う日数の限度（以下「給付日数の限度」といいます。）は、つぎのとおりとします。

給付限度の型	給付日数の限度	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日

- ⑩ 前条の乳房再建術給付金の支払の規定にかかわらず、乳房再建術給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて、一乳房につき1回限りとします。

第7条（給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金の支払事由が生じたときは、給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第9条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. この特約の女性疾病入院給付金の給付日数が第6条（給付金の支払に関する補則）第9項に定める通算の給付日数の限度（1,095日分）に達し、かつ、乳房再建術給付金の支払回数が同条第10項により2回に達したとき

5. 特約の復活

第12条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第13条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第14条（がんの診断確定による特約の無効）

- ① 被保険者が、告知前または告知の時から給付責任開始日の前日までに、がんと診断確定されたために乳房再建術給付金が支払われない場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当した場合を除きます。
 1. 第16条（告知義務違反による解除）または第18条（重大事由による解除）の規定により、この特約が解除されるとき
 2. 会社がこの特約の女性疾病入院給付金の請求を受け、その女性疾病入院給付金を支払うこととなったとき
- ② 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。

7. 告知義務および特約の解除

第15条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第16条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第17条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第18条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. この特約の給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 2. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 3. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この

場合に、すでに給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第19条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第20条（給付金の受取人による特約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第21条（女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額が会社の定める額に満たないときは、女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第22条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

12. 契約内容の登録

第24条（契約内容の登録）

主約款に定める契約内容の登録に関する規定は、この特約の女性疾病入院給付金について準用します。

13. 管轄裁判所

第25条（管轄裁判所）

この特約における給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

14. 主約款の規定の準用

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

備考

治療を目的とする入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

別表 1 請求書類

	項目	請求書類
1	女性疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 女性疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
2	乳房再建術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 乳房再建術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
5	特約内容の変更 女性疾病入院給付金日額の減額 乳房再建術給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる女性疾病

対象となる女性疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
上皮内新生物	口腔、食道及び胃の上皮内癌	D00
	その他及び部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	中耳及び呼吸器系の上皮内癌	D02
	上皮内黒色腫	D03
	皮膚の上皮内癌	D04
	乳房の上皮内癌	D05
	子宮頸（部）の上皮内癌	D06
	その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち、	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・膣	D07.2
	・その他及び部位不明の女性生殖器	D07.3
	その他及び部位不明の上皮内癌	D09

疾病名	分類項目	基本分類コード
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	乳房の良性新生物＜腫瘍＞	D24
	子宮平滑筋腫	D25
	子宮のその他の良性新生物＜腫瘍＞	D26
	卵巣の良性新生物＜腫瘍＞	D27
	その他及び部位不明の女性生殖器の良性新生物＜腫瘍＞	D28
	女性生殖器の性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞	D39
	その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物＜腫瘍＞（D48）のうち、 ・乳房	D48.6
内分泌、栄養および代謝疾患	甲状腺障害	E00-E07
	クッシング＜Cushing＞症候群	E24
	卵巣機能障害	E28
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害	栄養性貧血	D50-D53
	後天性溶血性貧血	D59
	無形成性貧血及びその他の貧血	D60-D64
	播種性血管内凝固症候群〔脱線維素症候群〕	D65
	紫斑病及びその他の出血性病態（D69）のうち、 ・アレルギー性紫斑病	D69.0
	・血小板機能異常症	D69.1
	・その他の血小板非減少性紫斑病	D69.2
	・特発性血小板減少性紫斑病	D69.3
	・その他の原発性血小板減少症	D69.4
循環器系の疾患	・続発性血小板減少症	D69.5
	・血小板減少症、詳細不明	D69.6
	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09
	虚血性心疾患	I20-I25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26-I28
	その他の型の心疾患	I30-I52
	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G45
	脳血管疾患	I60-I69
	その他のえく壊＞死性血管障害（M31）のうち、 ・大動脈弓症候群〔高安病〕	M31.4
	下肢の静脈瘤	I83
	その他の部位の静脈瘤（I86）のうち、 ・外陰静脈瘤	I86.3
	低血圧（症）	I95
	循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）のうち、 ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I97.2
消化器系の疾患	胆石症	K80
	胆のう＜嚢＞炎	K81
	胆のう＜嚢＞のその他の疾患	K82
	胆道のその他の疾患	K83

疾病名	分類項目	基本分類コード
腎尿路生殖器官の疾患	糸球体疾患	N00-N08
	腎尿細管間質性疾患	N10-N16
	腎不全	N17-N19
	腎結石及び尿管結石	N20
	下部尿路結石	N21
	他に分類される疾患における尿路結石	N22
	腎及び尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	他に分類される疾患における腎及び尿管のその他の障害	N29
	尿路系のその他の疾患	N30-N39
	乳房の障害	N60-N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70-N77
	女性生殖器の非炎症性障害（ただし、N97.4 は除く）	N80-N98
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞	流産に終わった妊娠	O00-O08
	妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10-O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
	胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30-O48
	分娩の合併症	O60-O75
	分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81-O84
	主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85-O92
	その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99
筋骨格系および結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ	M05
	その他の関節リウマチ	M06
	若年性関節炎	M08
	他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞＜SLE＞	M32
	皮膚（多発性）筋炎	M33
	全身性硬化症	M34
	その他の全身性結合組織疾患（M35）のうち、	
	・乾燥症候群 [シェーグレン＜Sjögren＞症候群]	M35.0
	・その他の重複症候群	M35.1
	・リウマチ性多発筋痛症	M35.3
	・その他の明示された全身性結合組織疾患	M35.8
	・全身性結合組織疾患、詳細不明	M35.9

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表に掲げる女性疾病以外に新たに上記表に掲げる女性疾病に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる女性疾病に含めることがあります。

別表3 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類―腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類―腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表6 乳房切除術

「乳房切除術」とは、乳房の皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。

別表7 乳房再建術

「乳房再建術」とは、乳房切除術により喪失された乳房の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。

（この特約の内容）

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
第2条 特約の保険期間

2. 通院給付金の支払

- 第3条 通院給付金の支払
第4条 通院給付金の支払に関する補則
第5条 通院給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第6条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第7条 特約保険料の払込
第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第9条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第10条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第11条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

- 第12条 告知義務
第13条 告知義務違反による解除
第14条 特約を解除できない場合
第15条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第16条 特約の解約
第17条 通院給付金の受取人による特約の存続

9. 特約内容の変更

- 第18条 通院給付金日額の減額

10. 払戻金

- 第19条 解約払戻金

11. 契約者配当

- 第20条 契約者配当

12. 管轄裁判所

- 第21条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第22条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 対象となる不慮の事故

別表3 異常分娩

別表4 通院

別表5 病院または診療所

別表6 薬物依存

通院給付特約（2019）

（この特約の内容）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に傷害または疾病の治療を目的とする入院をし、退院後に通院したときにお支払いします。

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、保険契約者に書面により通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱

範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 通院給付金の支払

第3条（通院給付金の支払）

この特約において支払う通院給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	通院給付金を支払う場合（以下「通院給付金の支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	通院給付金の支払事由に該当しても通院給付金を支払わない場合
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する通院をしたとき 1. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院の直接の原因となった別表2に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）その他の外因による傷害または疾病（別表3に定める異常分娩を含みます。以下、同様とします。）の治療を目的とする別表4に定める通院（以下「通院」といいます。）であること 2. 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間（以下「通院対象期間」といいます。）の通院であること 3. 別表5に定める病院または診療所における通院であること	1回の通院対象期間中の通院につき、 通院給付金日額 × 通院日数	主契約の給付金の受取人	つぎのいずれかにより、左記の通院給付金の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の別表6に定める薬物依存 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

第4条（通院給付金の支払に関する補則）

- ① 被保険者の通院対象期間中に通院給付金日額の減額があった場合には、通院給付金の支払金額は各日現在の通院給付金日額を基準として計算します。
- ② 被保険者が前条に規定する入院を2回以上した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされる入院については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 最終の入院の退院日（1回の入院の給付日数が主約款に定める限度をこえる場合は、その給付日数が主約款に定める限度となる日を含んだ入院の退院日）を前条に規定する入院の退院日とみなします。
 2. 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日前までの間に通院したときは、それらの入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とする通院については、前条に規定する通院とみなします。
- ③ 被保険者が前条に規定する入院を開始したときに、異なる不慮の事故その他の外因による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に、異なる不慮の事故その他の外因による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めたときは、前条に規定する入院の直接の原因となった傷害または疾病に含めて、前条の規定を適用します。
- ④ 被保険者が前条に規定する入院をした日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- ⑤ つぎの各号のいずれかに該当した場合には、通院給付金を重複して支払いません。
 1. 被保険者が、同一の日に2回以上通院をしたとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）
 2. 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- ⑥ 通院対象期間中につぎの各号のいずれかの事由が生じた場合、その通院対象期間中の通院については、その直前の入院の退院日を前条に規定する入院の退院日として、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 1. この特約の保険期間が満了したとき
 2. 第9条（特約の失効および消滅）第2項第3号に該当したことによりこの特約が消滅したとき
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により通院した場合でも、それらの原因により通院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、通院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑧ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院の場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経

過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前条の通院給付金の支払の規定を適用します。

- ⑨ 前条の通院給付金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として通院給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱いします。

1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で通院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、通院給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ⑩ 前条および前9項の規定にかかわらず、通院給付金を支払う日数の限度（以下「給付日数の限度」といいます。）は、つぎのとおりとします。

給付日数の限度	
1回の通院対象期間中の通院	通算
30日	1,095日

第5条（通院給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 通院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 通院給付金の支払事由が生じたときは、通院給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 通院給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱いします。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いしません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第7条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに通院給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、通院給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、通院給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. この特約の給付金の給付日数が第4条（通院給付金の支払に関する補則）第10項に定める通算の給付日数の限度（1,095日分）に達したとき
 3. 主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の給付日数がいずれも主約款に定める通算の給付日数の限度に達したとき。ただし、主契約に八大生活習慣病入院無制限給付特則が適用されている場合を除きます。

5. 特約の復活

第10条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第11条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第12条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、通院給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第13条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、通院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、通院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行ないません。また、すでに通院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行なっていたときは、会社は、通院給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、通院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、通院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行ないます。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第14条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて通院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由

が生じていた場合を除きます。

- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第15条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者または被保険者が、この特約の通院給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. この特約の通院給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または通院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、通院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた通院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による通院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに通院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、通院給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第17条（通院給付金の受取人による特約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす通院給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第18条（通院給付金日額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の通院給付金日額が会社の定める額に満たないときは、通院給付金日額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が通院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 通院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 通院給付金日額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第19条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 契約者配当

第20条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

12. 管轄裁判所

第21条（管轄裁判所）

この特約における通院給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第22条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

備考

治療を目的とする通院

治療処置を伴わない薬剤、治療材料の購入、受取のみの通院などは、「治療を目的とする通院」には該当しません。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	通院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 通院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	通院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 通院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
4	特約内容の変更 通院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落・ 墜落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥（吸引） 胃内容物の誤嚥（吸引）（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥（吸引）（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥（吸引）（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火及び火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
5. 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・ 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表3 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく＜褥＞における浮腫、タンパク＜蛋白＞尿及び高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81～O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表4 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表5に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

（この特約の内容）

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
第2条 特約の保険期間
第3条 がん一時給付金の責任開始期
第4条 がんの定義および診断確定

2. がん一時給付金の支払

- 第5条 がん一時給付金の支払
第6条 がん一時給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第7条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第8条 特約保険料の払込
第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第10条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第11条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第12条 詐欺による特約の取消
第13条 がんの診断確定による特約の無効

7. 告知義務および特約の解除

- 第14条 告知義務
第15条 告知義務違反による解除
第16条 特約を解除できない場合
第17条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第18条 特約の解約
第19条 がん一時給付金の受取人による特約の存続

9. 特約内容の変更

- 第20条 がん一時給付金額の減額

10. 払戻金

- 第21条 解約払戻金

11. 契約者配当

- 第22条 契約者配当

12. 管轄裁判所

- 第23条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第24条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 対象となる悪性新生物、上皮内新生物

別表3 新生物の形態の性状コード

別表4 病院または診療所

別表5 入院

がん一時給付特約（2020）

（この特約の内容）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したときにお支払いします。 1. がんと診断確定されたとき 2. がんにより入院をしたとき

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
2. 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、保険契約者に書面により通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

第3条（がん一時給付金の責任開始期）

第5条（がん一時給付金の支払）に規定するがん一時給付金は、第1条（特約の締結および責任開始期）第3項の規定にかかわらず、会社は、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目（ただし、第11条（特約の復活）によりこの特約が復活された場合において、復活日がこの特約の責任開始期の属する日よりその日を含めて90日目をこえている場合は復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

第4条（がんの定義および診断確定）

- ① この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物または上皮内新生物のうち、別表3に定める新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
- ② がんの診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
 1. 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

2. がん一時給付金の支払

第5条（がん一時給付金の支払）

- ① この特約において支払うがん一時給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	がん一時給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
がん一時給付金	給付責任開始日前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき 1. 給付責任開始日以後、生まれて初めてがんと診断確定されたとき 2. 給付責任開始日以後に発病し、診断確定されたがんを直接の原因とし、その治療を目的として、別表4に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）に、別表5に定める入院（以下「入院」といいます。）をしたとき	がん一時給付金額	主契約の給付金の受取人

- ② 被保険者ががん一時給付金の支払事由に該当してがん一時給付金が支払われた場合において、そのがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内にごん一時給付金の支払事由に該当したときは、前項の規定にかかわらず、がん一時給付金を支払いません。
- ③ 被保険者ががん一時給付金の支払われることとなった入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にがん一時給付金の支払事由に該当する入院を継続している場合には、その日に入院を開始したものとみなして、がん一時給付金を支払います。
- ④ 被保険者が同一の日にごん一時給付金の支払事由に2回以上該当した場合は、がん一時給付金を重複しては支払いません。
- ⑤ 被保険者ががん以外の原因による入院中に、がんを併発し、そのがんについて入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日にがんを直接の原因とする入院をしたものとみなして本条の規定を適用します。

第6条（がん一時給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① がん一時給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者またはがん一時給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② がん一時給付金の支払事由が生じたときは、がん一時給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ がん一時給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第8条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとしします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までにがん一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きします。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、がん一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きします。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、がん一時給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

5. 特約の復活

第11条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第12条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第13条（がんの診断確定による特約の無効）

- ① 被保険者が、告知前または告知の時から給付責任開始日の前日までに、がんと診断確定されたためにがん一時給付金が支払われない場合は、この特約を無効とします。ただし、第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）の規定により、この特約が解除される場合を除きます。
- ② 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 被保険者が告知前にがんと診断確定されたことについて、保険契約者および被保険者がその事実を知らなかったとき
すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。
 2. 被保険者が告知前にがんと診断確定されたことについて、保険契約者または被保険者がその事実を知っていたとき
すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻しません。
 3. 被保険者が告知の時から給付責任開始日の前日までにがんと診断確定されたとき
すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。

7. 告知義務および特約の解除

第14条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、がん一時給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第15条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、がん一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、がん一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでにごん一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、がん一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、がん一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第16条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいてがん一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第17条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. この特約のがん一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者またはがん一時給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 2. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかるがん一時給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 3. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、がん一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じたがん一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由によるがん一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行ないません。また、この場合に、すでにごん一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行なっていたときは、会社は、がん一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第18条 (特約の解約)

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第19条 (がん一時給付金の受取人による特約の存続)

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たすがん一時給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第20条 (がん一時給付金額の減額)

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、がん一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後のがん一時給付金額が会社の定める額に満たないときは、がん一時給付金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者ががん一時給付金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ がん一時給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ がん一時給付金額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第21条 (解約払戻金)

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 契約者配当

第22条 (契約者配当)

この特約の契約者配当はありません。

12. 管轄裁判所

第23条 (管轄裁判所)

この特約におけるがん一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表 1 請求書類

	項目	請求書類
1	がん一時給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) がん一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	がん一時給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) がん一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
4	特約内容の変更 がん一時給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

特約

がん一時給付特約（2020）

別表2 対象となる悪性新生物、上皮内新生物

対象となる悪性新生物、上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	・骨髄線維症	D47.4
	・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5
上皮内新生物	上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、上皮内新生物に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内新生物に含めることがあります。

別表3 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

別表 4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- 1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- 2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表 5 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表 4 に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（この特約の内容）

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
第2条 特約の保険期間
第3条 がん一時給付金の責任開始期
第4条 がんの定義および診断確定

2. 三大疾病一時給付金の支払

- 第5条 三大疾病一時給付金の支払
第6条 三大疾病一時給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第7条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第8条 特約保険料の払込
第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第10条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第11条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第12条 詐欺による特約の取消
第13条 がんの診断確定による特約の無効

7. 告知義務および特約の解除

- 第14条 告知義務
第15条 告知義務違反による解除
第16条 特約を解除できない場合
第17条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第18条 特約の解約
第19条 三大疾病一時給付金の受取人による特約の存続

9. 特約内容の変更

- 第20条 三大疾病一時給付金額の減額

10. 払戻金

- 第21条 解約払戻金

11. 契約者配当

- 第22条 契約者配当

12. 管轄裁判所

- 第23条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第24条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患

別表3 新生物の形態の性状コード

別表4 病院または診療所

別表5 入院

三大疾病一時給付特約（2020）

（この特約の内容）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したときにお支払いします。 1. がんと診断確定されたとき 2. がんにより入院をしたとき
心疾患一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に心疾患により入院をしたときにお支払いします。
脳血管疾患一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に脳血管疾患により入院をしたときにお支払いします。

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
- 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、保険契約者に書面により通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

第3条（がん一時給付金の責任開始期）

第5条（三大疾病一時給付金の支払）に規定するがん一時給付金は、第1条（特約の締結および責任開始期）第3項の規定にかかわらず、会社は、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目（ただし、第11条（特約の復活）によりこの特約が復活された場合において、復活日がこの特約の責任開始期の属する日よりその日を含めて90日目をこえている場合は復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

第4条（がんの定義および診断確定）

- ① この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物または上皮内新生物のうち、別表3に定める新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
- ② がんの診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
1. 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

2. 三大疾病一時給付金の支払

第5条（三大疾病一時給付金の支払）

- ① この特約において支払う三大疾病一時給付金の種類は、つぎの表のとおりです。

名称	三大疾病一時給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
がん一時給付金	給付責任開始日前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき 1. 給付責任開始日以後、生まれて初めてがんと診断確定されたとき 2. 給付責任開始日以後に発病し、診断確定されたがんを直接の原因とし、その治療を目的として、別表4に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）に、別表5に定める入院（以下「入院」といいます。）をしたとき	三大疾病一時給付金額	主契約の給付金の受取人
心疾患一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める心疾患（以下「心疾患」といいます。）を発病し、その心疾患を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をしたとき	1. 心疾患のうち急性心筋梗塞または再発性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額 2. 前1. の急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額の50%	主契約の給付金の受取人
脳血管疾患一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める脳血管疾患（以下「脳血管疾患」といいます。）を発病し、その脳血管疾患を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をしたとき	1. 脳血管疾患のうちくも膜下出血、脳内出血または脳梗塞（以下「脳卒中」といいます。）の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額 2. 前1. の脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額の50%	主契約の給付金の受取人

- ② 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当した場合は、三大疾病一時給付金額の50%を支払います。
1. 急性心筋梗塞以外の心疾患により心疾患一時給付金が支払われ、その支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に急性心筋梗塞により心疾患一時給付金の支払事由に該当したとき
 2. 脳卒中以外の脳血管疾患により脳血管疾患一時給付金が支払われ、その脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に脳卒中により脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当したとき
- ③ 被保険者が三大疾病一時給付金の支払事由に該当して三大疾病一時給付金が支払われた場合において、その三大疾病一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に同一の種類の三大疾病一時給付金の支払事由に該当したときは、第1項の規定にかかわらず、三大疾病一時給付金を支払いません。ただし、前項各号のいずれかに該当した場合を除きます。
- ④ 被保険者が三大疾病一時給付金の支払われることとなった入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に三大疾病一時給付金の支払事由に該当する入院を継続している場合には、その日に入院を開始したものとみなして、三大疾病一時給付金を支払います。
- ⑤ 被保険者ががん、心疾患または脳血管疾患（以下「三大疾病」といいます。）の原因による入院中に、異なる三大疾病を併発し、その異なる三大疾病について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日にその異なる三大疾病を直接の原因とする入院をしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が同一の日に同一の種類の三大疾病一時給付金の支払事由に2回以上該当した場合は、支払金額の高いいずれか1つの支払事由についてのみ三大疾病一時給付金を支払い、三大疾病一時給付金を重複しては支払いません。
- ⑦ 被保険者が三大疾病以外の原因による入院中に、三大疾病を併発し、その三大疾病について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日に三大疾病を直接の原因とする入院をしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を原因として、心疾患または脳血管疾患を発病し、その心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院の場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 本条の心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として第1項により心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条（三大疾病一時給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 三大疾病一時給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または三大疾病一時給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 三大疾病一時給付金の支払事由が生じたときは、三大疾病一時給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 三大疾病一時給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第8条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに三大疾病一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、三大疾病一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、三大疾病一時給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

5. 特約の復活

第11条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第12条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第13条（がんの診断確定による特約の無効）

- ① 被保険者が、告知前または告知の時から給付責任開始日の前日までに、がんと診断確定されたためにがん一時給付金が支払われない場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当した場合を除きます。
 1. 第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）の規定により、この特約が解除される時
 2. 会社がこの特約の心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金の請求を受け、その心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金を支払うこととなったとき
- ② 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。

7. 告知義務および特約の解除

第14条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、三大疾病一時給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第15条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 会社は、三大疾病一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、三大疾病一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに三大疾病一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、三大疾病一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、三大疾病一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、三大疾病一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第16条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 - 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 - 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて三大疾病一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第17条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - 1. この特約の三大疾病一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または三大疾病一時給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - 2. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる三大疾病一時給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - 3. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - 4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、三大疾病一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた三大疾病一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による三大疾病一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに三大疾病一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、三大疾病一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第18条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第19条（三大疾病一時給付金の受取人による特約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす三大疾病一時給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第20条（三大疾病一時給付金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、三大疾病一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後の三大疾病一時給付金額が会社の定める額に満たないときは、三大疾病一時給付金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が三大疾病一時給付金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 三大疾病一時給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 三大疾病一時給付金額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第21条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

12. 管轄裁判所

第23条（管轄裁判所）

この特約における三大疾病一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	がん一時給付金 心疾患一時給付金 脳血管疾患一時給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) 三大疾病一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	三大疾病一時給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 三大疾病一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
4	特約内容の変更 三大疾病一時給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患

対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
上皮内新生物	上皮内新生物＜腫瘍＞	D00-D09
	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09
	虚血性心疾患	I20-I25
	・急性心筋梗塞	I21
	・再発性心筋梗塞	I22
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26-I28
心疾患	その他の型の心疾患	I30-I52
	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G45
	脳血管疾患	I60-I69
	・くも膜下出血	I60
	・脳内出血	I61
	・脳梗塞	I63
脳血管疾患		

（注1）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患に含めることがあります。

（注2）上記の分類項目（基本分類コード）において、急性心筋梗塞（I21）および再発性心筋梗塞（I22）を「急性心筋梗塞」、くも膜下出血（I60）、脳内出血（I61）および脳梗塞（I63）を「脳卒中」とします。

別表3 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとしします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（この特約の内容）

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の保険期間
- 第3条 がん（悪性新生物）による保険料の払込免除の責任開始期
- 第4条 がん（悪性新生物）の定義および診断確定

2. 保険料の払込免除

- 第5条 保険料の払込免除
- 第6条 保険料の払込免除の請求

3. 保険料率

- 第7条 保険料率

4. 特約の失効および消滅

- 第8条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第9条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第10条 詐欺による特約の取消
- 第11条 がん（悪性新生物）の診断確定によるこの特約の無効

7. 告知義務および特約の解除

- 第12条 告知義務
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 特約を解除できない場合
- 第15条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の解約等に伴う払戻金

9. 払戻金

- 第18条 解約払戻金

10. 管轄裁判所

- 第19条 管轄裁判所

11. 主約款の規定の準用

- 第20条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

別表3 新生物の形態の性状コード

別表4 病院または診療所

別表5 対象となる手術

別表6 入院

三大疾病保険料払込免除特約（2020）

（この特約の内容）

この特約は、被保険者が、主契約の保険料払込期間中に三大疾病による所定の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

第3条（がん（悪性新生物）による保険料の払込免除の責任開始期）

第5条（保険料の払込免除）に規定するがん（悪性新生物）による保険料の払込免除は、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定にかかわらず、会社は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目（ただし、第9条（特約の復活）によりこの特約が復活された場合において、復活日が責任開始期の属する日よりその日を含めて90日目をこえている場合は復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

第4条（がん（悪性新生物）の定義および診断確定）

- ① この特約において「がん（悪性新生物）」とは、別表2に定める悪性新生物のうち、別表3に定める新生物の形態の性状コードが悪性に該当するものをいいます。
- ② がん（悪性新生物）の診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
 - 1. 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
 - 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

2. 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

- ① 被保険者が、主契約の保険料払込期間中に、つぎの各号のいずれかの事由（以下「払込免除事由」と

います。)に該当したとき、会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定めるほか、つぎに到来する払込期月（払込期月の初日からその払込期月の契約応当日の前日までに払込免除事由に該当したときは、その払込期月）以後の主契約の保険料の払込を免除します。

1. 給付責任開始日以後、生まれて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき
 2. 責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
 - ア. その急性心筋梗塞を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、別表4に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）において別表5に定める手術（以下「手術」といいます。）を受けたとき
 - イ. その急性心筋梗塞を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に別表6に定める入院（以下「入院」といいます。）をしたとき
 3. 責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
 - ア. その脳卒中を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
 - イ. その脳卒中を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をしたとき
- ② 被保険者が急性心筋梗塞または脳卒中以外の原因による入院中に、急性心筋梗塞または脳卒中を併発し、その急性心筋梗塞または脳卒中について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日に急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因とする入院をしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ③ 本条の払込免除事由の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として第1項第2号または第3号により払込免除事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、保険料の払込を免除します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条（保険料の払込免除の請求）

- ① 払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行なうときは、主約款の給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

3. 保険料率

第7条（保険料率）

この特約が付加された場合、主契約および主契約に付加している特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。

4. 特約の失効および消滅

第8条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

5. 特約の復活

第9条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第10条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。

第11条（がん（悪性新生物）の診断確定によるこの特約の無効）

- ① 被保険者が、告知前または告知の時から給付責任開始日の前日までに、がん（悪性新生物）と診断確定されたためにこの特約による保険料の払込が免除されない場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし、第13条（告知義務違反による解除）または第15条（重大事由による解除）の規定により、この特約が解除されるときを除きます。
- ② 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、つぎの第1号から第2号を差し引いた金額を保険契約者に払い戻します。
 1. すでに払い込まれた主契約および主契約に付加している特約の保険料
 2. 前号の保険料について、第7条（保険料率）に定める保険料率を適用しなかったものとして計算した金額

7. 告知義務および特約の解除

第12条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第13条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、保険料の払込免除を行いません。また、すでに保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第14条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第15条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 2. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合

- ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
3. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、払込免除事由（主約款に定める保険料の払込免除事由を含みます。）が生じるまでは、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第17条（特約の解約等に伴う払戻金）

年払契約の場合で、この特約が解約その他の事由によって消滅した場合は、未経過期間が生じることに限り、つぎの第1号から第2号を差し引いた金額を保険契約者に払い戻します。

- 1. 第7条（保険料率）に定める保険料率を適用して主約款に定めるところにより計算した金額
- 2. 前号の金額について、第7条（保険料率）に定める保険料率を適用しなかったものとして主約款に定めるところにより計算した金額

9. 払戻金

第18条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

10. 管轄裁判所

第19条（管轄裁判所）

この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第20条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表 1 請求書類

	項目	請求書類
1	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (4) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定れる内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
急性心筋梗塞	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	・骨髄線維症	D47.4
脳卒中	・慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5
	虚血性心疾患（I20-I25）のうち、	
	・急性心筋梗塞	I21
	・再発性心筋梗塞	I22
脳卒中	脳血管疾患（I60-I69）のうち、	
	・くも膜下出血	I60
	・脳内出血	I61
	・脳梗塞	I63

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記別表2に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に含めることがあります。

別表3 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性とされた疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

別表4 病院または診療所

病院または診療所とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとしします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 対象となる手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの1. から5. のいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

1. 開頭術（頭蓋骨を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器などにより頭蓋を穿孔する手術を含みます。）
2. 開胸術（胸腔を開く手術であって、胸腔鏡下に行なわれる手術を含みます。）
3. 開腹術（腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、腹腔鏡下に行なわれる手術を含みます。）
4. ファイバースコープ手術
5. 血管・バスケットカテーテル手術

別表6 入院

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（この特約の内容）

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の保険期間
- 第3条 がん（悪性新生物）による保険料の払込免除の責任開始期
- 第4条 がん（悪性新生物）の定義および診断確定

2. 保険料の払込免除

- 第5条 保険料の払込免除
- 第6条 保険料の払込免除の請求

3. 保険料率

- 第7条 保険料率

4. 特約の失効および消滅

- 第8条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第9条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第10条 詐欺による特約の取消
- 第11条 がん（悪性新生物）の診断確定によるこの特約の無効

7. 告知義務および特約の解除

- 第12条 告知義務
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 特約を解除できない場合
- 第15条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の解約等に伴う払戻金

9. 払戻金

- 第18条 解約払戻金

10. 管轄裁判所

- 第19条 管轄裁判所

11. 主約款の規定の準用

- 第20条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患

別表3 新生物の形態の性状コード

別表4 病院または診療所

別表5 対象となる手術

別表6 入院

三大疾病保険料払込免除ワイド特約（2020）

（この特約の内容）

この特約は、被保険者が、主契約の保険料払込期間中に三大疾病による所定の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

第3条（がん（悪性新生物）による保険料の払込免除の責任開始期）

第5条（保険料の払込免除）に規定するがん（悪性新生物）による保険料の払込免除は、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定にかかわらず、会社は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目（ただし、第9条（特約の復活）によりこの特約が復活された場合において、復活日が責任開始期の属する日よりその日を含めて90日目をこえている場合は復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

第4条（がん（悪性新生物）の定義および診断確定）

- ① この特約において「がん（悪性新生物）」とは、別表2に定める悪性新生物のうち、別表3に定める新生物の形態の性状コードが悪性に該当するものをいいます。
- ② がん（悪性新生物）の診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
 - 1. 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
 - 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

2. 保険料の払込免除

第5条（保険料の払込免除）

- ① 被保険者が、主契約の保険料払込期間中に、つぎの各号のいずれかの事由（以下「払込免除事由」と

います。)に該当したとき、会社は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定めるほか、つぎに到来する払込期月(払込期月の初日からその払込期月の契約応当日の前日までに払込免除事由に該当したときは、その払込期月)以後の主契約の保険料の払込を免除します。

1. 給付責任開始日以後、生まれて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき
 2. 責任開始期(復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。)以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める心疾患(以下「心疾患」といいます。)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
 - ア. その心疾患を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、別表4に定める病院または診療所(以下「病院または診療所」といいます。)において別表5に定める手術(以下「手術」といいます。)を受けたとき
 - イ. その心疾患を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に別表6に定める入院(以下「入院」といいます。)をしたとき
 3. 責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める脳血管疾患(以下「脳血管疾患」といいます。)を発病し、つぎのいずれかに該当したとき
 - ア. その脳血管疾患を直接の原因とし、その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
 - イ. その脳血管疾患を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をしたとき
- ② 被保険者が心疾患または脳血管疾患以外の原因による入院中に、心疾患または脳血管疾患を併発し、その心疾患または脳血管疾患について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日に心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院をしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ③ 本条の払込免除事由の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として第1項第2号または第3号により払込免除事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で保険料の払込を免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常(要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。)の指摘を受けたことがない場合には、保険料の払込を免除します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条(保険料の払込免除の請求)

- ① 払込免除事由が生じたことを知ったときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社へ通知してください。
- ② 払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに別表1に定める請求書類(以下「請求書類」といいます。)を会社へ提出して、その請求をしてください。
- ③ 保険料の払込免除の請求に際し事実の確認を行なうときは、主約款の給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

3. 保険料率

第7条(保険料率)

この特約が付加された場合、主契約および主契約に付加している特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。

4. 特約の失効および消滅

第8条(特約の失効および消滅)

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

5. 特約の復活

第9条(特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第10条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。

第11条（がん（悪性新生物）の診断確定によるこの特約の無効）

- ① 被保険者が、告知前または告知の時から給付責任開始日の前日までに、がん（悪性新生物）と診断確定されたためにこの特約による保険料の払込が免除されない場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし、第13条（告知義務違反による解除）または第15条（重大事由による解除）の規定により、この特約が解除されるときを除きます。
- ② 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、つぎの第1号から第2号を差し引いた金額を保険契約者に払い戻します。
 1. すでに払い込まれた主契約および主契約に付加している特約の保険料
 2. 前号の保険料について、第7条（保険料率）に定める保険料率を適用しなかったものとして計算した金額

7. 告知義務および特約の解除

第12条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第13条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、保険料の払込免除を行いません。また、すでに保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第14条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第15条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 2. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合

- ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
3. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた払込免除事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、払込免除事由（主約款に定める保険料の払込免除事由を含みます。）が生じるまでは、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第17条（特約の解約等に伴う払戻金）

年払契約の場合で、この特約が解約その他の事由によって消滅した場合は、未経過期間が生じることに限り、つぎの第1号から第2号を差し引いた金額を保険契約者に払い戻します。

- 1. 第7条（保険料率）に定める保険料率を適用して主約款に定めるところにより計算した金額
- 2. 前号の金額について、第7条（保険料率）に定める保険料率を適用しなかったものとして主約款に定めるところにより計算した金額

9. 払戻金

第18条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

10. 管轄裁判所

第19条（管轄裁判所）

この特約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

11. 主約款の規定の準用

第20条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	保険料の払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (4) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患

対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00-C14
	消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物＜腫瘍＞	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45-C49
	乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
	女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
	真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、	
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	D47.1
	虚血性心疾患	D47.3
	肺性心疾患及び肺循環疾患	D47.4
	その他の型の心疾患	D47.5
脳血管疾患	一過性脳虚血発作及び関連症候群	I05-I09
	脳血管疾患	I20-I25
		I26-I28
		I30-I52
		G45
		I60-I69

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記別表2に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、心疾患、脳血管疾患に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患に含めることがあります。

別表3 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

（注）上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性とされた疾病があるときは、会社が認めた場合限り、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

別表4 病院または診療所

病院または診療所とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとしします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 対象となる手術

心疾患および脳血管疾患について対象となる手術とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、つぎの1. から5. のいずれかに該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

1. 開頭術（頭蓋骨を開き、脳を露出させる手術をいい、穿頭器などにより頭蓋を穿孔する手術を含みます。）
2. 開胸術（胸腔を開く手術であって、胸腔鏡下に行なわれる手術を含みます。）
3. 開腹術（腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、腹腔鏡下に行なわれる手術を含みます。）
4. ファイバースコープ手術
5. 血管・バスケットカテーテル手術

別表6 入院

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

（この特約の内容）

1. 総則

第1条 特約の締結および責任開始期

第2条 特約の保険期間

2. 告知義務および特約等の解除

第3条 喫煙状況等に関する告知義務

第4条 喫煙状況等の告知義務違反による解除

3. 保険料率

第5条 主契約等の保険料率

4. 特約の失効および消滅

第6条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

第7条 特約の復活

6. 特約の解約

第8条 特約の解約

7. その他の事項

第9条 喫煙状況等に関する告知の誤りの処理

第10条 非喫煙者健康体保険料率または非喫煙者保険料率の適用基準に適合しなかった場合の取扱

第11条 主約款の規定の準用

健康体割引特約（2019）

（この特約の内容）

この特約は、被保険者の喫煙状況および健康状態が会社の定めた基準に適合する場合に、この特約を付加して締結した主契約および主契約に付加された会社所定の特約の保険料率として非喫煙者健康体保険料率または非喫煙者保険料率を適用し、より低廉な保険料による保障を提供することを目的とするものです。

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、被保険者の喫煙状況および健康状態が会社の定めた基準に適合する場合において、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

② この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

2. 告知義務および特約等の解除

第3条（喫煙状況等に関する告知義務）

会社が、この特約もしくは第5条（主契約等の保険料率）第1項に規定する非喫煙者健康体保険料率もしくは非喫煙者保険料率を適用させる会社所定の特約（以下「対象特約」といいます。）の付加または復活の際、主契約または対象特約の支払事由および保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項である被保険者の喫煙状況および健康状態について書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第4条（喫煙状況等の告知義務違反による解除）

① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって主契約、対象特約またはこの特約を解除することができます。

② 会社は、主契約もしくは対象特約の給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、主契約、対象特約またはこの特約を解除することができます。

③ 第1項または前項の規定により主契約、対象特約またはこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

④ この特約を解除した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 主契約の保険料の払込を免除する前または保険料払込期間が満了する前にこの特約を解除した場合には、会社の定めた方法で計算した金額を授受し、その後の保険料を改めます。

2. 主契約の保険料の払込を免除した後または保険料払込期間が満了した後にこの特約を解除した場合には、会社の定めた方法で計算した金額を授受します。

3. 保険料率

第5条（主契約等の保険料率）

- ① この特約を付加した主契約の保険料率は、被保険者の喫煙状況、健康状態により非喫煙者健康体保険料率、または、被保険者の喫煙状況により非喫煙者保険料率とします。
- ② 対象特約の保険料率は、主契約の保険料率と同一とします。

4. 特約の失効および消滅

第6条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

5. 特約の復活

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとみなします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。
- ③ この特約の復活の際の被保険者の喫煙状況および健康状態により、復活後の主契約および対象特約に適用する保険料率を、非喫煙者健康体保険料率から非喫煙者保険料率に変更することがあります。
- ④ 前項により、主契約および対象特約の保険料率を変更した場合には、会社の定めた方法によって計算した金額を授受し、その後の保険料を改めます。
- ⑤ 被保険者の喫煙状況および健康状態が会社の定めた基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主約款の規定によって保険契約が復活するときには、会社の定めた方法で計算した金額を授受し、その後の保険料を改めます。

6. 特約の解約

第8条（特約の解約）

この特約の解約は取り扱いません。

7. その他の事項

第9条（喫煙状況等に関する告知の誤りの処理）

この特約もしくは対象特約の付加または復活の際に、告知書に記載された被保険者の喫煙状況および健康状態に誤りがあった場合には、つぎに定めるところによります。

1. 主契約の保険料の払込を免除する前または保険料払込期間が満了する前に、誤りが判明した場合には、会社の定めた方法で計算した金額を授受し、その後の保険料を改めます。
2. 主契約の保険料の払込を免除した後または保険料払込期間が満了した後、誤りが判明した場合には、会社の定めた方法で計算した金額を授受します。

第10条（非喫煙者健康体保険料率または非喫煙者保険料率の適用基準に適合しなかった場合の取扱い）

- ① 第5条（主契約等の保険料率）に規定する保険料率により計算した第1回保険料に相当する金額が払い込まれた後に、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、第5条（主契約等の保険料率）に規定する保険料率により計算した第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日（その日が被保険者についての告知の前もしくは「その告知の日」）を、この保険契約または対象特約の責任開始期とします。
 1. 被保険者の健康状態が会社の定めた基準に適合しないため、会社が非喫煙者保険料率とする保険契約の申込を承諾する場合
 2. 被保険者の喫煙状況が会社の定めた基準に適合しないため、会社がこの特約を締結しない保険契約の申込を承諾する場合
 3. 被保険者の喫煙状況または健康状態が会社の定めた基準に適合しないため、会社がこの特約の保険料率を適用しない対象特約の申込を承諾する場合
- ② 前項の場合、保険契約者は会社への払込を要する金額を払い込んでください。

第11条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
第2条 特約の保険期間

2. 告知義務および特約等の解除

- 第3条 健康診断の受診状況に関する告知義務
第4条 健康診断の受診状況の告知義務違反による解除

3. 保険料率

- 第5条 主契約等の保険料率

4. 特約の失効および消滅

- 第6条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第7条 特約の復活

6. 特約の解約

- 第8条 特約の解約

7. その他の事項

- 第9条 健康診断の受診状況に関する告知の誤りの処理
第10条 健康診断の受診状況が会社の定めた基準に適合しなかった場合の取扱
第11条 主約款の規定の準用

ヘルスケア特約 (2019)

(この特約の内容)

この特約は、被保険者の健康診断の受診状況が会社の定めた基準に適合する場合に、この特約を付加して締結した主契約および主契約に付加された会社所定の特約の保険料率としてヘルスケア保険料率を適用し、より低廉な保険料による保障を提供することを目的とするものです。

1. 総則

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、被保険者の健康診断の受診状況が会社の定めた基準に適合する場合において、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
② この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条 (特約の保険期間)

この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

2. 告知義務および特約等の解除

第3条 (健康診断の受診状況に関する告知義務)

会社が、この特約の付加の際、主契約または第5条（主契約等の保険料率）に規定するヘルスケア保険料率を適用させる会社所定の特約（以下「対象特約」といいます。）の支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項である被保険者の健康診断の受診状況について書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第4条 (健康診断の受診状況の告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって主契約、対象特約またはこの特約を解除することができます。
② 会社は、主契約もしくは対象特約の給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、主契約、対象特約またはこの特約を解除することができます。
③ 第1項または前項の規定により主契約、対象特約またはこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。
④ この特約を解除した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 主契約の保険料の払込を免除する前または保険料払込期間が満了する前にこの特約を解除した場合には、会社の定めた方法で計算した金額を授受し、その後の保険料を改めます。
2. 主契約の保険料の払込を免除した後または保険料払込期間が満了した後にこの特約を解除した場合には、会社の定めた方法で計算した金額を授受します。

3. 保険料率

第5条（主契約等の保険料率）

この特約を付加した主契約および対象特約の保険料率は、被保険者の健康診断の受診状況によりヘルスクエア保険料率とします。

4. 特約の失効および消滅

第6条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

5. 特約の復活

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとみなします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の解約

第8条（特約の解約）

この特約の解約は取り扱いません。

7. その他の事項

第9条（健康診断の受診状況に関する告知の誤りの処理）

この特約の付加の際に、告知書に記載された被保険者の健康診断の受診状況に誤りがあった場合には、つぎに定めるところによります。

1. 主契約の保険料の払込を免除する前または保険料払込期間が満了する前に、誤りが判明した場合には、会社の定めた方法で計算した金額を授受し、その後の保険料を改めます。
2. 主契約の保険料の払込を免除した後または保険料払込期間が満了した後に、誤りが判明した場合には、会社の定めた方法で計算した金額を授受します。

第10条（健康診断の受診状況が会社の定めた基準に適合しなかった場合の取扱）

- ① 第5条（主契約等の保険料率）に規定する保険料率により計算した第1回保険料に相当する金額が払い込まれた後に、被保険者の健康診断の受診状況が会社の定めた基準に適合しないため、会社がこの特約を締結しない保険契約の申込を承諾する場合には、第5条（主契約等の保険料率）に規定する保険料率により計算した第1回保険料に相当する金額が払い込まれた日（その日が被保険者についての告知の前ときには、「その告知の日」）を、この保険契約の責任開始期とします。
- ② 前項の場合、保険契約者は会社への払込を要する金額を払い込んでください。

第11条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

備考

健康診断

「健康診断」とは、定期健康診断、特定健康診査などをいい、人間ドックを含みます。

(この特約の内容)

- 第1条 特約の適用
- 第2条 責任開始期
- 第3条 第1回保険料の払込および猶予期間
- 第4条 第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合
- 第5条 第1回保険料の不払による無効
- 第6条 特約の解約
- 第7条 主約款の規定の準用
- 第8条 無配当特別終身保険（Ⅰ型）に付加した場合の特則
- 第9条 無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則

- 第10条 特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅰ型）が付加された主契約に付加した場合の特則
- 第11条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
- 第12条 無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）に付加した場合の特則

責任開始期に関する特約

(この特約の内容)

この特約は、第1回保険料の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約申込書を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い方から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

この特約は、無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者からの申出があり、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

第2条（責任開始期）

この特約を付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）

- ① 保険契約者は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、同様とします。）を払込期間内に払い込んでください。
- ② 前項の払込期間は、責任開始期の属する日からその日を含めて責任開始期の属する月の翌月末日までとします。
- ③ 第1回保険料の払込の猶予期間は、前項に定める払込期間の翌月初日から末日までとします。

第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

- ① 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間までに主約款の規定に基づいて遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款の規定に基づいて差し引くべき未払込の保険料がある場合は第1回保険料と合わせて支払うべき金額から差し引きます。
- ② 前項の場合、年金が第1回保険料（前項ただし書きの未払込の保険料を含みます。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料（前項ただし書きの未払込の保険料を含みます。以下本項において同様とします。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき年金を支払いません。
- ③ 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間までに主約款の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料（主約款の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込の保険料がある場合は、その未払込の保険料を含みます。）を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条（第1回保険料の不払による無効）

- ① 第1回保険料の猶予期間満了までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第1項に該当する場合を除きます。
- ② 本条の規定によって保険契約を無効とした場合、責任準備金その他の払戻金の払戻はありません。

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第8条（無配当特別終身保険（Ⅰ型）に付加した場合の特則）

無配当特別終身保険（Ⅰ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「無配当特別終身保険（Ⅰ型）」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）」とあるのは「保険金」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「保険金」と読み替えます。

第9条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）」とあるのは「特定疾病年金（以下「年金」といいます。）」と読み替えます。

第10条（特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅰ型）が付加された主契約に付加した場合の特則）

特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅰ型）が付加された主契約にこの特約を付加した場合には、第8条第2項または前条第2項の規定にかかわらず、第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「主約款の規定に基づいて遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）」とあるのは「主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、年金、給付金または一時金（以下「保険金等」といいます。）」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「保険金等」と読み替えます。

第11条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「主たる保険契約」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）」とあるのは「主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、年金、給付金または一時金（以下「保険金等」といいます。）」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「保険金等」と読み替えます。

第12条（無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）に付加した場合の特則）

無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）にこの特約を付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第1条（特約の適用）の規定中、「無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）」とあるのは「主たる保険契約」と読み替えます。
2. 第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）第1項の規定中、「遺族年金もしくは高度障害年金または三大疾病年金（以下「年金」といいます。）」とあるのは「給付金」と、同条第2項の規定中、「年金」とあるのは「給付金」と読み替えます。

(この特約の内容)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 指定代理請求人への解除通知
- 第6条 特約の解約
- 第7条 特約を付加した場合の取扱
- 第8条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
- 第9条 学資保障保険等に付加した場合の特則
- 第10条 生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則
- 第11条 共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則
- 第12条 会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則
- 第13条 会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則

- 第14条 主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則
- 第15条 主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則
- 第16条 遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
- 第17条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
- 第18条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
- 第19条 主契約に介護年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則
- 第20条 主契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則

別表 請求書類

指定代理請求特約

(この特約の内容)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定または変更指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを主な目的とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除、年金の一括支払の請求およびその受領を含み、給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

1. 被保険者が受取人に指定されている保険金等
2. 被保険者が受け取ることとなる保険金等
3. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等
4. 前3号に定める保険金等とともに支払われる金額
5. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

- ① この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がされなかったものとみなします。

1. つぎの範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている者
 - イ. 被保険者の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、名称の如何を問いません。）の受取人

- エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
 - ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
 - ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、必要書類（別表）を提出してください。
 - ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、保険契約者に書面により通知します。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- ① 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定めるいずれかの事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定された指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - 1. 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
 - 2. 傷病名（会社が認めるものに限ります。）の告知を受けていない場合
 - 3. その他前2号に準じた状態である場合
- ② 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- ③ 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、第1号に該当するときは、第2号に定める者が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - 1. つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - イ. 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - ウ. 指定代理請求人が指定されていない場合
 - エ. 指定代理請求人が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合またはこれに準じる状態であると会社が認めた場合
 - 2. つぎの範囲内の者
 - ア. 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者
 - イ. 前ア. に該当する者がいない場合、または前ア. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、その受取人と同居しまたはその受取人と生計を一にしている3親等内の親族
 - ウ. 前ア. およびイ. に該当する者がいない場合、または前ア. およびイ. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者
- ④ 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
 - 1. 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者
 - 2. 故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者
- ⑥ 事実の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。また、会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同じとします。

第5条（指定代理請求人への解除通知）

この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

- 1. 告知義務違反による解除
- 2. 重大事由による解除

第6条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、必要書類（別表）を提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に書面により通知します。

第7条（特約を付加した場合の取扱）

- ① この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。
- ② 保険金等の受取人が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

第8条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

第9条（学資保障保険等に付加した場合の特則）

この特約をこども積立保険、こども積立保険（85）、こども積立保険（93）、学資保障保険、学資保障保険（85）、学資保障保険（93）、こども積立貯蓄保険、こども積立貯蓄保険（91）またはこども積立貯蓄保険（93）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号の規定中、「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則）

この特約が生存給付金付特殊養老保険、生存給付金付特殊養老保険（86）、生存給付金付特殊養老保険（90）または生存給付金付特殊養老保険（93）に付加されている場合で、婚姻時の特別取扱により被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。この場合、保険契約者は新たに指定代理請求人を指定してください。

第11条（共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則）

この特約を共存給付金付連生定期保険（88）または共存給付金付連生定期保険（90）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第2条（特約の対象となる保険金等）第1号および第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と、第3号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等」とあるのは「保険契約者が受け取ることとなる保険金等」と、第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
3. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎに定めるとおり取り扱います。
 - ア. 第1項本文および第1号をつぎのとおり読み替えます。
 - 「① この特約を付加する場合、保険契約者は、第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約の被保険者1人につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。
 - 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 第1被保険者または第2被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 第1被保険者または第2被保険者の直系血族
 - ウ. 第1被保険者または第2被保険者の3親等内の親族
 - イ. 第1項第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
 - ウ. 第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。
 4. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「第1

被保険者または第2被保険者」と読み替えます。

5. 第5条（指定代理請求人への解除通知）の規定中、「被保険者」とあるのは「第2被保険者」と読み替えます。

第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した会社の定める変額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ③ この特約を夫婦年金特則を適用する申込をした主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
 2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項、第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
 3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。
 4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
- ④ この特約を付加した主契約に夫婦年金特則を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
 - イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ⑤ この特約を夫婦年金特則を適用した主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第1条（特約の締結）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
 2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 第1項、第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。
 - イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。
 4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。
 5. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
- ⑥ この特約を付加した主契約に夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した場合には、第1項各号の規定を適用します。この場合、第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- ⑦ この特約を夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した主契約に付加する場合には、第2項の規定を適用します。この場合、第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第13条（会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した会社の定める定額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、前条第1項各号の規定を適用します。
- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、前条第2項の規定を適用します。
- ③ この特約を付加した無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）の介護認知症年金支払開始日以後は、前条第1項各号の規定を適用します。この場合、前条第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは、「介護認知症年金受取人」と読み替えます。
- ④ この特約を無配当介護認知症保障型個人年金保険（通貨選択・I型）の介護認知症年金支払開始日以後に付加する場合には、前条第2項の規定を適用します。この場合、前条第2項の規定中、「年金受取人」と

とあるのは、「介護認知症年金受取人」と読み替えます。

第14条（主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約が付加された場合で、年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、年金支払に移行した部分について、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。
- ② この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（I型）が付加された場合は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- ③ 年金支払移行特約が付加された保険契約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、年金支払に移行した部分について第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。
- ④ 年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（I型）が付加された保険契約にこの特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第15条（主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① 年金払定期保険特約が付加された保険契約にこの特約が付加された場合で、年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。
- ② 年金払定期保険特約が付加された保険契約の年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。

第16条（遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- ① 会社の定める遺族年金支払特約（以下「遺族年金支払特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 1. 遺族年金支払特約等による年金基金設定日以後、遺族年金受取人は、遺族年金支払特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等とし、この特約を付加することができます。
 2. すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定によりこの特約が付加されないかぎり、遺族年金支払特約等による年金は、この特約の対象となる保険金等には該当しません。
- ② 前項第1号の規定により付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、遺族年金支払特約等による年金とします。」
 2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）
① この特約を付加する場合、遺族年金受取人は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された遺族年金支払特約等につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。
 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 遺族年金受取人の戸籍上の配偶者
 - イ. 遺族年金受取人の直系血族
 - ウ. 遺族年金受取人の3親等内の親族
 2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、遺族年金受取人のために遺族年金支払特約等による年金を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 遺族年金受取人と同居または遺族年金受取人と生計を一にしている者
 - イ. 遺族年金受取人の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡一時金の受取人
 - エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者
 - ② 遺族年金受取人は、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
 - ③ 遺族年金受取人は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。

- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、遺族年金受取人は、必要書類（別表）を提出してください。
- ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、遺族年金受取人に書面により通知します。」
3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。
4. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。

第17条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
- ② この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。

第18条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合には、前条の規定を準用します。

第19条（主契約に介護年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護年金支払移行特約が付加された場合、介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護年金支払移行特約が付加された保険契約の介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ③ 前2項の規定は、この特約および年金払介護保障特約が付加された保険契約に準用します。

第20条（主契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された場合、介護認知症年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護認知症年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の介護認知症年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護認知症年金受取人」と読み替えます。

別表 請求書類

	項目	必要書類
1	保険金等の指定代理請求	(1) 主約款または主特約条項に定める保険金等の請求に関する必要書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
2	指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。		

第1条 特約の締結
第2条 条件
第3条 特約の解約

別表1 不担保とする部位および疾病

別表2 対象となる所定の感染症

疾病入院・手術に関する特別条件特約

第1条 (特約の締結)

つぎの各号のいずれかに該当する際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の標準とする普通の危険に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。

1. 医療給付金付定期保険、医療給付金付終身保険、無配当医療給付金付定期保険、無配当医療給付金付終身保険、無配当新医療保険、無配当終身医療保険（ α ）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅰ型）、無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅱ型）または無配当終身医療保険（無解約払戻金・Ⅲ型）（以下「医療保険」といいます。）を締結するときまたは復活もしくは復旧するとき
2. 疾病入院特約、短期疾病入院特約、集中治療室入院特約、成人病入院特約、女性疾病入院特約、手術特約、新通院給付特約、妻の疾病入院特約、妻の手術特約、ガン特約（医療）、ガン入院特約（医療）、成人病特約（医療）、成人病入院特約（医療）、女性疾病入院特約（医療）、短期入院特約（医療）、集中治療室入院特約（医療）、手術特約（医療）、長期療養特約（医療）、通院給付特約（医療）、新通院給付特約（医療）、入院・手術特約（ α ）、生活習慣病入院特約（ α ）、先進医療給付特約、女性疾病給付特約（2019）、通院給付特約（2019）、三大疾病一時給付金特約（2019）、入院一時給付特約（2020）、がん一時給付特約（2020）または三大疾病一時給付特約（2020）（以下「疾病入院特約等」といいます。）を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結するときまたは疾病入院特約等を復活もしくは復旧するとき

第2条 (条件)

- ① この特約により医療保険または疾病入院特約等に付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のうちどれか1つまたは2つ以上の方法によります。

1. 特定疾病・特定部位不担保法

この方法による場合には、この特約を付加する際に定めた不担保期間中に、別表1のうちから会社が指定した疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。以下「特定疾病」といいます。）または会社が指定した部位（以下「特定部位」といいます。）に生じた疾病を直接の原因とし、疾病入院給付金、特約疾病入院給付金、短期疾病入院給付金、集中治療室入院給付金、特約集中治療室入院給付金、成人病入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金、ガン入院給付金、入院見舞給付金、特約入院見舞給付金、長期療養給付金、手術給付金、特約手術給付金、通院給付金、妻の疾病入院給付金、妻の手術給付金、先進医療給付金、入院一時給付金、乳房再建術給付金、がん一時給付金、心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金（以下「給付金」といいます。）の支払事由が生じた場合、会社は、その給付金を支払いません。ただし、被保険者が、不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

2. 給付金削減支払法

この方法による場合には、この特約を主契約に付加する際に定めた給付金削減期間中に、給付金の支払事由が生じた場合、会社は、被保険者について定められた給付金額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います。ただし、疾病入院給付金、特約疾病入院給付金、短期疾病入院給付金、集中治療室入院給付金、特約集中治療室入院給付金、成人病入院給付金、生活習慣病入院給付金、女性疾病入院給付金、ガン入院給付金、通院給付金または妻の疾病入院給付金においては、削減期間中の入院日数および通院日数について、入院見舞給付金および特約入院見舞給付金においては、削減期間中に開始された入院により、疾病入院給付金または特約疾病入院給付金が支払われることによる削減期間中の入院見舞給付金および特約入院見舞給付金について、入院一時給付金においては、削減期間中に開始された入院により、疾病入院給付金の支払事由に該当することによる削減期間中の入院一時給付金についてこの取扱をします。

3. 特別保険料領収法

この方法による場合には、危険の程度に応じて特別保険料の金額を定めます。

- ② 前項の規定については、不慮の事故または不慮の事故以外の外因ならびに所定の感染症（別表2）によって、入院給付金の支払事由に該当した場合には、適用しません。

第3条 (特約の解約)

- ① この特約の解約は取り扱いません。
- ② 主契約または疾病入院特約等が解約その他の事由により消滅した場合、この特約も同時に消滅したものとみなします。
- ③ 前項の場合、この特約の解約払戻金はありません。

別表1 不担保とする部位および疾病

1. 眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）
2. 耳（内耳、中耳、外耳を含みます。）および乳様突起
3. 鼻（副鼻腔を含みます。）
4. 口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
5. 甲状腺
6. 咽頭（扁桃を含みます。）および喉頭（声帯を含みます。）
7. 食道
8. 胃および十二指腸
9. 小腸
10. 盲腸（虫様突起を含みます。）
11. 大腸および直腸
12. 直腸および肛門
13. 肝臓、胆嚢および胆管
14. 脾臓
15. 肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
16. 腎臓および尿管
17. 膀胱および尿道
18. 睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
19. 前立腺
20. 卵巣、卵管および子宮付属器
21. 子宮
22. 異常妊娠および異常分娩（帝王切開を含みます。）
23. 乳房（乳腺を含みます。）
24. 頸椎部（当該神経を含みます。）
25. 胸椎部（当該神経を含みます。）
26. 腰椎部（当該神経を含みます。）
27. 仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
28. 左肩関節部
29. 右肩関節部
30. 左股関節部
31. 右股関節部
32. 左上肢（左肩関節部を除きます。）
33. 右上肢（右肩関節部を除きます。）
34. 左下肢（左股関節部を除きます。）
35. 右下肢（右股関節部を除きます。）
37. 皮膚（頭皮を含みます。）
38. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
39. 鎖骨
40. 腎・尿管結石
41. 胆石および胆嚢炎
42. 胆嚢ポリープ
43. 胃ポリープ
44. 外傷に伴う合併症および後遺症
46. 脊柱（頸椎、胸椎、腰椎および当該神経を含みます。）

別表2 対象となる所定の感染症

対象となる所定の感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
1. コレラ	A00
2. 腸チフス	A01.0
3. パラチフスA	A01.1
4. 細菌性赤痢	A03
5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6. ペスト	A20
7. ジフテリア	A36
8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9. ラッサ熱	A96.2
10. クリミヤ・コンゴ< Crimean-Congo >出血熱	A98.0
11. マールブルグ< Marburg >ウイルス病	A98.3
12. エボラ< Ebola >ウイルス病	A98.4
13. 痘瘡	B03
14. 重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限りません。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症について、上記の対象となる所定の感染症に含めます。ただし、当該感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項または第4項の感染性の疾病に追加されたのち、それらの感染性の疾病から除外された日以後に支払事由に該当した場合は対象外とします。

第1条	特約の適用	第11条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
第2条	責任開始期および契約日の特例	第12条	特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第3条	保険料率	第13条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第4条	保険料の払込		
第5条	保険料口座振替不能の場合の取扱		
第6条	諸変更		
第7条	特約の消滅		
第8条	主約款の規定の準用		
第9条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則		
第10条	三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則		

保険料口座振替特約（定額保険用）

第1条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 1. 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。）に設置してあること
 2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委任すること

第2条（責任開始期および契約日の特例）

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. この特約を適用し、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同様とします。）から口座振替を行なう場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料が指定口座から振り替えられた日を会社の責任開始の日とします。この場合、契約日はつぎのア、またはイ、のとおりとします。
 - ア. 月払契約の契約日
会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日とします。
 - イ. 年払契約の契約日
会社の責任開始の日とします。
 2. この特約を月払契約に適用し、第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日を契約日とします。
 3. 2月末日が提携金融機関等の休業日に該当するために、第1回保険料が振り替えられた日が3月1日となる月払契約については、第1号の規定にかかわらず、第1回保険料が会社の口座に振り替えられた日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。
 4. 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、前3号の契約日を基準とします。
- ② 前項第4号の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、主約款に定める会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条（保険料率）

- ① この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の前納を行なう場合は、普通保険料率を基準として割引を行ないます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の自動貸付を行なう場合は、普通保険料率を基準とします。

第4条（保険料の払込）

- ① 保険料は主約款の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料から口座振替を行なう場

合は、主約款に定める払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。)に指定口座から保険料に相当する金額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

- ② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は、振替日の前日までに保険料に相当する金額を指定口座に預入しておくことを要します。
- ⑤ 口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- ① 振替日に第1回保険料の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、保険契約者は、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特例）第1項第1号の規定は適用しません。
- ② 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 1. 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
 - 2. 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
- ③ 前項の場合で翌月の振替日に保険料の口座振替が不能となったときまたは前項以外の理由によって保険料の口座振替が不能となったときには、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。
- ② 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。
- ③ 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- 1. 保険契約が消滅または失効したとき
- 2. 保険料の払込を要しなくなったとき
- 3. 他の保険料の払込方法〔経路〕に変更したとき
- 4. 提携金融機関等に指定口座がなくなったとき、または提携金融機関等との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

- ① この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第2条（責任開始期および契約日の特例）はつぎのとおり読み替えます。

「第2条（契約日の特例）」

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合における契約日は、つぎの各号のとおりとします。

1. 月払契約の契約日

主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

2. 年払契約の契約日

主約款の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、前項の契約日を基準とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。」
- ② この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第4条（保険料の払込）はつぎのとおり読み替えます。

「 第4条（保険料の払込）

- ① 保険料は主約款および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、会社の定めた日（第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合は、主約款に定める払込期月（第2回目の保険料の場合、主約款に定める猶予期間を含みます。）中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- ② 前項の口座振替を行なう場合で第1回保険料と第2回以後の保険料の振替日が同日となる場合、合算した保険料の口座振替を行ないます。
- ③ 前2項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ④ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対してその振替順序を指定できないものとします。
- ⑤ 保険契約者は、振替日の前日までに保険料に相当する金額を指定口座に預入しておくことを要します。
- ⑥ 口座振替により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。」
- ③ この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）はつぎのとおり読み替えます。

「 第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

- ① 責任開始期に関する特約条項第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）に規定する払込期間（以下「第1回保険料の払込期間」といいます。）の振替日（第1回保険料の払込期間中に複数回の振替日がある場合、その最終の振替日とします。）に第1回保険料（前条第2項に該当する場合は合算した保険料。以下、本項において同様とします。）の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 月払契約の場合、責任開始期に関する特約条項第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）に規定する猶予期間（以下「第1回保険料の猶予期間」といいます。）中の振替日に第1回保険料と翌月分を合算した保険料の口座振替を行ないます。
2. 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
- ② 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が預金残高不足により振替不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、前項の場合は除きます。
1. 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
2. 年払契約の場合、振替日の翌月の振替日に再度口座振替を行ないます。
- ③ 第1項の場合で第1回保険料の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替が不能となったときには、保険契約者は第1回保険料の猶予期間内に第1回保険料および払込期月が到来した第2回以後の保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。
- ④ 第2項の場合で翌月の振替日に保険料の口座振替が不能となったときまたは第2項以外の理由によって保険料の口座振替が不能となったときには、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。」

第10条（三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合の特則）

この特約を三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第11条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第12条（特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第13条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第1条	特約の適用	第10条	三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
第2条	責任開始期および契約日の特例	第11条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
第3条	保険料率	第12条	特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第4条	保険料の払込	第13条	無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
第5条	クレジットカードの有効性等の確認ができない場合または提携カード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱		
第6条	諸変更		
第7条	特約の消滅		
第8条	主約款の規定の準用		
第9条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則		

保険料クレジットカード払特約

第1条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 1. 保険契約者の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）が、会社と保険料決済の取扱を提携しているクレジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）のクレジットカードであること
 2. クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内（以下「クレジットカードの有効性等」といいます。）であること
 3. 保険契約者と、クレジットカードの名義人が同一であること
- ③ 会社は、この特約の適用に際して、提携カード会社にクレジットカードの有効性等の確認を行なうものとします。

第2条（責任開始期および契約日の特例）

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. この特約を適用し、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同様とします。）からクレジットカードで保険料に相当する金額を決済すること（以下「クレジットカード払」といいます。）により払い込む場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料について会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、クレジットカード払を承諾した日（被保険者に関する告知前に承諾を得た場合には、その告知の日）を会社の責任開始の日とします。この場合、契約日はつぎのア、またはイ、のとおりとします。
 - ア. 月払契約の契約日
会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日とします。
 - イ. 年払契約の契約日
会社の責任開始の日とします。
 2. 前号の場合、会社が保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に書面により通知します。
 3. この特約を月払契約に適用し、第2回以後の保険料からクレジットカードにより払い込む場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とします。ただし、保険契約者の申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、会社の責任開始の日を契約日とします。
 4. 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、第1号および前号の契約日を基準とします。
- ② 前項第4号の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、主約款に定める会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。

第3条（保険料率）

この特約を適用する月払契約の保険料率は、クレジットカード払保険料率とします。

第4条（保険料の払込）

- ① 保険料は主約款の規定にかかわらず、つぎの時にクレジットカード払によって、会社に払い込まれるものとします。
 1. 第1回保険料の場合は、会社がクレジットカード払を承諾したとき
 2. 第2回以後の保険料の場合は、主約款に定める払込期月中の会社の定めた日
- ② 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約のクレジットカード払を行なう場合には、保険契約者は会社に対しその決済順序を指定できないものとします。
- ③ 保険契約者は、提携カード会社の会員規約等にしがたい、保険料に相当する金額を提携カード会社に支払うことを要します。
- ④ クレジットカード払により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（クレジットカードの有効性等の確認ができない場合または提携カード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱）

- ① クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。
- ② 提携カード会社から保険料相当額を領収できない場合には、つぎのとおり取り扱います。
 1. クレジットカードの有効性等の確認が行なわれた後に保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を支払っている場合には、つぎの払込期月の保険料からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。
 2. クレジットカードの有効性等の確認が行なわれた後に保険契約者が提携カード会社に対して保険料相当額を支払っていない場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕に変更してください。
この場合、この変更が行なわれる前のその払込期月の保険料については第4条（保険料の払込）第1項第2号（第1回保険料の場合は第4条第1項第1号）は適用しません。
- ③ 前2項によりクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法〔経路〕を変更するまでの保険料は、主約款に定める猶予期間内に払込期月（第1回保険料の場合は会社の定めた日）を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 保険契約者は、クレジットカードを同一の提携カード会社が発行する他のクレジットカードに変更することができます。また、クレジットカードを発行している提携カード会社とは別の提携カード会社が発行しているクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
- ② 保険契約者が、保険料のクレジットカード払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社に申し出て、他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。
- ③ 提携カード会社が保険料のクレジットカード払の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者はクレジットカードを別の提携カード会社の発行するクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法〔経路〕を選択してください。

第7条（特約の消滅）

つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

1. 保険契約が消滅または失効したとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法〔経路〕に変更したとき
4. 第1条（特約の適用）第2項のいずれかの条件を満たさなくなったとき

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

- ① この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第2条（責任開始期および契約日の特例）はつぎのとおり読み替えます。
「第2条（契約日の特例）」

- ① 保険契約締結の際に、この特約を付加する場合における契約日は、つぎの各号のとおりとします。

1. 月払契約の契約日

主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、責任

開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する月の翌月1日とします。ただし、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

2. 年払契約の契約日

主約款の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日とします。

- ② 保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間の計算および年齢の計算は、前項の契約日を基準とします。
- ③ 前項の規定にかかわらず、月払契約において責任開始期から契約日の前日までの間に保険事故が生じたときは、責任開始期に関する特約に規定する責任開始期の属する日を契約日とし、その日を基準として保険期間、保険料払込期間その他この保険契約における期間および年齢を再計算し、保険料に過不足があれば精算します。」
- ② この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、第4条（保険料の払込）はつぎのとおり読み替えます。

「第4条（保険料の払込）

- ① 保険料は主約款および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、つぎの時にクレジットカード払によって、会社に払い込まれるものとします。
 - 1. 第1回保険料の場合は、会社がクレジットカード払を承諾したとき
 - 2. 第2回以後の保険料の場合は、主約款に定める払込期月（第2回目の保険料の場合、主約款に定める猶予期間を含みます。）中の会社の定めた日
- ② 前項のクレジットカード払を行なう場合で第1回保険料と第2回以後の保険料の決済日が同日となる場合、合算した保険料のクレジットカード払を行ないます。
- ③ 同一のクレジットカードで2件以上の保険契約のクレジットカード払を行なう場合には、保険契約者は会社に対してその決済順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は、提携カード会社の会員規約等にしたいがい、保険料に相当する金額を提携カード会社に支払うことを要します。
- ⑤ クレジットカード払により払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。」

第10条（三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

この特約を三大疾病保険料払込免除特則または三大疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第11条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第12条（特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病保険料払込免除特則、特定疾病保険料払込免除ワイド特則または特定疾病収入保障特則が適用された無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

第13条（無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当特定疾病収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合、主約款に定める給付責任開始日については、前条までの規定にかかわらず、主約款の契約日を基準として計算します。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談窓口

○生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
受付時間9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

 **0120-302-572**

○この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。